

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
<p>第1章 総則 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p>		<p>第1章 総則 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p>	
標準的な接続箇所	内 容	標準的な接続箇所	内 容
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(1) - 2 <u>MDF又は当社の局内スプリッタ</u>	他事業者が設置する局内スプリッタ若しくはDSL装置と端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間に設置されるMDF(端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は他事業者のDSL装置と当社の局内スプリッタの間の当社配分架の他事業者側コネクタ	(1) - 2 MDF	他事業者が設置する局内スプリッタ若しくはDSL装置と端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間に設置されるMDF(端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子
<p>第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き (相互接続点の調査及び設置申込み) 第10条の3 1~5(略)</p> <p>6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。</p> <p>ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超え</p>		<p>第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き (相互接続点の調査及び設置申込み) 第10条の3 1~5(略)</p> <p>6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては<u>空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架</u>(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、<u>空き場所の量が6基準架未満のときは2架</u>、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。</p> <p>ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超え</p>	

て、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

- (1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき
- (2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率（接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。）が0.5に満たないとき

7～8（略）

（相互接続点の設置）

第10条の4 接続申込者は、前条第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

- (1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき
- (2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率（接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。）が0.5に満たないとき

7～8（略）

9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要すものとし、その通信用建物内に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、他事業者ラックといいます。）現に設置している他事業者ラックがあるときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができないと判断した理由を証する書面の提示等を要します。

11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、その通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第9項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）とします。以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

- (1) 他事業者ラックが新たに設置できるとき
 - (2) 他事業者ラックが現に設置されているときであって、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置できるとき
 - (3) 当社ラックにおいてその接続に必要な装置等を設置できるスペースが確保できないこと
 - (4) 接続に必要な装置等をその当社ラックに設置することにより、当社ラックの強度不足若しくは損壊等、当社ラックの機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること又は当社ラックに設置するその他の装置の損壊等、その他の装置の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること
 - (5) 第5項第3号から第9号に規定する条件のいずれかに該当すること
- 12 第4項及び第7項の規定は、第9項の場合に準用します。

（相互接続点の設置）

第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5 - 2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

3 (略)

4 前項に規定する工事を完了することを要する期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合に準用します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

第3章 協定の締結手続き等

第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4) (略)

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5 - 2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

3 (略)

4 前項に規定する工事を完了することを要する期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合又は同条第12項により同条第7項の規定を準用し通知をした場合に準用します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

第3章 協定の締結手続き等

第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 7 欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1) ~ (3) (略)

(4) 主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人(民法第 34 条の規定により設立された法人をいいます。)の確認を受けていること。

第 3 章の 2 一括申込み

(一括申込み)

第 37 条の 5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること(以下「一括申込み」といいます。)ができます。この場合において、当社は、第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 5 項、第 10 条の 13 (電柱添架の申込み) 第 2 項又は第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 2 項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないものが含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1) 第 10 条の 3 第 1 項

(2) 第 10 条の 13 第 1 項

(3) 第 34 条の 2 第 1 項

(4) 第 10 条の 3 第 1 項及び第 34 条の 2 第 1 項

第 9 章 接続等の一時中断、停止及び中止

(接続の中止)

第 61 条 1 ~ 2 (略)

3 当社は、協定事業者が D S L 回線と接続する場合において、D S L 回線を含む端末系伝送路設備(以下この条において「端末回線伝送路設備」)を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則 4 年前(期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。)までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社が D S L 回線を撤去する際には、撤去前に利用している D S L サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限ります。)を使用した新たな代替サービス等(以下この条において「代替サービス」)を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。

(1) ~ (2) (略)

(3) 第 1 号及び第 2 号に規定する以外の場合であって、当社が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合であって、当社とその端末回線に接続する協定事業者間で端末回線伝送路設備の撤去についての協議が調った場合(協議が調わない場合であって、事業法第 35 条の規定に基づく総務大臣の裁定又は同法第 155 条の規定に基づく電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」といいます。)による仲裁判断がなされたときは、その裁定又は仲裁判断において当該伝送路設備の撤去が妥当とされた場合を含みます。)

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 7 欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1) ~ (3) (略)

(4) 一般社団法人テレコムサービス協会の確認を受けていること。

第 3 章の 2 一括申込み

(一括申込み)

第 37 条の 5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること(以下「一括申込み」といいます。)ができます。この場合において、当社は、第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 5 項、第 10 条の 13 (電柱添架の申込み) 第 2 項又は第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 2 項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないものが含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1) 第 10 条の 3 第 1 項

(2) 第 10 条の 13 第 1 項

(3) 第 34 条の 2 第 1 項

(4) 第 10 条の 3 第 1 項及び第 34 条の 2 第 1 項

(5) 第 10 条の 3 第 9 項

第 9 章 接続等の一時中断、停止及び中止

(接続の中止)

第 61 条 1 ~ 2 (略)

3 当社は、協定事業者が端末系伝送路設備(電気信号を伝送するものに限るものとし、D S L 回線及び音声帯域回線を含むものとします。以下この条において「端末回線伝送路設備」)と接続する場合において、端末回線伝送路設備を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則 4 年前(期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。)までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社が D S L 回線を撤去する際には、撤去前に利用している D S L サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限ります。)を使用した新たな代替サービス等(以下この条において「代替サービス」)を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。

(1) ~ (2) (略)

(3) 第 1 号及び第 2 号に規定する以外の場合であって、当社が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合であって、当社とその端末回線に接続する協定事業者間で端末回線伝送路設備の撤去についての協議が調った場合(協議が調わない場合であって、事業法第 35 条の規定に基づく総務大臣の裁定又は同法第 155 条の規定に基づく電気通信紛争処理委員会(以下「委員会」といいます。)による仲裁判断がなされたときは、その裁定又は仲裁判断において当該伝送路設備の撤去が妥当とされた場合を含みます。)

第 10 章 料金等

第 2 節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1 (網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1)~(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウ欄若しくは第 4 欄若しくは第 4 - 2 欄若しくは第 5 欄若しくは第 7 欄、ISM 折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL 回線管理機能、DSL 回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP 通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第 1 欄から第 4 欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第 28 条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。)

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第 78 条の 3 接続申込者が、第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み)第 1 項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第 10 条の 4 (相互接続点の設置)第 2 項若しくは第 4 項又は第 95 条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第 4 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み(接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。)を、第 10 条の 3 第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4 (違約金)第 4 (通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第 1 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) (略)

第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第 95 条 第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み)第 5 項又は第 6 項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(当該回答を当社が行った日から 6 ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。))及び第 10 条の 4 (相互接続点の設置)第 1 項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第 10 条の 4 第 1 項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日(第 1 号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のい

第 10 章 料金等

第 2 節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1 (網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1)~(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウ欄若しくは第 4 欄若しくは第 4 - 2 欄若しくは第 5 欄若しくは第 7 欄、ISM 折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL 回線管理機能、DSL 回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP 通信網回線管理機能、波長多重機能、下部端末回線管理機能又はルーティング伝送機能第 1 欄から第 4 欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第 28 条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。)

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第 78 条の 3 接続申込者が、第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み)第 1 項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第 10 条の 4 (相互接続点の設置)第 2 項若しくは第 4 項又は第 95 条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第 4 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み(接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。)を、第 10 条の 3 第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4 (違約金)第 4 (通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第 1 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) (略)

第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第 95 条 第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み)第 5 項、第 6 項又は第 11 項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(当該回答を当社が行った日から 6 ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。))及び第 10 条の 4 (相互接続点の設置)第 1 項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第 10 条の 4 第 1 項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日(第 1 号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備

ずれか遅い日をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事（以下「自前工事」といいます。）の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3（様式）様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日をいいます。）から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1)～(3)（略）

2～3（略）

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

第16章 雑則

（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)（略）

(2) 磁気媒体により指定された他社サービス契約者の契約者回線番号等が、それにより指定された利用期間において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(3)～(5)（略）

2 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係る不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者（他社サービス利用休止（みなし契約事業者の電気通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下この項において同じとします。）しているみなし契約者をいいます。）の異動事由（電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める電話加入権若しくは利用権の譲渡、契約者回線の利用の利用休止又は契約解除等をいいます。以下この条において同じとします。）の有無に関する情報（指定された年月日（その不締結契約者又はその他社サービス利用休止契約者からそのみなし契約事業者に対して契約を締結しない又は他社サービス利用休止する旨の意思表示があった日をいいます。以下この項において同じとします。）以降のものに限り

が整う日のいずれか遅い日をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事（以下「自前工事」といいます。）の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3（様式）様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日をいいます。）から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第11項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨回答した通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第1号及び第2号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1)～(3)（略）

2～3（略）

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

第16章 雑則

（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が当社が別に定める方式（当社は、情報の授受に用いる媒体等の方式について、みなし契約事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。以下この項及び次項において同じとします。）により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により回答します。

(1)（略）

(2) 当社が別に定める方式により指定された他社サービス契約者の契約者回線番号等が、それにより指定された利用期間において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(3)～(5)（略）

2 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者が当社が別に定める方式により指定した契約者回線番号等に係る不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者（他社サービス利用休止（みなし契約事業者の電気通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下この項において同じとします。）しているみなし契約者をいいます。）の異動事由（電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める電話加入権若しくは利用権の譲渡、契約者回線の利用の利用休止又は契約解除等をいいます。以下この条において同じとします。）の有無に関する情報（指定された年月日（その不締結契約者又はその他社サービス利用休止契約者からそのみなし契約事業者に対して契約を締結しない又は他社サービス利用休止する旨の意思表示があった日をいいます。以下この項において同じとします。）以

ます。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者回線番号等に係る異動事由の有無に関する情報(この条、第68条(手續費の支払義務)第1項第9号及び料金表第2表(工事費及び手續費)第2(手續費)2(手續費の額)2-1(手續費)の表中第8欄において「契約者情報」に含みます。)を磁気媒体により回答します。

(1) 磁気媒体により指定された契約者回線番号等が、指定された年月日において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(2) (略)

(3) 磁気媒体により指定された契約者回線番号等を不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者の契約者回線番号等として継続的に取扱うか否かを確認する目的のためだけに、提供された異動事由の有無に関する情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

降のものに限ります。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者回線番号等に係る異動事由の有無に関する情報(この条、第68条(手續費の支払義務)第1項第9号及び料金表第2表(工事費及び手續費)第2(手續費)2(手續費の額)2-1(手續費)の表中第8欄において「契約者情報」に含みます。)を当社が別に定める方式により回答します。

(1) 当社が別に定める方式により指定された契約者回線番号等が、指定された年月日において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(2) (略)

(3) 当社が別に定める方式により指定された契約者回線番号等を不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者の契約者回線番号等として継続的に取扱うか否かを確認する目的のためだけに、提供された異動事由の有無に関する情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2 - 1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～タ (略) チ 2 - 1 - 1 - 1 第4欄ア(ア)欄及びイ(イ)欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ツ～ネ (略)
(8)-2～(23) (略)	(略)
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1 第4欄ア(ア)欄若しくはイ(イ)欄又はイ(イ)欄若しくはイ(イ)欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。
(25)～(31) (略)	(略)

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2 - 1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～タ (略) チ 2 - 1 - 1 - 1 第4欄ア(イ)欄及びイ(イ)欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ツ～ネ (略)
(8)-2～(23) (略)	(略)
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1 第4欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。
(25)～(31) (略)	(略)

- 2 料金額
- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

				月額		
区 分			単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)		(略)	(略)	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,402円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,402円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,444円	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,529円	
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1 回線ごとに	1,529円		
(ウ) (ア)(イ)以外のもの			1 回線ごとに	1,575円		
イ 4線式のもの		1 回線ごとに	3,150円			
ウ~エ (略)		(略)	(略)			

- 2 料金額
- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

				月額		
区 分			単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(2) 回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)		(略)	(略)	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,723円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,723円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,775円	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,512円	
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1 回線ごとに	1,512円		
(ウ) (ア)(イ)以外のもの			1 回線ごとに	1,557円		
イ 4線式のもの		1 回線ごとに	3,115円			
ウ~エ (略)		(略)	(略)			

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	345円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	345円	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	— 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,575円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,575円
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,622円
			— 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	54円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	54円		
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)		(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	652円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	652円
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	— 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの				1回線ごとに	1,882円	
	C A B以外のもの				1回線ごとに	1,929円	
— 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	361円		
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	361円				

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(ア) (イ)以外の場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,555円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,555円	
				— 以外のもの	1回線ごとに	1,602円	
			(イ) 電話重畳する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	75円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	75円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)		(ア) (イ)以外の場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,846円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,846円
					— 以外のもの	1回線ごとに	1,893円
				(イ) 電話重畳する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	366円
保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに				366円		

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	856円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	856円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	882円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限りません。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	262円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	262円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	788円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	788円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	812円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限りません。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	273円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	273円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	204 円	—
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	468 円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物と間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.060 円	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	192 円	—
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	432 円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物と間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.262 円	

2-1-1-2の2 (略)

2 - 1 - 2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	180 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	189 円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	192 円	

2 - 1 の 2 I S M折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
I S M折返し機能	I S M交換機により、デジタル非制限モード通信でI S M交換機に収容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,294 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B + Dチャンネルごとに 85,565 円	—

2 - 1 - 2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	180 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	189 円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	193 円	

2 - 1 の 2 I S M折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
I S M折返し機能	I S M交換機により、デジタル非制限モード通信でI S M交換機に収容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,447 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B + Dチャンネルごとに 95,674 円	—

2 - 1 の 3 光信号電気信号変換機能

1 回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s タイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	410 円
		(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	410 円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	422 円
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	862 円
		イ 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	862 円
		ウ アイ以外のもの	888 円

2 - 1 の 3 光信号電気信号変換機能

1 回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s タイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	604 円
		(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	604 円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	622 円
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1,401 円
		イ 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,401 円
		ウ アイ以外のもの	1,443 円

2 - 1 の 4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	261 円
		(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	261 円
		(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	269 円

2 - 1 の 4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	305 円
		(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	305 円
		(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	314 円

	イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	256円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	256円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	264円	

	イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	368円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	368円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	379円	

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0896円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0637円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,083,333円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002839円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00003292円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003634円	
		オ リルルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00004259円	

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1064円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0813円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	11,583,333円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003508円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00004011円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00004490円	
		オ リルルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00005227円	

- 2 - 3 ~ 2 - 4 (略)
- 2 - 5 中継伝送機能
 - 2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 2 の 2 (略)

- 2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能
 - 2 - 5 - 3 - 1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1 回線ごとに 1 メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により 1 芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

- 2 - 5 - 3 - 2 (略)

- 2 - 5 - 3 - 3 加算料

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごと に	468 円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1 回線ごと に 1 メー トルあたり	1.060 円	

- 2 - 3 ~ 2 - 4 (略)
- 2 - 5 中継伝送機能
 - 2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 2 の 2 (略)

- 2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能
 - 2 - 5 - 3 - 1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1 回線ごとに 1 メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により 1 芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

- 2 - 5 - 3 - 2 (略)

- 2 - 5 - 3 - 3 加算料

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごと に	432 円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1 回線ごと に 1 メー トルあたり	1.262 円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考			
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合				
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	12,521円	11,482円	-	
	一般専用に係るもの	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,572円	8,127円	-	
	イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	118,372円	117,333円	-
			エコノミークラスのもの	11,838円	10,857円	-
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	12,067円	11,065円	-
			保守の区別がタイプ1-2のもの	12,521円	11,482円	-
			保守の区別が上記以外のもの	132,987円	130,909円	-
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	17,432円	15,470円	-
			保守の区別がタイプ1-2のもの	17,770円	15,771円	-
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	18,448円	16,370円	-
			保守の区別が上記以外のもの	147,463円	144,346円	-
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	162,036円	157,875円	-	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	191,174円	184,935円	-		
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	220,312円	211,995円	-		
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	278,593円	266,114円	-		
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	366,011円	347,293円	-		
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	453,429円	428,472円	-	
		エコノミークラスのもの	134,812円	111,268円	-	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	137,498円	113,485円	-	
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	142,873円	117,916円	-	
保守の区別が上記以外のもの		730,254円	685,539円	-		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,021,647円	956,136円	-			
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	エコノミークラスのもの	1,298,471円	1,213,203円	-	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	607,282円	527,742円	-	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	619,420円	538,288円	-	
		保守の区別が上記以外のもの	643,690円	559,378円	-	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考			
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合				
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,866円	10,449円	-	
	一般専用に係るもの	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,937円	7,751円	-	
	イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	92,852円	92,435円	-
			エコノミークラスのもの	10,273円	9,877円	-
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,473円	10,068円	-
			保守の区別がタイプ1-2のもの	10,866円	10,449円	-
			保守の区別が上記以外のもの	105,512円	104,672円	-
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	14,696円	13,904円	-
			保守の区別がタイプ1-2のもの	14,985円	14,175円	-
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	15,557円	14,717円	-
			保守の区別が上記以外のもの	118,008円	116,751円	-
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	130,616円	128,936円	-	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	155,826円	153,306円	-		
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	181,034円	177,674円	-		
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	231,453円	226,413円	-		
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	307,076円	299,522円	-		
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	382,703円	372,629円	-	
		エコノミークラスのもの	111,474円	101,970円	-	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	113,698円	104,002円	-	
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	118,141円	108,067円	-	
保守の区別が上記以外のもの		622,190円	604,139円	-		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	874,278円	847,833円	-			
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	エコノミークラスのもの	1,113,764円	1,079,342円	-	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	856,799円	798,579円	-	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	873,930円	814,544円	-	
		保守の区別が上記以外のもの	908,185円	846,473円	-	

区分		料金額		備考		
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	380円	2,612円	-	
	一般専用ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	410円	1,824円		
	イ	高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	2,612円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	360円	2,464円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	370円	2,513円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	2,612円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	5,224円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	720円	4,928円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	730円	5,027円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	5,224円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,140円	7,836円	
			1.920Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,530円	10,447円	
			2.304Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,290円	15,671円	
			2.688Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,050円	20,895円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,580円	31,342円	
			3.456Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,870円	47,013円	
			3.840Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,160円	62,684円	
			4.224Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,640円	59,136円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,810円	60,319円	
			4.992Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,160円	62,684円	
イ	高速デジタル伝送に係るもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	16,410円	112,309円		
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	24,040円	164,546円		
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	31,290円	214,171円		
		7.680Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,840円	351,288円		
		9.216Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10,040円	358,314円		
		10.752Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10,430円	372,365円		

区分		料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,798円	-
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,443円	
		64kbit/sの符号伝送が可能なもの	116,649円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	129,542円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	142,295円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	155,140円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	180,833円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	206,525円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	257,910円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	334,986円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	412,063円	
		1.920Mbit/sの符号伝送が可能なもの	656,140円	
2.304Mbit/sの符号伝送が可能なもの	913,063円			
2.688Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,157,140円			

区分		料金額		備考			
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料				
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	960円	2,896円	-		
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,310円	1,954円			
		イ	高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	960円	2,896円	
				128kbit/sの符号伝送が可能なもの	910円	2,732円	
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの	930円	2,787円	
				256kbit/sの符号伝送が可能なもの	960円	2,896円	
				384kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,930円	5,792円	
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,820円	5,464円	
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,860円	5,573円	
				1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,930円	5,792円	
				1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,890円	8,688円	
				1.920Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,860円	11,584円	
				2.304Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,790円	17,376円	
				2.688Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,720円	23,167円	
				3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,580円	34,751円	
				3.456Mbit/sの符号伝送が可能なもの	17,360円	52,127円	
				3.840Mbit/sの符号伝送が可能なもの	23,150円	69,502円	
				4.224Mbit/sの符号伝送が可能なもの	21,840円	65,568円	
				4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	22,280円	66,879円	
				4.992Mbit/sの符号伝送が可能なもの	23,150円	69,502円	
イ	高速デジタル伝送に係るもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	41,480円	124,525円			
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60,770円	182,443円			
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	79,100円	237,465円			
		7.680Mbit/sの符号伝送が可能なもの	27,880円	453,378円			
		9.216Mbit/sの符号伝送が可能なもの	28,440円	462,446円			
		10.752Mbit/sの符号伝送が可能なもの	29,550円	480,581円			

区分		料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,154円	-
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,456円	
		64kbit/sの符号伝送が可能なもの	92,140円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	104,083円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	115,867円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	127,757円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	151,538円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	175,317円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	222,877円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	294,218円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	365,557円	
		1.920Mbit/sの符号伝送が可能なもの	591,468円	
2.304Mbit/sの符号伝送が可能なもの	829,268円			
2.688Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,055,178円			

2 - 8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	258円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能 アイ以外の場合	1案内ごとに	264円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	259円	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	74円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)

2 - 8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	190円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能 アイ以外の場合	1案内ごとに	194円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	191円	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	42円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)

	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	38.21円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ (略)	(略)	(略)	(略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.4691円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.7461円	_____

2-10-2 (略)

	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	46.58円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ (略)	(略)	(略)	(略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	3.3892円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.0002円	_____

2-10-2 (略)

2 - 1 1 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(11)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(12) D S L 回線管理機 能	協定事業者の D S Lサー ビスにおけるD S L回線の情 報の管理を行 うとともに網 使用料を請求 する機能	ア イ以外のもの	1回線ご とに月額	44円	_____
		イ 端末回線伝送機 能2-1-1-1 第4欄ア(イ)欄及 びイ(イ)欄に係る もの	1回線ご とに月額	54円	_____
(13) D S L 回線故障対 応機能	協定事業者のD S Lサービスにおける 故障の発生原因を特定するために対応 する機能		1回線ご とに月額	46円	_____
(14)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(15) 光回線 設備管理機 能	協定事業者の光信号端末回線又は光信 号中継回線の情報の管理を行うととも に網使用料を請求する機能		1回線又 は1波長 ごとに月 額	54円	_____
(16) I P通 信網回線管 理機能	協定事業者のI P通信網回線の情報の 管理を行うとともに網使用料を請求す る機能		1回線ご とに月額	54円	_____
(17) 端末回 線伝送機 能管理機 能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線 (第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第2-3欄で接続するものに限 ります。)の情報の管理を行うととも に網使用料を請求する機能		1回線ご とに月額	54円	_____
(17)-2 下部 端末回線 管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管 理を行うとともに網使用料を請求する 機能		1回線ご とに月額	54円	_____
(18) 光信号 分岐端末 回線管理 機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情 報の管理を行うとともに網使用料を請 求する機能		1光信号 分岐端末 回線ごと に月額	54円	_____
(19) 光信号 局内伝送 機能	光信号局内伝送 路により1芯に て伝送を行う機 能	ア 通信用建物内に 設置されている光 信号局内伝送路に 係るもの	1回線ご とに月額	468円	_____

2 - 1 1 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(11)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(12) D S L 回線管理機 能	協定事業者の D S Lサー ビスにおけるD S L回線の情 報の管理を行 うとともに網 使用料を請求 する機能	ア イ以外のもの	1回線ごと に月額	33円	_____
		イ 端末回線伝送機 能2-1-1-1 第4欄ア(ア)欄及び イ(ア)欄に係るもの	1回線ごと に月額	44円	_____
(13) D S L 回線故障対 応機能	協定事業者のD S Lサービスにおける 故障の発生原因を特定するために対応 する機能		1回線ご とに月額	13円	_____
(14)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(15) 光回線 設備管理機 能	協定事業者の光信号端末回線又は光信 号中継回線の情報の管理を行うととも に網使用料を請求する機能		1回線又 は1波長 ごとに月 額	44円	_____
(16) I P通 信網回線管 理機能	協定事業者のI P通信網回線の情報の 管理を行うとともに網使用料を請求す る機能		1回線ご とに月額	44円	_____
(17) 端末回 線伝送機 能管理機 能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線 (第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第2-3欄で接続するものに限 ります。)の情報の管理を行うととも に網使用料を請求する機能		1回線ご とに月額	44円	_____
(17)-2 下部 端末回線 管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管 理を行うとともに網使用料を請求する 機能		1回線ご とに月額	44円	_____
(18) 光信号 分岐端末 回線管理 機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情 報の管理を行うとともに網使用料を請 求する機能		1光信号 分岐端末 回線ごと に月額	44円	_____
(19) 光信号 局内伝送 機能	光信号局内伝送 路により1芯に て伝送を行う機 能	ア 通信用建物内に 設置されている光 信号局内伝送路に 係るもの	1回線ご とに月額	432円	_____

		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,060円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	54円	—

2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	48,630円	—
	オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	3,010円	—

2 - 1 4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	22,459円	—

		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,262円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	44円	—

2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 特別 收容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~エ 削除	—	—
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	10,439円

2 - 1 4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	24,806円	—

第2 網改造料
1 適用 (略)

1 - 1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1) ~ (17) (略)	(略)	(略)
(18) 番号送出機能	当社の加入者交換機の事業者番号対応部及び伝送装置等を利用して、無線呼出し事業者に着信する通信を接続する機能	無線呼出し事業者に適用します。
(19) ~ (53) (略)	(略)	(略)
(54) 通話モード別回線選択機能	中継交換機において、通話モード種別(音声又は64Kb/s非制限デジタル通信をいいます。)を分離し、通話モード種別ごとの協定事業者の伝送路設備に接続する機能	
(55) ~ (68) (略)	(略)	(略)

第2 網改造料
1 適用 (略)

1 - 1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1) ~ (17) (略)	(略)	(略)
(18) 削除		
(19) ~ (53) (略)	(略)	(略)
(54) 削除		
(55) ~ (68) (略)	(略)	(略)

2 料金額

2 - 1 (略)

2 - 2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.258
	電力設備	0.920
	伝送機械設備	0.158
	無線機械設備	0.625
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.082
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.103

2 - 3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.033
		端末系交換機能	0.058
		中継系交換機能	0.069
		中継伝送機能	0.040
		通信料対応設備合計	0.055
		データ系設備合計	0.101
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.052
		中継系交換機能	0.048
		中継伝送機能	0.033
		通信料対応設備合計	0.049
		データ系設備合計	(略)
		繰延資産比率	0.0096
		投資等比率	0.0011
貯蔵品比率	0.0083		
他人資本比率	0.221		
自己資本比率	0.779		
他人資本利子率	0.0097		
自己資本利益率	0.0050		
有利子負債以外の負債の比率	0.056		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0068		
利益対応税率	0.4282		
貸倒率	(略)		

2 料金額

2 - 1 (略)

2 - 2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.260
	電力設備	0.915
	伝送機械設備	0.162
	無線機械設備	0.348
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.091
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.098

2 - 3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	0.083
		中継系交換機能	0.081
		中継伝送機能	0.047
		通信料対応設備合計	0.078
		データ系設備合計	0.109
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.055
		中継系交換機能	0.052
		中継伝送機能	0.032
		通信料対応設備合計	0.052
		データ系設備合計	(略)
		繰延資産比率	0.0082
		投資等比率	0.0010
貯蔵品比率	0.0072		
他人資本比率	0.233		
自己資本比率	0.767		
他人資本利子率	0.0090		
自己資本利益率	0.0027		
有利子負債以外の負債の比率	0.087		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0046		
利益対応税率	0.4239		
貸倒率	(略)		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考			
(1)~(9) (略)						
(10) V P N工事費	ア 当社の加入者交換機にV P Nサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,611円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。			
	イ 当社の加入者交換機に登録されたV P Nサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるV P Nサービス機能を登録する工事及びV P Nサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,251円				
(11)~(14) (略)						
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,778円	特定中継事業者に適用します。			
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,176円	特定中継事業者に適用します。			
(17) (略)						
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,277円	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間	4,865円		
		平日深夜	5,594円			
		土日祝日 昼夜間	5,048円			
		土日祝日 深夜	5,777円			
		廃止の場合	1回線ごと	平日昼間	3,338円	
	平日夜間	3,842円				

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考			
(1)~(9) (略)						
(10) V P N工事費	ア 当社の加入者交換機にV P Nサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,622円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。			
	イ 当社の加入者交換機に登録されたV P Nサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるV P Nサービス機能を登録する工事及びV P Nサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,266円				
(11)~(14) (略)						
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,786円	特定中継事業者に適用します。			
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,185円	特定中継事業者に適用します。			
(17) (略)						
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,246円	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間	4,899円		
		平日深夜	5,645円			
		土日祝日 昼夜間	5,086円			
		土日祝日 深夜	5,832円			
		廃止の場合	1回線ごと	平日昼間	3,353円	
	平日夜間	3,869円				

				と に	平日深夜	4,417円					
					土日祝日 日昼夜間	3,986円					
					土日祝日 日深夜	4,562円					
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごと		765円	特定中継事業者に適用します。				
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごと		180円	特定中継事業者に適用します。				
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごと		6,993円	特定端末系事業者に適用します。				
(22)～(24) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)				
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本 額	(ア) (イ)以外 の場合	1ルーティング番号ごと	平日昼間	1,138円	移転先事業者に適用します。				
					平日夜間	1,309円					
					平日深夜	1,505円					
					土日祝日 日昼夜間	1,358円					
					土日祝日 日深夜	1,555円					
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごと		平日昼間	709円		
					平日夜間			816円			
			平日深夜	938円							
									土日祝日 日昼夜間	846円	
									土日祝日 日深夜	968円	
		イ (略)	(略)		(略)	(略)	(略)				

				と に	平日深夜	4,458円					
					土日祝日 日昼夜間	4,016円					
					土日祝日 日深夜	4,605円					
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごと		768円	特定中継事業者に適用します。				
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごと		181円	特定中継事業者に適用します。				
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごと		7,025円	特定端末系事業者に適用します。				
(22)～(24) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)				
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本 額	(ア) (イ)以外 の場合	1ルーティング番号ごと	平日昼間	1,143円	移転先事業者に適用します。				
					平日夜間	1,319円					
					平日深夜	1,519円					
					土日祝日 日昼夜間	1,369円					
					土日祝日 日深夜	1,569円					
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごと		平日昼間	712円		
					平日夜間			821円			
			平日深夜	946円							
									土日祝日 日昼夜間	853円	
									土日祝日 日深夜	978円	
		イ (略)	(略)		(略)	(略)	(略)				

(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	<u>1,138 円</u>	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	<u>1,309 円</u>	
					平日深夜	<u>1,505 円</u>	
					土日祝日昼夜間	<u>1,358 円</u>	
					土日祝日深夜	<u>1,555 円</u>	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じても行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
			平日夜間	<u>716 円</u>			
			平日深夜	<u>823 円</u>			
			土日祝日昼夜間	<u>742 円</u>			
			土日祝日深夜	<u>850 円</u>			
	(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じても行う場合	イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	<u>1,274 円</u>	
					平日夜間	<u>1,467 円</u>	
					平日深夜	<u>1,686 円</u>	
					土日祝日昼夜間	<u>1,522 円</u>	
土日祝日深夜					<u>1,741 円</u>		
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じても行う場合					1 ルーティング番号及び契約者回線番号	平日昼間	<u>622 円</u>
平日夜間					<u>716 円</u>		
平日深夜					<u>823 円</u>		
土日祝日昼夜間	<u>742 円</u>						

(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	<u>1,143 円</u>	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	<u>1,319 円</u>	
					平日深夜	<u>1,519 円</u>	
					土日祝日昼夜間	<u>1,369 円</u>	
					土日祝日深夜	<u>1,569 円</u>	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じても行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
			平日夜間	<u>721 円</u>			
			平日深夜	<u>830 円</u>			
			土日祝日昼夜間	<u>748 円</u>			
			土日祝日深夜	<u>858 円</u>			
	(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じても行う場合	イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	<u>1,280 円</u>	
					平日夜間	<u>1,477 円</u>	
					平日深夜	<u>1,702 円</u>	
					土日祝日昼夜間	<u>1,533 円</u>	
土日祝日深夜					<u>1,758 円</u>		
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じても行う場合					1 ルーティング番号及び契約者回線番号	平日昼間	<u>624 円</u>
平日夜間					<u>721 円</u>		
平日深夜					<u>830 円</u>		
土日祝日昼夜間	<u>748 円</u>						

		削除する場合		等ごとに	土日祝日深夜	850 円	
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,275 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,619 円	
					平日深夜	3,011 円	
					土日祝日 昼夜間	2,717 円	
					土日祝日 深夜	3,109 円	
					平日昼間	1,162 円	
					平日夜間	1,338 円	
					平日深夜	1,538 円	
					土日祝日 昼夜間	1,388 円	
					土日祝日 深夜	1,589 円	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)		
		(27)(略)	(略)	(略)	(略)		
		(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,608 円
平日夜間	16,439 円					_____	
平日深夜	18,528 円					_____	
土日祝日 昼間	16,962 円					_____	
土日祝日 夜間	16,962 円					_____	
土日祝日 深夜	19,052 円					_____	

		削除する場合		等ごとに	土日祝日深夜	858 円	
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,285 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,637 円	
					平日深夜	3,039 円	
					土日祝日 昼夜間	2,737 円	
					土日祝日 深夜	3,139 円	
					平日昼間	1,168 円	
					平日夜間	1,347 円	
					平日深夜	1,552 円	
					土日祝日 昼夜間	1,399 円	
					土日祝日 深夜	1,604 円	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)		
		(27)(略)	(略)	(略)	(略)		
		(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,611 円
平日夜間	16,485 円					_____	
平日深夜	18,624 円					_____	
土日祝日 昼間	17,019 円					_____	
土日祝日 夜間	17,019 円					_____	
土日祝日 深夜	19,158 円					_____	

設置するものに限りません。に係る工事の必要費用	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	10,984 円	_____		
			平日 夜間	12,643 円	_____		
			平日 深夜	14,535 円	_____		
			土日 祝日 昼間	13,116 円	_____		
			土日 祝日 夜間	13,116 円	_____		
			土日 祝日 深夜	15,011 円	_____		
			ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	1 工事ごとに	2,238 円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。	
	(ア) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているもの)に限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	当社が利用	1 工事ごとに		平日 昼間	7,006 円	_____
			平日 夜間		7,726 円	_____	
			平日 深夜	8,547 円	_____		

設置するものに限りません。に係る工事の必要費用	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	11,033 円	_____		
			平日 夜間	12,731 円	_____		
			平日 深夜	14,670 円	_____		
			土日 祝日 昼間	13,215 円	_____		
			土日 祝日 夜間	13,215 円	_____		
			土日 祝日 深夜	15,154 円	_____		
			ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	1 工事ごとに	1,917 円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。	
	(ア) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているもの)に限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	当社が利用	1 工事ごとに		平日 昼間	6,706 円	_____
			平日 夜間		7,443 円	_____	
			平日 深夜	8,285 円	_____		

				者宅内で開通試験のみを実施する場合		土日祝日 昼間	7,931 円	_____
						土日祝日 夜間	7,931 円	_____
						土日祝日 深夜	8,754 円	_____
		(1) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合		1 工事ごとに	平日 昼間	5,885 円	_____	
					平日 夜間	6,448 円	_____	
					平日 深夜	7,091 円	_____	
					土日祝日 昼間	6,609 円	_____	
					土日祝日 夜間	6,609 円	_____	
					土日祝日 深夜	7,252 円	_____	
(28)(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りません。）の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに		7,043 円	_____	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		8,286 円	_____	

				者宅内で開通試験のみを実施する場合		土日祝日 昼間	7,653 円	_____
						土日祝日 夜間	7,653 円	_____
						土日祝日 深夜	8,495 円	_____
		(1) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合		1 工事ごとに	平日 昼間	5,631 円	_____	
					平日 夜間	6,208 円	_____	
					平日 深夜	6,866 円	_____	
					土日祝日 昼間	6,372 円	_____	
					土日祝日 夜間	6,372 円	_____	
					土日祝日 深夜	7,031 円	_____	
(28)(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りません。）の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに		7,074 円	_____	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		8,323 円	_____	

	替する工事に要する費用	イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,448 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	7,975 円	—
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	7,043 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,426 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,448 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,567 円	—
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,914 円	—
(33) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用			1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間 4,034 円 平日 夜間 4,616 円 平日 深夜 5,281 円 土日 祝日 4,851 円 土日 祝日 4,851 円 土日 祝日 5,448 円 平日 深夜	—

	替する工事に要する費用	イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,455 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,011 円	—
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	7,074 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,482 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,455 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,615 円	—
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,954 円	—
(33) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用			1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間 4,492 円 平日 夜間 5,156 円 平日 深夜 5,915 円 土日 祝日 5,346 円 土日 祝日 5,346 円 土日 祝日 6,104 円 平日 深夜	—

(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	<u>1,462円</u>	_____						
			平日 夜間	<u>1,571円</u>							
			平日 深夜	<u>1,696円</u>							
			土日 祝日 昼間	<u>1,624円</u>							
			土日 祝日 夜間	<u>1,624円</u>							
			土日 祝日 深夜	<u>1,727円</u>							
			(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費			光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	<u>1,108円</u>	_____	
			平日 深夜	<u>2,371円</u>							
土日 祝日 昼間	<u>1,424円</u>										
土日 祝日 夜間	<u>1,424円</u>										
土日 祝日 深夜	<u>2,689円</u>										
(37) 融着接続工事費			光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日 昼間	<u>3,388円</u>	_____				
土日 祝日 昼間	<u>4,046円</u>										

2-2-2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	<u>1,479円</u>	_____						
			平日 夜間	<u>1,595円</u>							
			平日 深夜	<u>1,727円</u>							
			土日 祝日 昼間	<u>1,628円</u>							
			土日 祝日 夜間	<u>1,628円</u>							
			土日 祝日 深夜	<u>1,760円</u>							
			(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費			光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	<u>1,455円</u>	_____	
			平日 深夜	<u>3,117円</u>							
土日 祝日 昼間	<u>1,871円</u>										
土日 祝日 夜間	<u>1,871円</u>										
土日 祝日 深夜	<u>3,532円</u>										
(37) 融着接続工事費			光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日 昼間	<u>3,403円</u>	_____				
土日 祝日 昼間	<u>4,076円</u>										

2-2-2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,216 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,155 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,226 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,423 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,495 円

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,244 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,205 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,302 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,479 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,576 円

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2 - 1 第 21 欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2 - 2 第 1 欄に掲げる手続費を適用します。
(8) (略)	(略)
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2 - 1 第 5 欄、第10欄 (工欄に係るものに限ります。)、第11欄及び第12欄、第13-2欄及び第13-3欄、第15欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第21欄から第24欄並びに第31欄 (第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1 第 4 欄(イ) 欄を提供する回線の接続に係る工事を行う場合に限ります。)に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。

2 手続費の額

2 - 1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50 音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり	(略)
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり	226 円
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供) 又は第99条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第 3 項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1 件ごとに	230 円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7)相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2 - 1 第 21 欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合、第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 9 項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2 - 2 第 1 欄に掲げる手続費を適用します。
(8) (略)	(略)
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2 - 1 第 5 欄、第10欄 (工欄に係るものに限ります。)、第11欄及び第12欄、第13-2欄及び第13-3欄、第15欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第21欄から第24欄並びに第31欄 (第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1 第 4 欄ア(ア) 欄及びイ(イ)欄を提供する回線の接続に係る工事を行う場合に限ります。)に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。

2 手続費の額

2 - 1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50 音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり	(略)
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり	227 円
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供) 又は第99条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第 3 項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1 件ごとに	231 円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。

(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契約業者に適用します。	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は、その手続きに要する費用	1回ご	平日 8,392円	みなし契約業者に適用します。	
		会ご	土日 10,021円		
		とに	祝日 15.60円		
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金(電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合)	(略)	(略)	(略)	
		イ (略)	(略)	(略)	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等	1回ごとに	平日昼間 10,959円	_____
				平日夜間 12,614円	
		平日深夜 14,502円			

(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契約業者に適用します。	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は、その手続きに要する費用	1回ご	平日 8,429円	みなし契約業者に適用します。	
		会ご	土日 10,097円		
		とに	祝日 19.33円		
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金(電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合)	(略)	(略)	(略)	
		イ (略)	(略)	(略)	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等	1回ごとに	平日昼間 11,008円	_____
				平日夜間 12,702円	
		平日深夜 14,636円			

		(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合		土日祝日 昼夜間	<u>13,087 円</u>		
				土日祝日 深夜	<u>14,977 円</u>		
				ウ 第95条の3第1項第2号に定める接続に要する必要な置の置係作を	(7) (1)以外の場合		1 回 ご と に
					平日夜間	<u>13,788 円</u>	
					平日深夜	<u>15,852 円</u>	
					土日祝日 昼夜間	<u>14,304 円</u>	
					土日祝日 深夜	<u>16,370 円</u>	
					平日昼間	<u>8,528 円</u>	
			(1) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1 回 ご と に	平日夜間	<u>9,817 円</u>	
					平日深夜	<u>11,286 円</u>	
			土日祝日 昼夜間	<u>10,184 円</u>			

		(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合		土日祝日 昼夜間	<u>13,185 円</u>		
				土日祝日 深夜	<u>15,119 円</u>		
				ウ 第95条の3第1項第2号に定める接続に要する必要な置の置係作を	(7) (1)以外の場合		1 回 ご と に
					平日夜間	<u>13,884 円</u>	
					平日深夜	<u>15,998 円</u>	
					土日祝日 昼夜間	<u>14,412 円</u>	
					土日祝日 深夜	<u>16,526 円</u>	
			(1) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1 回 ご と に	平日昼間	<u>8,567 円</u>	
					平日夜間	<u>9,885 円</u>	
					平日深夜	<u>11,390 円</u>	
			土日祝日 昼夜間	<u>10,261 円</u>			

		場合であつて、その装置を社通用物において当該社電通設備若しくは電力設備に接続又は切断する場合	主配線盤に接続し又は切断する場合	土日祝日 深夜	11,655 円	
				1 回ごとに	9,840 円	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1 回線ごとに	1,038 円	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1 回線ごとに	653 円	_____
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

		場合であつて、その装置を社通用物において当該社電通設備若しくは電力設備に接続又は切断する場合	主配線盤に接続し又は切断する場合	土日祝日 深夜	11,766 円	
				1 回ごとに	9,884 円	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1 回線ごとに	1,043 円	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1 回線ごとに	656 円	_____
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

(13)- 2 D S L 回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	709円	_____		
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのD S L回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのD S L回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	963円	申告事業者に適用します。		
(13)- 3 D S L 回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	715円	_____		
(14)優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	44円	_____		
(15)光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	利用者 の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,315円	_____
				当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	727円	_____
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	827円	_____	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,660円	_____
	ウ 同条第2項に規定する光	(7) 基本額		1番号ごとの1成功検索ごとに	87円	_____	

(13)- 2 D S L 回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	712円	_____		
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのD S L回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのD S L回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	968円	申告事業者に適用します。		
(13)- 3 D S L 回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	718円	_____		
(14)優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	36円	_____		
(15)光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	利用者 の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,344円	_____
				当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	731円	_____
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	830円	_____	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,667円	_____
	ウ 同条第2項に規定する光	(7) 基本額		1番号ごとの1成功検索ごとに	211円	_____	

		信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(イ) 光信号端末回線（光外ブリッパを含むの限ります。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	1の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	1番号ごとの1成功検索ごとに	9円	17円		
		信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(イ) 光信号端末回線（光外ブリッパを含むの限ります。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	1の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	1番号ごとの1成功検索ごとに	20円	39円		
(16)～(20) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、）を協定事業者が設置する場合	イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,814円	839円				
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、）を協定事業者が設置する場合	イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,854円	843円				

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに	2,145円	_____
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,364円	_____
				(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,785円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,410円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,188円	_____

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに	2,154円	_____
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,383円	_____
				(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,797円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,628円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,342円	_____

			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>22,925 円</u>	_____	
			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,251 円</u>	_____	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,889 円</u>	_____	
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,174 円</u>	_____	
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,807 円</u>	_____	
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>23,028 円</u>	_____	
			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,338 円</u>	_____	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,929 円</u>	_____	
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,211 円</u>	_____	
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,837 円</u>	_____	

			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,670円</u>	_____	
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ア) (1)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,732円</u>	_____
				(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>3,108円</u>	_____
			エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>5,700円</u>	_____	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>18,744円</u>	_____		
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,193円</u>	_____		

			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,700円</u>	_____	
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ア) (1)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,762円</u>	_____
				(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>3,122円</u>	_____
			エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>5,726円</u>	_____	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>10,816円</u>	_____		
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,203円</u>	_____		

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>1,918 円</u>	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	<u>32 円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合があります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	<u>79 円</u>	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>657 円</u>	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>222 円</u>	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	<u>26,697 円</u>	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	<u>715 円</u>	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>1,162 円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>10,443 円</u>	_____

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>1,934 円</u>	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	<u>33 円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合があります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	<u>81 円</u>	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>662 円</u>	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>225 円</u>	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	<u>26,913 円</u>	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	<u>718 円</u>	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>1,168 円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>10,490 円</u>	_____

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,944 円	—	(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,980 円	—
				平日夜間	14,403 円	—					平日夜間	14,504 円	—
				平日深夜	22,531 円	—					平日深夜	22,739 円	—
				土日祝日昼間	9,487 円	—					土日祝日昼間	9,558 円	—
				土日祝日夜間	14,942 円	—					土日祝日夜間	15,055 円	—
				土日祝日深夜	23,268 円	—					土日祝日深夜	23,490 円	—
				(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用						月額	1,653,000 円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,281 円	—	(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,292 円	—		

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,797 円</u>	
	イ 第 34 条の 10 第 2 項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,008 円</u>	左欄と併せて第 23 欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,530 円</u>	
	ウ 第 34 条の 10 第 3 項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,008 円</u>	_____

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,810 円</u>	
	イ 第 34 条の 10 第 2 項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,017 円</u>	左欄と併せて第 23 欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,541 円</u>	
	ウ 第 34 条の 10 第 3 項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,017 円</u>	_____

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	<u>3,089 円</u>	
工 第 34 条の 10 第 6 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(ア) 光局外 スプリッタを含ま ないもの 同士の組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,730 円</u>	左欄と併せ て第 23 欄に 掲げる費用 の支払いを 要します。
	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,246 円</u>	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(ア) 光局外 スプリッタを含ま ないもの 同士の組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,730 円</u>	——

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,103 円</u>	
工 第 34 条の 10 第 6 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(ア) 光局外 スプリッタを含ま ないもの 同士の組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,746 円</u>	左欄と併せ て第 23 欄に 掲げる費用 の支払いを 要します。
	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,265 円</u>	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(ア) 光局外 スプリッタを含ま ないもの 同士の組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,746 円</u>	——

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに		4,246 円	
	力(略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結果即時 通知手 続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供す る場合の手続きに要する費用	月額		1,634,311 円	—
(35) 光信 号分岐 端末回 線工事 日予約 可否調 査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、 申込日当日又は翌日の工事日予約の可否につい て調査するとき要する費用	1 光 信号 分岐 端末 回線 ごと に	平日 昼間	6,732 円	—
			土日 祝日 昼間	8,039 円	

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに		4,265 円	
	力(略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結果即時 通知手 続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供す る場合の手続きに要する費用	月額		1,655,382 円	—
(35) 光信 号分岐 端末回 線工事 日予約 可否調 査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、 申込日当日又は翌日の工事日予約の可否につい て調査するとき要する費用	1 調 査ご とに	平日 昼間	7,493 円	—
			土日 祝日 昼間	8,975 円	

2 - 2 2 - 1 以外の手続費

2 - 3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)	
(1)~(5) (略)	
(6) (略)	
区 分	内 容
一般管理費比率	0.105

2 - 2 2 - 1 以外の手続費

2 - 3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)	
(1)~(5) (略)	
(6) (略)	
区 分	内 容
一般管理費比率	0.114

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

~ (略)

(略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.302
減価償却率	0.027

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	1.314
	発電設備	0.633
	電源設備及び蓄電池設備	0.889
	空気調整設備	1.598
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.022
自己資本利益率		0.0504

(3) (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

~ (略)

(略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.308
減価償却率	0.027

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	1.317
	発電設備	0.628
	電源設備及び蓄電池設備	0.888
	空気調整設備	1.610
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.024
自己資本利益率		0.0505

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1 平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,723円	29,752円
	札幌南	1,142円	30,662円
	札幌1外	5,057円	58,319円
	大通り2丁目	5,053円	39,282円
	新琴似	765円	22,789円
	篠路	568円	18,058円
	札幌東	716円	79,242円
	丘珠	755円	18,488円
	東苗穂	52円	30,850円
	札幌白石	1,033円	30,105円
	札幌北郷	412円	22,135円
	札幌豊平	1,068円	19,927円
	札幌月寒	1,367円	28,948円
	清田	585円	18,301円
	真駒内	1,307円	35,633円
	発寒	1,198円	15,581円
	厚別	596円	23,233円
	もみじ台	639円	15,328円
	手稲	523円	13,240円
	函館	(略)	63,338円
	函館松陰	766円	27,837円
	函館北	533円	15,592円
	桔梗	127円	15,895円
	函館千歳	568円	36,200円
	小樽2	310円	17,029円
	旭川	298円	30,308円
	旭川東光	334円	22,399円
	春光	342円	11,404円
	東鷹栖	194円	16,555円
	永山	248円	14,889円
	東旭川	203円	59,980円
	旭川市外	(略)	25,655円
	旭川神楽	221円	13,072円
	室蘭	214円	19,947円
	新室西	215円	64,012円
	釧路	358円	35,886円
	釧路鳥取	251円	23,323円
	釧路南	233円	17,827円
	釧路武佐	175円	19,418円
	愛国	345円	19,491円
	帯広稲田	335円	19,191円
	西帯広	284円	13,026円
	白樺通り	362円	26,323円
	帯広東	276円	22,689円
	北海道北見	273円	11,964円
	岩見沢	193円	29,210円
	網走	171円	19,346円
	留萌	99円	15,562円
	苫小牧	243円	15,404円
	苫小牧東	148円	41,012円
	苫小牧西	264円	24,691円
	勇払	107円	32,334円
	稚内	183円	15,570円
	稚内南	162円	26,425円
	美唄	139円	15,898円
	芦別	101円	9,956円
	江別	420円	13,908円
	札幌大麻	191円	36,347円
	紋別	94円	17,719円
	士別	100円	16,840円
	名寄	169円	16,024円
	根室	160円	20,650円
	千歳	293円	23,119円

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1 平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,921円	36,069円
	札幌南	1,194円	50,714円
	札幌1外	5,862円	59,355円
	大通り2丁目	5,862円	38,912円
	新琴似	755円	31,869円
	篠路	567円	16,624円
	札幌東	724円	73,382円
	丘珠	762円	35,473円
	東苗穂	53円	29,937円
	札幌白石	1,008円	29,417円
	札幌北郷	380円	26,629円
	札幌豊平	1,139円	25,392円
	札幌月寒	1,503円	36,171円
	清田	556円	20,607円
	真駒内	1,300円	37,522円
	発寒	1,241円	21,233円
	厚別	573円	31,129円
	もみじ台	608円	45,568円
	手稲	551円	22,242円
	函館	(略)	49,621円
	函館松陰	754円	27,464円
	函館北	512円	16,075円
	桔梗	122円	15,387円
	函館千歳	573円	35,756円
	小樽2	297円	16,895円
	旭川	288円	30,600円
	旭川東光	318円	22,304円
	春光	337円	19,734円
	東鷹栖	190円	15,728円
	永山	238円	14,651円
	東旭川	195円	57,908円
	旭川市外	(略)	31,042円
	旭川神楽	250円	13,535円
	室蘭	208円	27,309円
	新室西	182円	64,918円
	釧路	335円	34,487円
	釧路鳥取	240円	19,592円
	釧路南	251円	18,472円
	釧路武佐	176円	18,316円
	愛国	316円	21,211円
	帯広稲田	322円	21,386円
	西帯広	278円	51,592円
	白樺通り	327円	28,598円
	帯広東	273円	23,516円
	北海道北見	260円	13,004円
	岩見沢	176円	28,189円
	網走	166円	19,203円
	留萌	96円	20,150円
	苫小牧	196円	15,528円
	苫小牧東	131円	38,976円
	苫小牧西	248円	25,638円
	勇払	81円	134,005円
	稚内	166円	15,879円
	稚内南	149円	25,975円
	美唄	96円	17,099円
	芦別	108円	22,752円
	江別	390円	18,169円
	札幌大麻	183円	33,490円
	紋別	87円	28,642円
	士別	99円	20,873円
	名寄	164円	26,414円
	根室	154円	20,863円
	千歳	313円	31,062円

泉沢	266円	55,029円
滝川	106円	19,154円
砂川	162円	12,756円
石狩深川	228円	17,877円
富良野	207円	26,451円
恵庭	266円	16,988円
島松	259円	15,255円
北海道伊達	413円	11,302円
石狩広島	303円	9,826円
輪厚	897円	16,716円
石狩	34円	24,117円
当別	105円	11,434円
倶知安	252円	33,560円
岩内	153円	18,176円
余市	153円	17,595円
北海道栗山	130円	11,156円
門別富川	110円	20,892円
静内	105円	20,655円
浦河	187円	15,812円
木野	338円	23,205円
土幌	50円	44,055円
鹿追	49円	53,413円
新得	100円	49,207円
大樹	94円	25,200円
本別	227円	17,119円
足寄	128円	22,441円
釧路白糠	110円	33,320円
中標津	142円	24,298円
根室標津	64円	32,036円
札幌石山	472円	16,700円
川沿	659円	27,385円
東相の内	155円	26,022円
遠軽	189円	16,363円
幕別	132円	59,890円
南幌	107円	30,006円
簾舞	128円	23,635円
虻田	164円	16,076円
錦岡	406円	29,645円
美幌	176円	12,409円
岩見沢幌向	31円	27,983円
湯の川	364円	30,401円
神楽岡	324円	15,106円
本輪西	325円	17,077円
白鳥台	203円	42,907円
七重浜	374円	29,746円
上磯	297円	43,107円
函館大野	232円	25,429円
森	160円	20,239円
北海道八雲	244円	24,640円
苫小牧萩野	99円	16,935円
知内	310円	32,949円
長万部	108円	16,730円
旭川東川	267円	80,475円
音更	208円	46,654円
蘭越	178円	44,275円
鷹栖	150円	22,214円
桜ヶ岡	93円	22,053円
木古内	168円	16,110円
今金	154円	22,079円
白老	123円	19,993円
赤平	74円	11,486円
東神楽	96円	26,994円
美瑛	141円	33,471円
奈井江	98円	20,965円
上富良野	113円	25,096円
十勝池田	116円	12,007円
大楽毛	99円	18,335円
浦幌	77円	41,494円
西の里	1,102円	12,897円

泉沢	248円	37,608円
滝川	95円	19,858円
砂川	140円	14,622円
石狩深川	143円	22,007円
富良野	197円	32,946円
恵庭	254円	19,413円
島松	266円	20,712円
北海道伊達	389円	16,350円
石狩広島	290円	10,572円
輪厚	853円	16,075円
石狩	30円	25,823円
当別	96円	19,025円
倶知安	279円	32,331円
岩内	116円	22,325円
余市	137円	28,017円
北海道栗山	136円	15,527円
門別富川	97円	20,268円
静内	92円	25,384円
浦河	159円	21,485円
木野	326円	21,736円
土幌	44円	42,020円
鹿追	46円	50,755円
新得	96円	28,905円
大樹	81円	24,249円
本別	194円	18,208円
足寄	113円	21,374円
釧路白糠	91円	32,745円
中標津	116円	30,457円
根室標津	60円	31,787円
札幌石山	574円	16,497円
川沿	622円	26,545円
東相の内	148円	24,845円
遠軽	178円	15,837円
幕別	120円	57,860円
南幌	106円	26,975円
簾舞	124円	23,094円
虻田	149円	15,486円
錦岡	330円	36,452円
美幌	166円	18,639円
岩見沢幌向	17円	26,833円
湯の川	341円	26,262円
神楽岡	318円	15,792円
本輪西	302円	15,417円
白鳥台	178円	42,227円
七重浜	343円	19,873円
上磯	290円	43,749円
函館大野	226円	25,035円
森	177円	24,525円
北海道八雲	239円	24,478円
苫小牧萩野	85円	16,342円
知内	303円	32,413円
長万部	87円	23,064円
旭川東川	308円	77,423円
音更	201円	46,593円
蘭越	151円	27,805円
鷹栖	149円	21,479円
桜ヶ岡	125円	31,395円
木古内	188円	16,528円
今金	151円	22,827円
白老	130円	19,314円
赤平	81円	11,243円
東神楽	97円	25,334円
美瑛	163円	32,198円
奈井江	90円	20,898円
上富良野	123円	24,628円
十勝池田	110円	11,765円
大楽毛	103円	18,894円
浦幌	74円	41,231円
西の里	1,010円	13,508円

石狩高岡	16円	25,665円
江差	233円	28,718円
旭岡	154円	27,482円
銭亀	57円	49,213円
羽幌	70円	16,226円
厚岸	107円	18,859円
北海道松前	507円	16,350円
鶴川	104円	18,530円
十勝清水	95円	27,233円
歌志内	30円	39,457円
花畔	183円	17,934円
松前福島	102円	15,866円
上の国	222円	77,269円
北檜山	154円	65,207円
古平	66円	62,370円
上砂川	69円	27,583円
上川	48円	13,198円
中富良野	138円	54,487円
増毛	85円	30,277円
早来	108円	16,517円
新冠	267円	50,838円
庶路	78円	41,802円
稀府	137円	51,351円
茂辺地	210円	54,351円
上士幌	214円	19,823円
定山溪	108円	12,684円
二セコ	200円	33,028円
音別	96円	50,719円
空知太	127円	48,223円
喜茂別	95円	104,072円
京極	214円	63,790円
比布	168円	74,026円
伊達豊浦	310円	18,591円
絵鞆	158円	40,421円
登別	215円	19,413円
遠矢	115円	20,115円
女満別	210円	21,866円
熊石	158円	10,625円
瀬棚	155円	56,238円
中湧別	112円	11,003円
興部	53円	21,458円
えりも	287円	25,523円
西神楽	116円	28,728円
山部	116円	57,326円
大沼	200円	57,044円
江差乙部	257円	24,367円
久遠	100円	74,807円
仁木	300円	21,546円
妹背牛	212円	99,273円
深川沼田	197円	63,342円
幾寅	104円	59,160円
遠別	150円	60,441円
津別	173円	17,962円
小清水	193円	53,086円
訓子府	154円	33,458円
佐呂間	142円	57,686円
常呂	190円	16,010円
滝上	72円	13,243円
雄武	66円	53,975円
早来追分	216円	16,268円
平取	97円	20,903円
厚賀	153円	50,597円
あいの里	262円	111,497円
弟子屈	123円	33,765円
茶志内	51円	104,528円
日高町	93円	57,878円
稚内豊富	261円	29,309円
留辺蘂	50円	13,809円
朝里	422円	27,377円

石狩高岡	8円	24,699円
江差	219円	28,496円
旭岡	119円	26,351円
銭亀	54円	42,770円
羽幌	89円	16,239円
厚岸	97円	18,446円
北海道松前	684円	17,087円
鶴川	107円	15,696円
十勝清水	92円	23,448円
歌志内	31円	39,515円
花畔	169円	17,564円
松前福島	100円	13,960円
上の国	219円	75,151円
北檜山	147円	48,647円
古平	61円	62,928円
上砂川	67円	26,898円
上川	40円	16,786円
中富良野	126円	52,198円
増毛	77円	35,339円
早来	100円	15,886円
新冠	296円	29,112円
庶路	74円	39,583円
稀府	133円	48,906円
茂辺地	186円	51,807円
上士幌	193円	20,063円
定山溪	96円	13,568円
二セコ	193円	31,993円
音別	116円	47,948円
空知太	111円	45,365円
喜茂別	105円	101,884円
京極	253円	40,796円
比布	177円	54,964円
伊達豊浦	298円	17,615円
絵鞆	109円	26,548円
登別	199円	18,839円
遠矢	111円	19,057円
女満別	201円	21,202円
熊石	177円	10,185円
瀬棚	154円	53,533円
中湧別	111円	12,178円
興部	43円	20,777円
えりも	292円	24,151円
西神楽	115円	27,053円
山部	98円	54,827円
大沼	206円	55,199円
江差乙部	271円	23,647円
久遠	103円	40,994円
仁木	313円	20,965円
妹背牛	194円	76,835円
深川沼田	278円	40,053円
幾寅	89円	56,676円
遠別	172円	58,342円
津別	189円	17,308円
小清水	188円	50,585円
訓子府	184円	31,373円
佐呂間	160円	54,553円
常呂	166円	15,145円
滝上	60円	12,069円
雄武	59円	29,746円
早来追分	228円	15,169円
平取	92円	19,877円
厚賀	156円	48,275円
あいの里	211円	112,709円
弟子屈	90円	32,650円
茶志内	34円	99,471円
日高町	90円	41,110円
稚内豊富	254円	28,742円
留辺蘂	28円	12,853円
朝里	400円	26,856円

銭函	241円	24,576円
才タモイ	140円	17,230円
岩見沢三笠	56円	16,684円
江部乙	40円	23,680円
音江	41円	42,605円
鷺別	246円	24,917円
登別東	150円	46,440円
七飯	287円	21,595円
南茅部	169円	14,205円
由仁	123円	30,182円
栗山長沼	130円	16,079円
新十津川	113円	26,849円
当麻	(略)	18,523円
美深	32円	17,080円
北見枝幸	178円	20,340円
端野	429円	46,823円
虎杖浜	86円	29,983円
芽室	234円	35,903円
札内	262円	20,970円
阿寒	170円	49,333円
岩内前田	156円	163,010円
卯原内	58円	113,051円
生田原	71円	104,086円
登別温泉	120円	21,803円
夕張	84円	9,047円
花咲	50円	80,773円
有珠	76円	28,087円
栗沢	94円	24,915円
風連	94円	26,553円
広尾	59円	11,534円
霧多布	153円	41,646円
蘭島	88円	53,995円
月形	105円	32,086円
斜里	143円	18,450円
別海	232円	52,437円
和寒	142円	22,287円
香深	165円	46,648円
船泊	92円	108,176円
清水沢	71円	42,639円
浜頓別	61円	14,108円
更別	276円	110,941円
青森県		
松森	532円	22,036円
沖館	562円	26,046円
青森荒川	428円	14,491円
野内	281円	32,434円
青森新城	141円	18,244円
四ツ石	213円	18,495円
東野内	178円	35,376円
弘前	318円	19,218円
弘前南	507円	33,263円
弘前城東	239円	27,242円
青森八戸	812円	39,840円
八戸高館	579円	14,135円
八戸港	282円	20,865円
是川	246円	14,154円
新尻内	410円	48,591円
八戸NW3棟	566円	27,961円
黒石	270円	13,489円
五所川原	278円	21,421円
十和田	228円	28,032円
八戸三沢	380円	18,658円
むつ	128円	19,704円
青森大湊	32円	10,245円
青森小湊	137円	25,494円
蟹田	91円	26,105円
鱒ヶ沢	237円	18,838円
浪岡	113円	10,688円
野辺地	152円	14,605円
七戸	115円	16,891円

銭函	234円	24,962円
才タモイ	126円	16,070円
岩見沢三笠	53円	17,150円
江部乙	33円	80,400円
音江	38円	39,832円
鷺別	245円	24,572円
登別東	126円	50,234円
七飯	319円	23,091円
南茅部	153円	10,786円
由仁	137円	28,244円
栗山長沼	131円	15,696円
新十津川	116円	26,345円
当麻	(略)	43,926円
美深	30円	16,557円
北見枝幸	195円	22,607円
端野	411円	27,610円
虎杖浜	64円	29,235円
芽室	213円	28,280円
札内	242円	20,362円
阿寒	151円	46,849円
岩内前田	148円	136,704円
卯原内	53円	108,065円
生田原	61円	99,771円
登別温泉	111円	22,164円
夕張	39円	17,554円
花咲	29円	77,356円
有珠	78円	27,108円
栗沢	83円	24,396円
風連	84円	25,474円
広尾	75円	13,496円
霧多布	167円	41,182円
蘭島	76円	35,678円
月形	100円	92,341円
斜里	132円	35,531円
別海	220円	29,571円
和寒	151円	21,798円
香深	171円	48,518円
船泊	90円	88,831円
清水沢	43円	34,606円
浜頓別	60円	13,906円
更別	220円	133,757円
青森県		
松森	513円	27,228円
沖館	543円	25,750円
青森荒川	396円	15,886円
野内	261円	31,834円
青森新城	126円	17,843円
四ツ石	198円	18,194円
東野内	141円	33,579円
弘前	313円	22,494円
弘前南	485円	20,763円
弘前城東	195円	23,167円
青森八戸	760円	38,224円
八戸高館	548円	13,470円
八戸港	243円	18,874円
是川	231円	13,824円
新尻内	353円	33,376円
八戸NW3棟	520円	37,007円
黒石	219円	30,855円
五所川原	266円	30,114円
十和田	200円	27,320円
八戸三沢	379円	16,875円
むつ	121円	20,628円
青森大湊	34円	9,936円
青森小湊	113円	36,119円
蟹田	86円	28,238円
鱒ヶ沢	182円	22,463円
浪岡	105円	12,121円
野辺地	123円	26,679円
七戸	113円	18,082円

六ヶ所	147円	63,062円
三戸	187円	10,398円
八戸階上	118円	18,531円
八戸大館	1,258円	20,279円
百石	215円	21,772円
八戸下田	124円	26,982円
青森大畑	117円	49,667円
木造	123円	11,628円
大浦	157円	39,678円
弘前藤崎	146円	22,944円
大鱈	148円	19,458円
板柳	149円	20,191円
金木	347円	13,175円
六戸	171円	65,840円
上北	124円	32,528円
五戸	92円	13,529円
今別	332円	19,827円
陸奥常盤	211円	34,372円
上市川	29円	23,636円
陸奥横浜	178円	20,850円
深浦	273円	28,136円
弘前森田	81円	32,009円
田舎館	76円	40,485円
乙供	100円	48,360円
天間林	56円	26,566円
田子	371円	23,514円
福地	285円	17,325円
北金ヶ沢	274円	29,341円
弘前新和	70円	22,509円
高杉	64円	51,852円
奥内	97円	14,337円
新平賀	244円	78,654円
八戸南郷	259円	19,514円
長橋	56円	70,427円
四和	58円	35,368円
陸奥蓬田	156円	45,157円
弘前柏	208円	25,730円
車力	123円	73,503円
小阿弥	55円	30,947円
弘前中里	148円	26,754円
市浦	102円	23,527円
青森白糠	140円	78,654円
上名久井	232円	23,148円
諏訪平	343円	22,618円
倉石	90円	22,777円
青森新郷	112円	20,255円
尾上	125円	31,103円
小泊	261円	44,178円
青森大間	208円	26,323円
近川駅前	57円	23,165円
千歳平	55円	23,408円
弘前石川	314円	17,479円
弘前鶴田	193円	20,667円
弘前梅沢	48円	71,730円
稲垣	116円	66,209円
名川	211円	24,009円
青森	437円	40,088円
浅虫	176円	38,810円
温湯	80円	19,020円
浜三沢	66円	15,507円
織笠	67円	23,634円
国吉	175円	28,483円
弘前相馬	254円	70,013円
目屋	82円	29,229円
陸奥川内	245円	29,507円
佐井	121円	24,038円
盛岡2	806円	45,065円
盛岡仙北	(略)	20,926円
盛岡上田	514円	31,266円

岩手県

六ヶ所	98円	67,546円
三戸	172円	12,543円
八戸階上	114円	17,923円
八戸大館	1,204円	19,606円
百石	197円	26,537円
八戸下田	117円	26,221円
青森大畑	91円	49,736円
木造	116円	11,674円
大浦	152円	39,520円
弘前藤崎	122円	22,477円
大鱈	141円	17,986円
板柳	128円	20,317円
金木	291円	12,071円
六戸	131円	42,802円
上北	114円	31,841円
五戸	90円	13,057円
今別	245円	77,041円
陸奥常盤	190円	34,176円
上市川	30円	23,024円
陸奥横浜	134円	23,896円
深浦	198円	34,344円
弘前森田	65円	24,302円
田舎館	58円	46,800円
乙供	79円	53,157円
天間林	47円	30,620円
田子	291円	28,709円
福地	260円	24,829円
北金ヶ沢	199円	28,460円
弘前新和	57円	21,511円
高杉	60円	52,026円
奥内	87円	13,812円
新平賀	235円	78,836円
八戸南郷	221円	18,767円
長橋	45円	47,256円
四和	35円	33,908円
陸奥蓬田	105円	51,112円
弘前柏	184円	24,872円
車力	90円	53,815円
小阿弥	41円	29,661円
弘前中里	132円	25,904円
市浦	83円	22,687円
青森白糠	145円	55,362円
上名久井	219円	21,617円
諏訪平	308円	20,653円
倉石	78円	22,278円
青森新郷	103円	19,516円
尾上	80円	30,632円
小泊	245円	43,365円
青森大間	197円	27,079円
近川駅前	42円	22,524円
千歳平	46円	22,340円
弘前石川	267円	16,730円
弘前鶴田	172円	19,925円
弘前梅沢	34円	45,718円
稲垣	88円	49,852円
名川	189円	23,724円
青森	403円	39,819円
浅虫	205円	38,218円
温湯	68円	19,673円
浜三沢	56円	15,118円
織笠	54円	23,333円
国吉	133円	27,568円
弘前相馬	208円	46,712円
目屋	61円	34,668円
陸奥川内	229円	28,683円
佐井	104円	23,562円
石持	92円	38,601円
盛岡2	789円	42,580円
盛岡仙北	(略)	21,014円

岩手県

青山第二	470円	30,855円
盛岡飯岡	681円	21,287円
宮古2	464円	28,713円
大船渡	344円	59,762円
岩手水沢	258円	31,718円
花巻	291円	30,768円
新宮野目	419円	45,735円
北上	251円	21,294円
相去	343円	31,761円
久慈	245円	24,456円
遠野	245円	25,626円
一関	300円	23,003円
陸前高田	137円	292,533円
釜石	360円	42,686円
釜石上中島	471円	21,041円
江刺	179円	27,086円
二戸	231円	12,988円
新西根	173円	28,417円
千厩	288円	13,815円
宮古大野	262円	77,936円
盛岡太田	258円	21,894円
滝沢	277円	26,187円
藤根	191円	14,652円
赤荻	682円	23,523円
紫波	435円	34,927円
矢巾	653円	47,771円
広瀬	72円	16,220円
盛岡乙部	227円	24,133円
江釣子	176円	29,722円
雫石	209円	40,441円
岩手	278円	16,734円
石鳥谷	190円	14,831円
水沢西根	260円	21,102円
新平泉	277円	113,227円
岩泉	327円	19,974円
小鳥谷	292円	42,928円
摺沢	326円	17,751円
岩手川崎	128円	39,852円
水沢東山	169円	59,657円
津軽石	165円	118,509円
萩荘	360円	18,292円
花巻温泉	213円	17,204円
鶴住居	545円	301,348円
種市	420円	32,009円
釜石広田	286円	47,510円
金田一	284円	27,613円
渋民	237円	29,576円
好摩	479円	31,483円
水沢小山	208円	33,722円
胆沢	158円	32,725円
軽米	638円	27,286円
豊間根	676円	79,959円
住田	295円	36,267円
細浦	211円	69,274円
田老	209円	230,089円
岩手上郷	272円	12,034円
釜石平田	284円	36,302円
六原	88円	18,400円
三陸	130円	246,481円
綾里	253円	80,454円
宮古小川	135円	29,509円
普代	380円	31,228円
宮古八木	268円	15,278円
湯口	131円	43,414円
和賀	154円	43,076円
滝沢駅前	249円	32,665円
大槌	63円	130,137円
一戸	232円	41,570円
伊手	92円	37,414円

盛岡上田	500円	33,340円
青山第二	401円	37,520円
盛岡飯岡	638円	21,239円
宮古2	412円	31,871円
大船渡	321円	58,258円
岩手水沢	244円	32,057円
花巻	242円	27,780円
新宮野目	364円	47,939円
北上	237円	23,038円
相去	299円	33,900円
久慈	226円	24,788円
遠野	213円	28,558円
一関	303円	20,280円
陸前高田	90円	155,894円
釜石	351円	43,884円
釜石上中島	430円	21,307円
江刺	171円	26,996円
二戸	201円	19,874円
新西根	153円	28,445円
千厩	249円	35,708円
宮古大野	232円	76,755円
盛岡太田	239円	21,466円
滝沢	263円	25,566円
藤根	176円	14,309円
赤荻	669円	27,316円
紫波	401円	40,425円
矢巾	647円	35,870円
広瀬	56円	20,744円
盛岡乙部	218円	24,135円
江釣子	166円	29,232円
雫石	196円	28,907円
岩手	210円	18,314円
石鳥谷	178円	15,477円
水沢西根	237円	20,508円
新平泉	258円	85,894円
岩泉	287円	20,269円
小鳥谷	239円	43,927円
摺沢	288円	17,563円
岩手川崎	94円	39,422円
水沢東山	155円	61,193円
津軽石	185円	133,374円
萩荘	347円	17,610円
花巻温泉	185円	16,648円
鶴住居	208円	218,618円
種市	393円	31,683円
釜石広田	239円	45,053円
金田一	233円	27,351円
渋民	217円	30,185円
好摩	438円	31,366円
水沢小山	171円	36,279円
胆沢	140円	26,680円
軽米	522円	29,867円
豊間根	496円	72,126円
住田	289円	21,836円
細浦	197円	89,084円
田老	16円	146,149円
岩手上郷	232円	11,333円
釜石平田	292円	29,669円
六原	73円	17,989円
三陸	62円	245,567円
綾里	200円	79,878円
宮古小川	108円	28,080円
普代	339円	31,233円
宮古八木	250円	14,880円
湯口	102円	42,944円
和賀	148円	43,892円
滝沢駅前	214円	37,299円
大槌	58円	127,974円
一戸	217円	42,741円

	上平沢	169円	23,198円
	盛岡東和	155円	52,752円
	九戸	242円	15,434円
	唐丹	464円	81,708円
	小本	138円	81,065円
	姉体	215円	23,306円
	二子	173円	18,106円
	水沢飯豊	101円	58,109円
	盛岡西山	76円	48,666円
	葛巻	288円	114,386円
	平館	151円	35,291円
	東八幡平	208円	25,849円
	大迫	283円	27,480円
	金ヶ崎	262円	44,682円
	前沢	306円	63,918円
	衣川	218円	20,600円
	花泉	517円	25,616円
	宮守	386円	30,395円
	安代	281円	46,998円
	田山	169円	29,708円
	湯田	111円	25,002円
	室根	140円	27,108円
	宮古新里	227円	30,026円
	浄法寺	376円	30,353円
	岩手大東	228円	46,152円
	水沢藤沢	381円	21,165円
	田野畑	275円	44,306円
	宮古川井	140円	33,767円
宮城県	仙台青葉通	4,080円	55,441円
	仙台長町	1,029円	30,184円
	台原	593円	24,015円
	愛子	675円	56,637円
	岩切	513円	220,480円
	仙台高砂	1,183円	52,288円
	鶴ヶ谷	574円	45,872円
	苦竹料金	492円	35,039円
	榴ヶ岡	693円	41,978円
	南小泉	1,379円	11,905円
	荒井	874円	76,076円
	仙台中田	674円	21,981円
	西多賀	513円	16,936円
	仙台泉	917円	33,912円
	野村	616円	20,592円
	泉ヶ岳	103円	47,778円
	門脇	289円	31,360円
	塩釜	265円	15,530円
	古川	334円	25,459円
	気仙沼	110円	22,561円
	仙南白石	154円	25,328円
	名取	558円	17,188円
	岩沼桜	625円	21,796円
	仙南	225円	26,896円
	村田	302円	30,712円
	仙南船岡	533円	59,508円
	利府	720円	45,073円
	富谷	333円	37,103円
	明石交換所	281円	65,820円
	築館源光	205円	22,649円
	迫	133円	49,944円
	宮城河北	213円	27,911円
	矢本	751円	41,449円
	八木山	2,865円	20,709円
	多賀城	920円	48,722円
	仙台松島	176円	17,098円
	七ヶ浜	792円	113,585円
	栗駒	180円	12,006円
	折立	385円	21,561円
	三本木	239円	39,130円
	仙台中山	1,140円	17,065円

	伊手	67円	36,617円
	上平沢	150円	21,765円
	盛岡東和	140円	34,882円
	九戸	204円	15,252円
	唐丹	354円	60,323円
	小本	123円	79,617円
	姉体	164円	23,120円
	二子	171円	17,911円
	水沢飯豊	96円	41,017円
	盛岡西山	59円	47,662円
	葛巻	236円	99,686円
	平館	138円	34,973円
	東八幡平	163円	24,940円
	大迫	247円	27,743円
	金ヶ崎	236円	37,454円
	前沢	298円	44,701円
	衣川	200円	20,678円
	花泉	477円	25,917円
	宮守	352円	29,947円
	安代	234円	46,105円
	田山	139円	28,352円
	湯田	103円	23,899円
	室根	102円	26,522円
	宮古新里	182円	25,970円
	浄法寺	292円	28,949円
	岩手大東	210円	31,265円
	水沢藤沢	286円	21,396円
	田野畑	199円	44,764円
	宮古川井	95円	33,376円
宮城県	仙台青葉通	4,695円	55,444円
	仙台長町	898円	35,545円
	台原	538円	24,167円
	愛子	701円	61,818円
	岩切	492円	118,066円
	仙台高砂	1,196円	45,512円
	鶴ヶ谷	537円	99,256円
	苦竹料金	351円	35,263円
	榴ヶ岡	770円	46,411円
	南小泉	1,454円	12,574円
	荒井	787円	112,751円
	仙台中田	622円	17,596円
	西多賀	484円	16,359円
	仙台泉	870円	35,608円
	野村	489円	48,606円
	泉ヶ岳	79円	46,806円
	門脇	168円	31,449円
	塩釜	250円	15,922円
	古川	324円	23,505円
	気仙沼	111円	27,993円
	仙南白石	126円	26,235円
	名取	565円	43,885円
	岩沼桜	632円	24,752円
	仙南	208円	29,823円
	村田	212円	35,703円
	仙南船岡	358円	59,614円
	利府	697円	51,336円
	富谷	320円	38,021円
	明石交換所	216円	65,805円
	築館源光	165円	21,055円
	迫	124円	39,081円
	宮城河北	173円	28,165円
	矢本	590円	53,594円
	八木山	2,883円	26,356円
	多賀城	812円	49,466円
	仙台松島	167円	16,994円
	七ヶ浜	637円	118,296円
	栗駒	169円	11,550円
	折立	370円	21,462円
	三本木	223円	38,400円

大衡	177円	21,660円
中新田	245円	27,321円
亘理	440円	32,495円
石越	162円	16,452円
歌津	200円	186,707円
角田	165円	42,064円
鹿島台	206円	17,817円
生出	203円	39,679円
仙台今泉	614円	24,518円
仙南槻木	456円	28,235円
第2高館	250円	75,578円
古川中田	291円	21,527円
古川南郷	191円	48,675円
若柳	158円	42,852円
渡波	233円	59,387円
西古川	199円	50,407円
石巻階上	376円	23,776円
関上	295円	14,534円
丸森	210円	33,002円
坂元	165円	26,939円
山下	222円	24,116円
大郷	118円	14,622円
古川小野田	234円	74,015円
古川松山	372円	99,476円
岩出山	188円	16,138円
涌谷	221円	29,802円
箕岳	138円	37,858円
田尻	419円	12,399円
小牛田	211円	24,243円
北浦駅前	111円	24,636円
寺崎	238円	11,258円
女川	78円	141,271円
志津川	117円	135,403円
本吉	509円	22,801円
唐桑	209円	156,453円
荒谷	209円	89,170円
芋沢	121円	44,314円
円田	113円	31,169円
色麻	165円	30,299円
古川鳴子	178円	27,341円
一迫	316円	24,263円
登米	213円	41,931円
古川南方	289円	111,350円
広淵	320円	17,287円
野蒜	136円	45,203円
遠刈田	143円	15,067円
高清水	421円	19,318円
金成	168円	38,211円
仙南北郷	124円	29,998円
古川宮崎	214円	91,888円
瀬峰	382円	82,249円
鶯沢	69円	90,170円
米谷	115円	45,180円
宮城河南	453円	12,986円
鳴瀬	198円	34,728円
作並	162円	45,179円
仙南川崎	192円	28,406円
仙南大内	155円	47,065円
牡鹿	52円	140,864円
石巻津山	108円	38,154円
古川新田	162円	30,694円
古川米山	220円	22,916円
石巻雄勝	75円	149,420円
石巻大島	259円	20,007円
新棟秋田	299円	35,289円
秋田大町	231円	33,137円
土崎	227円	19,610円
秋田仁井田	327円	21,732円
能代	105円	14,293円

秋田県

仙台中山	1,049円	16,702円
大衡	152円	21,543円
中新田	235円	32,253円
亘理	414円	51,069円
石越	136円	15,846円
歌津	287円	194,817円
角田	153円	95,118円
鹿島台	224円	17,343円
生出	193円	39,071円
仙台今泉	546円	25,657円
仙南槻木	427円	27,817円
第2高館	236円	75,164円
古川中田	272円	21,290円
古川南郷	175円	31,468円
若柳	137円	39,649円
渡波	141円	61,018円
西古川	185円	51,081円
石巻階上	315円	23,647円
関上	509円	550,084円
丸森	190円	37,183円
坂元	151円	26,330円
山下	173円	23,831円
大郷	121円	13,728円
古川小野田	202円	71,892円
古川松山	362円	97,716円
岩出山	166円	16,129円
涌谷	207円	34,529円
箕岳	122円	74,306円
田尻	404円	12,012円
小牛田	155円	23,643円
北浦駅前	102円	106,106円
寺崎	225円	11,385円
女川	43円	147,151円
志津川	155円	140,395円
本吉	461円	22,765円
唐桑	81円	162,204円
荒谷	167円	87,249円
芋沢	92円	42,478円
円田	96円	38,922円
色麻	141円	119,457円
古川鳴子	161円	27,506円
一迫	287円	78,238円
登米	199円	45,330円
古川南方	234円	97,408円
広淵	240円	16,281円
野蒜	1,162円	444,236円
遠刈田	121円	13,888円
高清水	377円	13,647円
金成	150円	30,648円
仙南北郷	115円	29,349円
古川宮崎	179円	84,912円
瀬峰	329円	75,857円
鶯沢	58円	82,744円
米谷	103円	38,479円
宮城河南	385円	12,447円
鳴瀬	185円	34,225円
作並	151円	46,409円
仙南川崎	165円	25,847円
仙南大内	125円	28,846円
牡鹿	47円	146,034円
石巻津山	97円	102,911円
古川新田	140円	20,162円
古川米山	191円	14,587円
石巻雄勝	39円	154,428円
石巻大島	245円	18,949円
新棟秋田	278円	34,962円
秋田大町	232円	27,747円
土崎	212円	19,601円
秋田仁井田	319円	21,406円

秋田県

東能代	147円	23,844円
横手	172円	22,166円
秋田大館	170円	16,881円
十二所	52円	19,417円
秋田本荘	187円	20,684円
男鹿	84円	14,306円
秋田湯沢	97円	20,028円
大曲	131円	34,224円
鹿角	151円	16,958円
大館鷹巣	133円	17,486円
五城目	151円	22,206円
秋田追分	194円	17,362円
天王	248円	18,488円
秋田大湯	347円	34,615円
仁賀保	138円	18,735円
象潟	242円	15,154円
横手神岡	97円	24,119円
角館	180円	25,598円
西馬音内	298円	15,097円
東成瀬	86円	34,471円
外旭川	226円	19,104円
釈迦内	83円	21,682円
太平	93円	28,815円
下浜	75円	24,252円
角間川	102円	40,225円
内小友	81円	43,054円
比内	217円	11,448円
合川	32円	30,355円
八郎潟	173円	22,174円
横手六郷	139円	16,026円
森岳	(略)	28,638円
由利	114円	21,780円
稲川	296円	25,623円
横手雄勝	313円	24,595円
八竜	156円	12,216円
琴丘	110円	13,310円
刈和野	138円	31,014円
中仙	169円	23,281円
小坂	153円	20,318円
東由利	151円	17,600円
秋田太田	169円	28,086円
千畑	135円	25,095円
秋田井川	235円	25,542円
飯田川	144円	11,610円
若美	132円	20,031円
二ツ井	176円	23,125円
花岡	74円	19,825円
雄和	162円	29,102円
上小阿仁	129円	24,954円
八森	128円	23,860円
沢目	93円	29,628円
田沢湖	148円	26,962円
米内沢	145円	14,526円
秋田船越	140円	20,960円
秋田河辺	228円	15,593円
矢島	131円	8,112円
秋田北浦	69円	29,944円
金浦	235円	23,794円
八幡平	102円	28,288円
阿仁	131円	22,110円
横手神代	219円	39,171円
秋田脇本	49円	27,841円
由利院内	263円	34,479円
平鹿	103円	11,867円
雄物川	197円	17,414円
西目	332円	21,165円
増田	128円	27,581円
横手大森	234円	35,244円
秋田大内	248円	25,689円

能代	97円	16,060円
東能代	137円	23,272円
横手	160円	22,002円
秋田大館	142円	22,372円
十二所	46円	18,889円
秋田本荘	183円	21,129円
男鹿	72円	18,301円
秋田湯沢	75円	20,621円
大曲	103円	34,158円
鹿角	140円	16,660円
大館鷹巣	123円	21,129円
五城目	119円	21,579円
秋田追分	189円	37,049円
天王	233円	17,657円
秋田大湯	338円	33,650円
仁賀保	119円	17,591円
象潟	232円	14,608円
横手神岡	86円	23,515円
角館	169円	27,830円
西馬音内	264円	14,701円
東成瀬	73円	29,632円
外旭川	193円	18,804円
釈迦内	72円	20,766円
太平	80円	27,952円
下浜	64円	23,929円
角間川	95円	39,493円
内小友	73円	42,615円
比内	193円	10,949円
合川	25円	29,645円
八郎潟	172円	22,703円
横手六郷	120円	15,525円
森岳	(略)	27,985円
由利	104円	21,370円
稲川	248円	24,753円
横手雄勝	272円	23,688円
八竜	152円	11,643円
琴丘	114円	12,555円
刈和野	121円	30,673円
中仙	154円	22,763円
小坂	133円	19,758円
東由利	131円	16,406円
秋田太田	148円	26,916円
千畑	124円	24,287円
秋田井川	243円	27,080円
飯田川	129円	12,341円
若美	112円	19,410円
二ツ井	159円	22,109円
花岡	63円	18,983円
雄和	141円	28,673円
上小阿仁	143円	23,226円
八森	116円	24,145円
沢目	85円	29,617円
田沢湖	125円	26,313円
米内沢	130円	14,181円
秋田船越	120円	18,967円
秋田河辺	209円	14,887円
矢島	111円	7,822円
秋田北浦	58円	29,504円
金浦	194円	23,095円
八幡平	80円	27,846円
阿仁	105円	19,783円
横手神代	190円	38,471円
秋田脇本	42円	26,594円
由利院内	200円	34,166円
平鹿	94円	11,551円
雄物川	171円	17,154円
西目	312円	20,844円
増田	112円	28,339円
横手大森	191円	34,751円

	秋田鳥海	108円	24,478円
	西明寺	186円	29,125円
	横手山内	241円	28,904円
	須川	64円	60,296円
	横手十文字	201円	10,329円
	横手金沢	152円	24,797円
	大館大湯	99円	25,749円
	十和田南	137円	22,694円
	早口	184円	18,402円
	秋田道川	169円	25,590円
	秋田協和	185円	66,832円
	横手仙北	156円	17,604円
	後三年	152円	35,332円
	五里合	72円	21,808円
	藤里	140円	41,165円
	大雄	201円	25,816円
	外小友	160円	29,081円
山形県	山形	377円	29,056円
	山形金井	468円	15,662円
	山形十文字	263円	17,298円
	今塚	1,071円	104,838円
	あかねヶ丘	685円	49,411円
	米沢	250円	25,788円
	米沢窪田	190円	19,670円
	八幡原	72円	33,672円
	鶴岡	320円	18,550円
	酒田2	350円	26,171円
	酒田緑ヶ丘	299円	22,562円
	酒田高砂	111円	20,700円
	新庄	352円	23,850円
	寒河江	338円	41,126円
	山形上山	260円	15,661円
	村山	164円	26,088円
	長井	148円	23,299円
	天童	349円	32,401円
	高掬	505円	9,519円
	神町	375円	17,696円
	東根	284円	27,125円
	尾花沢	296円	42,438円
	南陽	186円	21,245円
	河北	154円	18,129円
	山形朝日	179円	13,680円
	白鷹	184円	15,447円
	余目	127円	12,822円
	藤島	191円	34,056円
	酒田三川	185円	33,712円
	温海	349円	31,195円
	山形小国	197円	33,145円
	庄内朝日機械	109円	37,992円
	山形川西	237円	23,564円
	酒田水沢	85円	34,089円
	袖浦	109円	40,816円
	山形大江	295円	28,677円
	山辺	357円	21,372円
	山形中山	342円	77,260円
	南原	95円	23,314円
	宮内	216円	32,670円
	高畠	298円	18,167円
	櫛引	138円	24,387円
白岩	348円	17,736円	
山形西川	122円	30,175円	
糠野目	218円	34,291円	
米沢飯豊	158円	22,861円	
酒田羽黒	232円	46,852円	
本道寺	53円	69,442円	
山形平田	301円	17,705円	
酒田立川	207円	24,751円	
酒田松山	238円	30,055円	
酒田三瀬	82円	26,083円	

	秋田大内	219円	25,657円
	秋田鳥海	82円	21,823円
	西明寺	149円	28,008円
	横手山内	181円	28,008円
	須川	49円	41,465円
	横手十文字	183円	9,590円
	横手金沢	121円	24,202円
	大館大湯	88円	26,483円
	十和田南	130円	22,141円
	早口	163円	17,641円
	秋田道川	149円	25,098円
	秋田協和	157円	46,035円
	横手仙北	135円	16,880円
	後三年	112円	34,655円
	五里合	62円	22,811円
	藤里	148円	40,271円
	大雄	170円	24,661円
	外小友	120円	27,921円
山形県	山形	350円	29,067円
	山形金井	453円	16,609円
	山形十文字	244円	16,846円
	今塚	1,047円	65,268円
	あかねヶ丘	672円	47,220円
	米沢	217円	30,518円
	米沢窪田	177円	19,211円
	八幡原	57円	31,932円
	鶴岡	309円	18,292円
	酒田2	334円	23,636円
	酒田緑ヶ丘	259円	22,240円
	酒田高砂	79円	21,219円
	新庄	317円	22,430円
	寒河江	307円	43,315円
	山形上山	243円	27,706円
	村山	149円	22,775円
	長井	145円	22,645円
	天童	341円	30,640円
	高掬	467円	8,973円
	神町	353円	17,399円
	東根	269円	19,420円
	尾花沢	272円	42,957円
	南陽	182円	21,974円
	河北	142円	17,651円
	山形朝日	149円	13,360円
	白鷹	177円	15,013円
	余目	120円	11,980円
	藤島	183円	33,933円
	酒田三川	181円	33,355円
	温海	340円	31,068円
	山形小国	186円	32,919円
	庄内朝日機械	89円	36,914円
	山形川西	230円	47,240円
	酒田水沢	67円	33,111円
	袖浦	95円	39,798円
	山形大江	257円	28,457円
	山辺	329円	20,936円
	山形中山	323円	75,866円
	南原	84円	22,627円
	宮内	211円	22,684円
	高畠	289円	18,007円
	櫛引	130円	23,803円
白岩	316円	17,249円	
山形西川	125円	29,824円	
糠野目	201円	68,586円	
米沢飯豊	156円	22,324円	
酒田羽黒	215円	46,547円	
本道寺	39円	68,250円	
山形平田	295円	18,438円	
酒田立川	179円	23,896円	
酒田松山	228円	29,573円	

	山形金山	94円	24,808円
	真室川	186円	26,353円
	中和田	180円	16,258円
	鼠ヶ関	121円	52,550円
	蔵王	173円	36,516円
	酒田大山	275円	12,707円
	湯野浜	205円	57,978円
	本楯	119円	30,909円
	泉田	101円	30,551円
	村山大久保	199円	26,831円
	山形白鳥	197円	31,192円
	山形東郷	117円	48,196円
	福原	139円	37,866円
	大石田	157円	37,330円
	鮭川	117円	27,824円
	古口	131円	29,253円
	遊佐	208円	16,690円
	吹浦	56円	33,236円
	酒田八幡	121円	29,863円
	舟形	188円	59,582円
	須田板	163円	29,739円
	山形玉野	95円	26,879円
	清水	102円	30,607円
福島県	福島	396円	39,591円
	福島清水	702円	21,354円
	福島佐倉	429円	18,970円
	瀬上	548円	12,837円
	福島大森	570円	18,312円
	蓬萊	336円	22,701円
	飯坂	253円	25,174円
	福島花園	497円	27,559円
	会津若松	408円	19,807円
	東栄町分局	705円	19,474円
	福島郡山	1,491円	25,982円
	郡山芳賀	695円	32,679円
	笹川	693円	18,499円
	日和田	141円	34,563円
	喜久田	302円	36,567円
	大槻	659円	16,197円
	郡山守山	74円	40,755円
	磐梯熱海	131円	47,672円
	いわき	536円	27,605円
	小名浜	385円	39,592円
	勿来	326円	29,273円
	内郷	530円	15,527円
	好間	565円	32,763円
	草野	400円	13,246円
	いわき常磐	257円	18,928円
	四倉	480円	38,582円
	いわき若葉台	1,202円	24,992円
	いわき泉	591円	40,229円
	いわき玉川	503円	16,347円
	いわき窪田	501円	22,363円
	白河	295円	31,607円
	福島原町	422円	27,049円
	郡山須賀川	273円	40,880円
	喜多方	304円	13,564円
	福島相馬	514円	33,116円
	二本松	314円	16,591円
	福島藤田	297円	26,674円
	二本松本宮	238円	9,949円
	田島	335円	21,215円
	猪苗代	268円	32,879円
	会津若松坂下	373円	23,455円
	郡山西郷	302円	24,063円
	郡山石川	335円	21,142円
	三春	218円	15,564円
	磐城富岡	449円	12,597円
	浪江	730円	21,552円

	酒田三瀬	77円	25,775円
	山形金山	80円	23,902円
	真室川	189円	25,029円
	中和田	165円	15,569円
	鼠ヶ関	97円	35,109円
	蔵王	160円	35,850円
	酒田大山	270円	12,410円
	湯野浜	156円	56,666円
	本楯	105円	30,486円
	泉田	92円	29,528円
	村山大久保	185円	26,392円
	山形白鳥	168円	30,563円
	山形東郷	91円	46,768円
	福原	125円	36,618円
	大石田	146円	36,801円
	鮭川	110円	26,837円
	古口	129円	28,028円
	遊佐	184円	16,131円
	吹浦	49円	34,378円
	酒田八幡	109円	29,301円
	舟形	171円	41,124円
	須田板	150円	28,614円
	山形玉野	87円	25,741円
	清水	96円	29,158円
福島県	福島	391円	42,849円
	福島清水	632円	21,199円
	福島佐倉	405円	19,182円
	瀬上	512円	16,032円
	福島大森	495円	22,999円
	蓬萊	296円	21,993円
	飯坂	244円	24,485円
	福島花園	416円	31,746円
	会津若松	369円	19,796円
	東栄町分局	642円	21,735円
	福島郡山	1,498円	25,238円
	郡山芳賀	671円	32,914円
	笹川	637円	18,154円
	日和田	126円	34,096円
	喜久田	284円	36,855円
	大槻	619円	15,976円
	郡山守山	64円	40,571円
	磐梯熱海	112円	89,648円
	いわき	514円	31,469円
	小名浜	370円	39,348円
	勿来	314円	31,621円
	内郷	500円	15,735円
	好間	532円	32,973円
	草野	369円	12,868円
	いわき常磐	238円	24,662円
	四倉	533円	38,576円
	いわき若葉台	976円	24,237円
	いわき泉	544円	27,980円
	いわき玉川	537円	16,006円
	いわき窪田	453円	49,846円
	白河	293円	30,603円
	福島原町	314円	27,670円
	郡山須賀川	236円	39,760円
	喜多方	269円	13,983円
	福島相馬	481円	32,609円
	二本松	310円	16,740円
	福島藤田	284円	26,675円
	二本松本宮	226円	10,678円
	田島	318円	18,960円
	猪苗代	253円	44,983円
	会津若松坂下	370円	23,474円
	郡山西郷	277円	23,591円
	郡山石川	319円	21,045円
	三春	202円	14,901円
	磐城富岡	419円	16,844円

会津山口	317円	20,317円
会津若松広田	199円	29,250円
福島梁川	379円	29,919円
保原	390円	15,653円
江名	227円	29,818円
福島川俣	215円	24,137円
塙	516円	20,597円
新地	442円	32,213円
小高	505円	32,891円
福島伊達	404円	39,148円
桑折	401円	26,278円
福島松川	264円	24,790円
鏡石	332円	13,596円
塩川	339円	33,699円
棚倉	277円	14,345円
郡山浅川	127円	27,045円
福島鹿島	337円	25,725円
柳津	77円	29,180円
飯野	290円	30,724円
磐梯	174円	37,885円
霊山	194円	45,720円
橋本	454円	34,026円
泉崎	185円	28,478円
大玉	218円	27,401円
大林	306円	27,439円
表郷	118円	33,651円
郡山中島	120円	35,175円
湖南	111円	35,079円
白沢	136円	25,338円
多田野	111円	17,749円
古殿	216円	25,836円
西会津	99円	22,336円
北会津	122円	17,778円
新鶴	224円	35,932円
いわき広野	286円	18,292円
久ノ浜	217円	465,658円
船引	338円	34,320円
鮫川	136円	13,599円
福島東和	278円	32,665円
郡山岩瀬	289円	25,363円
川桁	96円	30,684円
柳橋	172円	27,728円
岩代	114円	17,176円
郡山長沼	194円	28,736円
会津若松下郷	241円	18,675円
熱塩	124円	41,165円
山都	164円	18,965円
郡山東	108円	20,088円
大信	185円	27,799円
都路	95円	13,101円
常葉	155円	21,005円
檜葉	35円	21,749円
庭坂	66円	19,584円
沼之内	389円	36,517円
いわき小川	270円	22,510円
上遠野	345円	20,158円
小作田	285円	16,952円
原釜	234円	27,961円
裏磐梯	1,068円	45,978円
会津高田	280円	38,574円
会津本郷	213円	15,312円
郡山玉川	211円	18,846円
小野新町	303円	35,001円
大熊	457円	22,708円
いわき双葉	242円	28,288円
飯館	370円	22,270円
天栄	231円	23,060円
只見	332円	27,631円
会津若松吾妻	66円	100,298円

浪江	720円	21,117円
会津山口	300円	47,351円
会津若松広田	189円	30,445円
福島梁川	363円	29,493円
保原	379円	16,349円
江名	198円	29,634円
福島川俣	205円	55,354円
塙	496円	20,166円
新地	410円	31,479円
小高	306円	32,882円
福島伊達	377円	39,809円
桑折	380円	25,982円
福島松川	248円	24,715円
鏡石	318円	12,996円
塩川	299円	32,585円
棚倉	269円	13,929円
郡山浅川	132円	26,463円
福島鹿島	302円	51,840円
柳津	73円	29,328円
飯野	265円	30,733円
磐梯	156円	36,871円
霊山	181円	45,781円
橋本	381円	38,266円
泉崎	173円	30,114円
大玉	214円	27,216円
大林	260円	26,765円
表郷	108円	33,525円
郡山中島	108円	35,086円
湖南	83円	34,606円
白沢	117円	24,675円
多田野	92円	19,320円
古殿	217円	25,842円
西会津	83円	22,061円
北会津	113円	16,851円
新鶴	206円	35,172円
いわき広野	208円	17,831円
久ノ浜	91円	358,120円
船引	327円	60,863円
鮫川	116円	56,504円
福島東和	248円	33,161円
郡山岩瀬	257円	24,105円
川桁	92円	29,850円
柳橋	140円	28,441円
岩代	107円	16,842円
郡山長沼	159円	27,757円
会津若松下郷	213円	17,761円
熱塩	96円	40,341円
山都	151円	18,466円
郡山東	102円	19,537円
大信	127円	28,667円
都路	76円	48,872円
常葉	134円	20,316円
檜葉	212円	21,496円
庭坂	195円	19,023円
沼之内	414円	36,741円
いわき小川	249円	22,117円
上遠野	313円	19,611円
小作田	257円	16,276円
原釜	224円	27,339円
裏磐梯	906円	45,508円
会津高田	246円	38,807円
会津本郷	199円	14,733円
郡山玉川	204円	18,657円
小野新町	289円	35,164円
大熊	440円	23,957円
いわき双葉	227円	28,005円
飯館	350円	21,713円
天栄	191円	21,642円
只見	300円	26,746円

茨城県	矢祭	381円	18,077円
	滝根	175円	24,334円
	大越	34円	35,297円
	郡山七郷	221円	19,113円
	移	183円	29,370円
	水戸大町	580円	44,802円
	茨城赤塚	543円	37,644円
	水戸吉田	341円	16,830円
	千波	(略)	38,078円
	多賀	375円	19,780円
	久慈浜	375円	18,290円
	日立別館	289円	24,858円
	茨城日高	355円	38,866円
	土浦	261円	38,171円
	荒川沖	496円	30,636円
	神立	257円	32,414円
	石岡国府	403円	31,490円
	下館別館	374円	19,682円
	下館川島	302円	54,642円
	結城	(略)	24,781円
	結城南	227円	18,523円
	竜ヶ崎	158円	30,043円
	土浦佐貫	541円	24,538円
	那珂湊	291円	26,963円
	阿字ヶ浦	426円	18,166円
	下妻	310円	29,233円
	水海道菅生	430円	33,061円
	水海道別	424円	47,361円
	茨城勝田	354円	28,239円
	高萩	192円	32,414円
	北茨城	201円	18,364円
	取手	465円	22,282円
	茨城岩井	179円	30,933円
	土浦牛久	783円	18,869円
	つくば	1,556円	35,233円
	大穂	742円	16,556円
	桜	235円	18,174円
	つくば北	143円	21,227円
	筑波山	325円	18,487円
	吉沼	91円	35,754円
	筑波谷田部	368円	17,521円
	土浦豊里	427円	88,938円
	大洗	434円	13,770円
友部	383円	36,638円	
茨城東海	510円	20,753円	
那珂	363円	6,947円	
常陸大宮	353円	37,997円	
金砂郷	147円	60,998円	
十王	355円	20,618円	
常陸鹿島	487円	22,155円	
神栖	422円	22,632円	
茨城萩原	243円	18,051円	
潮来延方	323円	29,725円	
美浦	210円	33,865円	
谷和原	431円	166,683円	
守谷清水	683円	39,780円	
古河2	648円	11,203円	
古河旭	1,154円	15,503円	
総和2	302円	39,690円	
古河南	373円	44,885円	
茨城境	364円	36,615円	
石岡東	358円	97,167円	
石岡	467円	40,262円	
常陸太田別館	317円	21,779円	
羽鳥	276円	54,558円	
千葉若松	126円	24,039円	
矢田部	246円	50,000円	
阿見	353円	11,808円	
高場	415円	36,454円	

茨城県	会津若松吾妻	50円	98,706円
	矢祭	363円	17,516円
	滝根	160円	35,514円
	大越	87円	36,411円
	郡山七郷	185円	17,814円
	移	152円	31,005円
	水戸大町	571円	46,566円
	茨城赤塚	327円	39,394円
	水戸吉田	328円	18,550円
	千波	(略)	41,092円
	多賀	362円	20,342円
	久慈浜	364円	20,977円
	日立別館	240円	25,533円
	茨城日高	348円	34,573円
	土浦	248円	38,900円
	荒川沖	494円	30,778円
	神立	254円	31,140円
	石岡国府	393円	27,388円
	下館別館	342円	27,408円
	下館川島	268円	55,092円
	結城	(略)	26,070円
	結城南	202円	29,300円
	竜ヶ崎	147円	30,581円
	土浦佐貫	503円	24,715円
	那珂湊	249円	30,261円
	阿字ヶ浦	388円	19,093円
	下妻	268円	31,861円
	水海道菅生	383円	22,527円
	水海道別	313円	83,074円
	茨城勝田	331円	41,171円
	高萩	177円	24,987円
	北茨城	161円	22,631円
	取手	452円	22,286円
	茨城岩井	170円	28,281円
	土浦牛久	764円	21,060円
	つくば	1,525円	39,900円
	大穂	687円	27,959円
	桜	208円	21,305円
	つくば北	141円	20,293円
	筑波山	275円	19,941円
	吉沼	86円	25,231円
	筑波谷田部	338円	19,866円
	土浦豊里	385円	87,200円
大洗	401円	19,095円	
友部	381円	61,585円	
茨城東海	529円	23,979円	
那珂	352円	6,325円	
常陸大宮	335円	41,219円	
金砂郷	144円	59,277円	
十王	341円	17,797円	
常陸鹿島	334円	23,979円	
神栖	295円	22,973円	
茨城萩原	189円	17,047円	
潮来延方	253円	32,651円	
美浦	191円	25,608円	
谷和原	398円	168,149円	
守谷清水	596円	44,311円	
古河2	644円	7,400円	
古河旭	1,038円	14,624円	
総和2	291円	39,225円	
古河南	360円	44,500円	
茨城境	323円	36,558円	
石岡東	308円	110,112円	
石岡	311円	51,743円	
常陸太田別館	291円	22,882円	
羽鳥	259円	54,087円	
千葉若松	94円	23,731円	
矢田部	226円	49,476円	
阿見	349円	14,214円	

笠間	340円	26,689円
稲戸井	525円	18,255円
茨城	274円	52,873円
茨城岩瀬	267円	19,416円
大子	210円	27,265円
鉾田	164円	20,137円
江戸崎	153円	13,478円
伊奈	324円	99,681円
藤代蔵前	458円	36,046円
奥野	149円	25,790円
牛堀	353円	30,416円
阿見南	130円	9,327円
茨城東	69円	21,901円
総和	302円	23,464円
岡田	(略)	35,150円
関城	128円	20,983円
茨城協和	465円	51,604円
利根	127円	59,948円
いばらき旭	99円	32,912円
常澄	212円	24,054円
内原	944円	16,506円
石岡大野	171円	20,908円
茎崎	194円	56,230円
新利根	110円	30,745円
岩間	307円	17,586円
八郷	84円	15,395円
茨城鳥栖	100円	24,666円
涸沼	147円	24,507円
瓜連	473円	15,957円
茨城北浦	69円	64,885円
茨城玉造	103円	20,545円
常北	248円	20,218円
岡郷	174円	39,276円
五霞	179円	48,205円
茨城八千代	275円	29,986円
大洋	90円	57,957円
茨城土浦	248円	32,867円
波崎	244円	39,347円
茨城出島	111円	29,464円
沖宿	117円	21,312円
潮来	220円	37,084円
明野	129円	23,311円
真壁	223円	17,953円
茨城千代田	310円	23,998円
茨城大津	284円	16,394円
茨城稲田	156円	31,781円
七郷	181円	14,282円
桂	27円	17,649円
土浦河内	126円	23,337円
美野里	163円	27,696円
新治	160円	13,505円
茨城麻生	186円	45,096円
飯富	190円	17,685円
国田	154円	12,788円
菅原	173円	52,420円
行方	81円	18,478円
蔵川	96円	25,308円
出島東	130円	25,631円
小幡	79円	84,933円
雨引	222円	23,349円
八俣	103円	25,150円
猿島	118円	38,849円
御前山	142円	14,990円
茨城三和	763円	28,222円
沓掛	143円	18,331円
いばらき小川	167円	65,603円
山方	184円	15,915円
水府	53円	57,819円
茨城桜川	82円	58,781円

高場	397円	47,433円
笠間	314円	32,636円
稲戸井	488円	20,882円
茨城	255円	49,168円
茨城岩瀬	255円	19,582円
大子	146円	32,135円
鉾田	135円	21,599円
江戸崎	130円	14,421円
伊奈	269円	74,159円
藤代蔵前	412円	38,756円
奥野	136円	74,352円
牛堀	275円	30,334円
阿見南	123円	10,211円
茨城東	60円	21,612円
総和	291円	138,077円
岡田	(略)	69,947円
関城	120円	32,404円
茨城協和	449円	50,498円
利根	112円	74,639円
いばらき旭	90円	32,626円
常澄	189円	28,009円
内原	932円	17,047円
石岡大野	155円	18,435円
茎崎	170円	56,449円
新利根	99円	26,625円
岩間	286円	33,022円
八郷	92円	14,943円
茨城鳥栖	73円	76,607円
涸沼	126円	24,898円
瓜連	444円	17,733円
茨城北浦	59円	63,942円
茨城玉造	95円	38,141円
常北	226円	21,397円
岡郷	161円	38,246円
五霞	160円	48,413円
茨城八千代	258円	31,180円
大洋	81円	75,435円
茨城土浦	243円	30,169円
波崎	238円	43,461円
茨城出島	92円	29,460円
沖宿	102円	22,478円
潮来	206円	30,666円
明野	113円	24,164円
真壁	210円	28,567円
茨城千代田	295円	25,138円
茨城大津	267円	42,760円
茨城稲田	150円	75,554円
七郷	151円	15,255円
桂	25円	63,590円
土浦河内	118円	24,444円
美野里	155円	40,429円
新治	137円	32,425円
茨城麻生	167円	34,337円
飯富	174円	19,206円
国田	146円	62,538円
菅原	137円	52,771円
行方	66円	80,222円
蔵川	73円	85,986円
出島東	114円	21,802円
小幡	67円	98,569円
雨引	208円	79,647円
八俣	89円	60,415円
猿島	99円	36,905円
御前山	117円	73,930円
茨城三和	738円	44,991円
沓掛	121円	76,493円
いばらき小川	175円	44,120円
山方	151円	66,154円
水府	54円	56,759円

栃木県	石下	181円	102,362円
	茨城美和	218円	61,917円
	宇都宮	742円	44,476円
	宇都宮平出	302円	34,281円
	道場宿	326円	37,060円
	瑞穂野	238円	18,009円
	徳次郎	540円	32,265円
	砥上	561円	43,771円
	江曾島	850円	16,418円
	雀宮	830円	34,812円
	足利	345円	48,175円
	足利相生	498円	33,629円
	足利西	334円	15,915円
	足利南	540円	20,255円
	栃木	341円	32,642円
	栃木北	236円	26,968円
	佐野	287円	24,057円
	鹿沼	316円	19,552円
	北犬飼	259円	70,800円
	日光	355円	55,087円
	今市	219円	24,537円
	栃木小山	824円	48,120円
	雨ヶ谷	396円	9,306円
	延島	187円	14,042円
	真岡	274円	30,525円
	大田原2	234円	25,402円
	矢板	510円	22,297円
	黒磯	377円	37,037円
	上三川	522円	72,359円
	栃木河内	554円	47,720円
	栃木芳賀	329円	28,060円
	栃木壬生2	1,768円	17,689円
	石橋	560円	25,038円
	栃木小金井	615円	30,495円
	新野木	508円	113,654円
	栃木大平	403円	68,025円
	岩舟	276円	18,610円
	鬼怒川川治	206円	33,390円
	宝積寺	534円	12,528円
	栃木烏山	202円	12,281円
	西那須野2	325円	15,938円
	田沼	360円	8,909円
	益子	350円	43,571円
間々田	367円	39,664円	
栃木城山	296円	12,984円	
南犬飼	426円	16,875円	
氏家別	437円	30,489円	
葛生2	263円	28,273円	
赤見	244円	50,510円	
薬師寺	184円	26,628円	
小山西	154円	26,420円	
卒島	259円	39,847円	
栃木富田	297円	32,209円	
栃木藤岡2	264円	13,109円	
栃木田原	185円	43,306円	
栃木西方	160円	47,021円	
上河内	218円	42,742円	
野崎	238円	119,389円	
佐久山	136円	38,917円	
片岡	233円	20,808円	
東那須野	273円	23,355円	
栃木梅沢	156円	48,978円	
楡木	166円	89,586円	
栃木大沢	177円	15,579円	
伊王野2	125円	22,949円	
喜連川	234円	49,025円	
馬頭	194円	17,467円	
黒羽	64円	60,145円	
黒田原	217円	30,543円	

栃木県	茨城桜川	77円	59,323円
	石下	169円	102,325円
	茨城美和	168円	67,992円
	宇都宮	747円	62,066円
	宇都宮平出	303円	31,240円
	道場宿	315円	36,537円
	瑞穂野	231円	20,924円
	徳次郎	518円	32,043円
	砥上	514円	32,812円
	江曾島	847円	19,617円
	雀宮	810円	34,540円
	足利	343円	46,983円
	足利相生	484円	27,641円
	足利西	318円	29,155円
	足利南	526円	24,675円
	栃木	286円	49,554円
	栃木北	248円	29,039円
	佐野	257円	28,423円
	鹿沼	287円	21,997円
	北犬飼	232円	65,022円
	日光	315円	44,368円
	今市	203円	24,664円
	栃木小山	790円	45,138円
	雨ヶ谷	362円	20,609円
	延島	180円	13,433円
	真岡	257円	32,479円
	大田原2	222円	26,627円
	矢板	420円	21,178円
	黒磯	345円	37,043円
	上三川	516円	70,788円
	栃木河内	535円	35,689円
	栃木芳賀	308円	28,009円
	栃木壬生2	1,745円	30,794円
	石橋	472円	30,048円
	栃木小金井	560円	42,609円
	新野木	422円	88,361円
	栃木大平	388円	75,438円
	岩舟	266円	18,002円
	鬼怒川川治	193円	32,900円
	宝積寺	522円	19,705円
	栃木烏山	173円	12,686円
	西那須野2	307円	18,448円
	田沼	355円	13,323円
益子	328円	52,241円	
間々田	358円	50,031円	
栃木城山	279円	12,508円	
南犬飼	409円	16,283円	
氏家別	403円	44,937円	
葛生2	242円	28,556円	
赤見	242円	33,692円	
薬師寺	164円	25,415円	
小山西	148円	17,578円	
卒島	252円	38,721円	
栃木富田	272円	31,175円	
栃木藤岡2	249円	30,220円	
栃木田原	179円	42,151円	
栃木西方	153円	45,728円	
上河内	195円	41,866円	
野崎	216円	71,394円	
佐久山	127円	38,101円	
片岡	204円	51,615円	
東那須野	248円	22,159円	
栃木梅沢	137円	48,048円	
楡木	146円	45,978円	
栃木大沢	167円	14,837円	
伊王野2	104円	22,635円	
喜連川	226円	37,189円	
馬頭	175円	40,014円	
黒羽	60円	70,049円	

	栃木二宮	269円	17,463円
	市貝	264円	34,260円
	南那須	191円	48,158円
	文挾	131円	71,956円
	栃木粟野	269円	55,816円
	玉生	240円	15,013円
	熟田	120円	41,256円
	栃木小川	396円	31,414円
	塩原2	221円	14,045円
	関谷	186円	33,422円
	栃木茂木	248円	72,401円
	湯津上	254円	23,456円
	足尾交換局2	264円	16,006円
	栃木水橋	143円	45,884円
	船生	130円	16,503円
	栃木大宮	140円	31,425円
	川治	130円	41,230円
	栃木2	341円	26,508円
	那須横沢	84円	22,686円
	那須	89円	39,034円
	那須大沢	61円	30,613円
	南摩	362円	47,176円
群馬県	前橋	664円	60,288円
	野中別	866円	19,389円
	前橋元総社	514円	47,363円
	佐鳥	418円	23,219円
	前橋芳賀	227円	58,021円
	国領	521円	33,296円
	群馬高崎	453円	50,385円
	高崎支店別1	453円	26,589円
	高崎問屋町	522円	42,206円
	倉賀野	790円	18,180円
	大類	994円	25,481円
	群馬長野	879円	22,199円
	桐生錦町	229円	17,970円
	桐生相生	526円	36,125円
	伊勢崎	409円	41,644円
	豊受	330円	46,160円
	群馬太田	866円	39,322円
	太田九合	794円	20,418円
	宝泉	415円	18,864円
	群馬沼田	779円	47,857円
	館林支別1	274円	28,624円
	群馬渋川	393円	26,144円
	群馬藤岡	440円	34,517円
	群馬富岡	341円	27,492円
	群馬安中	460円	16,401円
	新群馬町	402円	21,200円
	群馬新町	378円	67,815円
	群馬長野原	419円	29,268円
	草津温泉	290円	37,949円
	玉村	483円	59,635円
	笠懸	164円	17,676円
	大間々	774円	23,166円
	群馬大泉	231円	61,455円
	中之条	194円	29,488円
	高林	457円	11,776円
	毛里田	216円	26,647円
	群馬川内	348円	16,992円
	赤城	136円	25,800円
	群馬富士見	335円	18,054円
	群馬原町	98円	73,355円
	北軽井沢	24円	22,568円
	采女	263円	27,631円
	藪塚本町	105円	15,049円
	群馬板倉	695円	27,972円
	群馬川俣	316円	26,922円
	赤岩	263円	16,926円
	吉井	442円	14,845円

	黒田原	205円	90,666円
	栃木二宮	261円	27,135円
	市貝	246円	33,156円
	南那須	181円	41,365円
	文挾	113円	83,473円
	栃木粟野	240円	51,055円
	玉生	216円	14,445円
	熟田	109円	40,195円
	栃木小川	387円	32,916円
	塩原2	201円	14,068円
	関谷	175円	31,271円
	栃木茂木	225円	70,676円
	湯津上	232円	22,348円
	足尾交換局2	232円	43,092円
	栃木水橋	138円	45,080円
	船生	128円	16,036円
	栃木大宮	117円	29,827円
	川治	127円	50,309円
	栃木2	286円	25,945円
	那須横沢	69円	17,269円
	那須	86円	39,253円
	那須大沢	59円	20,201円
	南摩	354円	39,366円
群馬県	前橋	658円	60,204円
	野中別	826円	19,229円
	前橋元総社	497円	38,919円
	佐鳥	404円	22,696円
	前橋芳賀	204円	52,356円
	国領	505円	39,237円
	群馬高崎	466円	50,672円
	高崎支店別1	466円	25,582円
	高崎問屋町	492円	41,103円
	倉賀野	778円	19,466円
	大類	936円	25,177円
	群馬長野	842円	26,701円
	桐生錦町	209円	19,681円
	桐生相生	480円	38,252円
	伊勢崎	379円	45,984円
	豊受	322円	45,276円
	群馬太田	860円	40,607円
	太田九合	771円	19,529円
	宝泉	396円	18,232円
	群馬沼田	734円	42,983円
	館林支別1	264円	27,236円
	群馬渋川	368円	24,045円
	群馬藤岡	428円	27,962円
	群馬富岡	339円	24,718円
	群馬安中	430円	18,664円
	新群馬町	343円	20,831円
	群馬新町	418円	73,585円
	群馬長野原	374円	33,339円
	草津温泉	271円	43,694円
	玉村	478円	55,718円
	笠懸	159円	25,320円
	大間々	777円	22,684円
	群馬大泉	235円	60,654円
	中之条	190円	29,128円
	高林	453円	10,395円
	毛里田	206円	25,648円
	群馬川内	336円	14,767円
	赤城	130円	24,165円
	群馬富士見	323円	16,891円
	群馬原町	89円	71,585円
	北軽井沢	18円	22,675円
	采女	234円	27,464円
	藪塚本町	106円	14,661円
	群馬板倉	627円	25,013円
	群馬川俣	294円	26,105円
	赤岩	241円	16,198円

大胡	314円	22,033円
粕川	311円	21,921円
榛名	575円	25,921円
箕郷	396円	15,270円
鬼石	164円	20,490円
下仁田交換セ	147円	17,300円
甘楽	194円	15,908円
松井田	426円	13,261円
月夜野	305円	26,686円
群馬水上	134円	32,464円
群馬布施	414円	29,334円
原市	295円	17,699円
浅間高原	65円	24,213円
子持	175円	29,410円
群馬吉岡	396円	27,615円
邑楽	244円	16,849円
群馬城南	324円	17,109円
駒形	674円	44,327円
梅田	219円	27,193円
群馬新里	70円	70,126円
新国定	590円	121,514円
群馬境交換セ	350円	17,950円
尾島	310円	24,288円
群馬新田	226円	12,437円
新田金井	232円	24,812円
新南蛇井	439円	68,414円
北橋	190円	28,905円
渋川伊香保	319円	25,910円
群馬岩崎	96円	18,336円
館林東	191円	27,967円
倉淵	357円	56,294円
磐戸	183円	31,097円
嬬恋	472円	20,289円
追分	367円	34,255円
片品	361円	62,512円
伊勢崎支別1	409円	27,987円
猿ヶ京	508円	19,291円
川越	1,545円	40,477円
川越新宿	2,569円	31,588円
南古谷	2,246円	61,917円
川越霞ヶ関	3,110円	22,726円
熊谷末広	607円	33,034円
三ヶ尻	1,068円	24,277円
埼玉川口	4,447円	41,877円
川口青木	3,720円	47,832円
川口芝	2,070円	26,211円
安行	3,028円	30,345円
浦和東	4,044円	24,344円
浦和白幡	3,767円	20,842円
浦和常盤	2,135円	41,106円
中尾	1,950円	26,424円
浦和美園	1,504円	57,385円
埼玉大宮	5,111円	46,833円
大宮東大成	1,881円	25,882円
大宮大和田	1,404円	20,326円
大宮指扇	1,463円	24,040円
行田別館	460円	17,322円
秩父	667円	22,074円
所沢	2,661円	28,385円
所沢元町	3,068円	25,017円
所沢北野	1,198円	20,972円
所沢東	2,027円	21,402円
所沢下富	1,368円	20,482円
飯能緑町	1,523円	30,048円
原市場	650円	31,028円
吾野	662円	85,713円
加須	457円	27,149円
加須花崎	478円	21,084円
埼玉本庄	570円	25,592円

埼玉県

吉井	341円	13,501円
大胡	291円	17,276円
粕川	287円	20,988円
榛名	549円	18,844円
箕郷	376円	14,672円
鬼石	150円	19,819円
下仁田交換セ	136円	17,510円
甘楽	183円	14,853円
松井田	389円	12,548円
月夜野	310円	26,128円
群馬水上	122円	32,390円
群馬布施	352円	28,522円
原市	281円	17,141円
浅間高原	23円	23,187円
子持	155円	28,569円
群馬吉岡	383円	37,007円
邑楽	236円	30,721円
群馬城南	328円	16,522円
駒形	660円	37,659円
梅田	199円	26,602円
群馬新里	55円	51,971円
新国定	515円	102,220円
群馬境交換セ	349円	13,120円
尾島	306円	19,075円
群馬新田	228円	12,891円
新田金井	209円	26,203円
新南蛇井	340円	53,086円
北橋	175円	28,012円
渋川伊香保	281円	25,827円
群馬岩崎	84円	18,412円
館林東	183円	26,233円
倉淵	314円	36,829円
磐戸	124円	27,098円
嬬恋	377円	19,630円
追分	328円	31,703円
片品	314円	42,735円
伊勢崎支別1	379円	34,083円
猿ヶ京	461円	18,988円
川越	1,620円	40,090円
川越新宿	2,390円	32,626円
南古谷	2,254円	49,706円
川越霞ヶ関	2,976円	23,454円
熊谷末広	590円	33,418円
三ヶ尻	1,062円	23,783円
埼玉川口	4,458円	41,545円
川口青木	3,662円	52,447円
川口芝	2,010円	26,850円
安行	2,993円	28,856円
浦和東	4,134円	34,601円
浦和白幡	3,833円	20,476円
浦和常盤	2,173円	38,689円
中尾	1,874円	25,044円
浦和美園	1,467円	97,145円
埼玉大宮	5,263円	40,563円
大宮東大成	1,845円	42,147円
大宮大和田	1,377円	21,289円
大宮指扇	1,438円	24,177円
行田別館	416円	20,010円
秩父	625円	22,256円
所沢	2,507円	29,080円
所沢元町	3,126円	27,050円
所沢北野	1,016円	35,604円
所沢東	1,997円	21,857円
所沢下富	1,309円	20,731円
飯能緑町	1,423円	24,866円
原市場	603円	29,604円
吾野	589円	84,416円
加須	404円	25,690円
加須花崎	393円	20,937円

埼玉

東松山2	1,113円	19,206円
岩槻	1,273円	31,216円
和土	787円	11,819円
春日部武里	1,454円	26,618円
春日部八木崎	1,269円	29,227円
狭山2	1,790円	12,909円
狭山入曾	4,019円	23,995円
埼玉羽生	336円	14,910円
鴻巣	1,021円	22,194円
埼玉深谷2	490円	21,715円
上尾	1,599円	25,730円
新平方	1,926円	21,268円
浦和与野	2,991円	23,510円
草加局舎1	1,198円	38,621円
草加弁天	1,079円	19,024円
草加清門	1,626円	24,370円
越谷	2,030円	36,722円
越谷大里	1,321円	27,753円
越谷蒲生	2,088円	50,915円
蕨戸田	2,729円	36,979円
西戸田	2,452円	29,034円
入間	3,766円	22,474円
入間西武	1,053円	55,710円
入間宮寺	448円	18,897円
入間金子	928円	25,168円
鳩ヶ谷	2,274円	19,991円
朝霞	1,532円	36,213円
志木	3,026円	25,266円
新座	2,120円	18,453円
埼玉加納	266円	16,190円
桶川	1,387円	33,104円
久喜2	1,415円	28,820円
鴻巣北本	2,732円	17,773円
草加八潮	1,747円	28,365円
埼玉富士見	1,896円	17,239円
埼玉三郷	1,774円	22,796円
三郷鷹野	1,236円	21,131円
三郷小谷堀	1,182円	36,867円
蓮田	1,031円	29,633円
坂戸本町	1,257円	19,254円
幸手	442円	25,371円
鶴ヶ島	1,088円	21,015円
武蔵日高電2	1,985円	20,883円
埼玉吉川	1,551円	34,343円
上尾伊奈	632円	25,991円
埼玉吹上2	869円	33,242円
大井	2,883円	35,727円
川越三芳	924円	25,037円
毛呂山2	452円	21,095円
嵐山	577円	69,247円
埼玉小川別	411円	34,020円
川越川島	360円	50,946円
埼玉吉見	435円	54,936円
皆野	392円	53,288円
熊谷吉田	302円	64,670円
埼玉江南	396円	19,852円
妻沼	349円	16,705円
埼玉岡部	475円	53,044円
寄居	417円	15,134円
川里	227円	34,814円
大利根	338円	19,550円
白岡	1,423円	27,176円
菖蒲	445円	31,537円
埼玉栗橋	591円	51,612円
鷲宮	649円	22,075円
杉戸別館	862円	27,833円
第二松伏	869円	25,835円
新庄和	1,447円	67,231円
箕田	545円	13,116円

埼玉本庄	541円	26,963円
東松山2	1,015円	18,980円
岩槻	1,270円	30,991円
和土	734円	12,041円
春日部武里	1,423円	25,810円
春日部八木崎	1,182円	29,546円
狭山2	1,780円	13,868円
狭山入曾	3,858円	23,880円
埼玉羽生	264円	32,618円
鴻巣	1,016円	22,096円
埼玉深谷2	485円	23,817円
上尾	1,580円	23,591円
新平方	1,856円	20,799円
浦和与野	3,057円	39,506円
草加局舎1	1,171円	34,912円
草加弁天	1,034円	17,397円
草加清門	1,526円	24,044円
越谷	2,009円	48,988円
越谷大里	1,264円	27,179円
越谷蒲生	1,958円	50,715円
蕨戸田	2,727円	38,590円
西戸田	2,425円	31,940円
入間	3,683円	24,117円
入間西武	1,025円	44,440円
入間宮寺	425円	18,782円
入間金子	891円	29,614円
鳩ヶ谷	2,326円	21,286円
朝霞	1,400円	35,222円
志木	2,992円	26,713円
新座	2,065円	21,859円
埼玉加納	249円	14,975円
桶川	1,332円	34,932円
久喜2	1,383円	31,438円
鴻巣北本	2,645円	17,982円
草加八潮	1,719円	35,104円
埼玉富士見	1,880円	17,542円
埼玉三郷	1,755円	39,637円
三郷鷹野	1,197円	20,912円
三郷小谷堀	1,134円	34,555円
蓮田	1,008円	29,438円
坂戸本町	1,252円	22,627円
幸手	422円	27,824円
鶴ヶ島	1,073円	23,798円
武蔵日高電2	1,886円	20,614円
埼玉吉川	1,546円	33,874円
上尾伊奈	603円	25,220円
埼玉吹上2	810円	32,911円
大井	2,820円	29,775円
川越三芳	904円	31,281円
毛呂山2	402円	21,591円
嵐山	560円	68,987円
埼玉小川別	402円	33,772円
川越川島	354円	34,961円
埼玉吉見	430円	54,538円
皆野	376円	32,020円
熊谷吉田	259円	63,295円
埼玉江南	384円	49,949円
妻沼	347円	16,269円
埼玉岡部	464円	52,398円
寄居	401円	14,279円
川里	205円	34,189円
大利根	321円	56,240円
白岡	1,415円	38,559円
菖蒲	427円	31,180円
埼玉栗橋	570円	52,152円
鷲宮	621円	20,432円
杉戸別館	779円	31,083円
第二松伏	733円	25,393円
新庄和	1,282円	57,483円

埼玉滑川	565円	67,808円
児玉	273円	50,873円
慈恩寺	329円	24,709円
神川	163円	71,036円
上里	456円	19,620円
熊谷豊里	142円	69,976円
北川辺	193円	22,381円
行田北河原	156円	26,911円
行田埼玉	244円	64,812円
加須樋遣川	152円	73,510円
高坂	1,342円	18,252円
曹山	363円	21,576円
川通	407円	57,553円
みろく	132円	24,275円
埼玉平野	369円	89,109円
幸手八代	459円	76,683円
越生	420円	46,206円
埼玉玉川	330円	26,385円
長瀬	560円	20,528円
上吉田	225円	64,511円
小鹿野	233円	37,198円
両神	278円	66,672円
埼玉荒川	396円	22,565円
埼玉美里	230円	69,503円
埼玉川本	234円	48,192円
寄居男衾	240円	51,270円
騎西	444円	16,403円
高麗	569円	56,906円
鳩山	296円	26,055円
埼玉花園	231円	69,062円
杉戸椿	487円	40,833円
内間木	1,095円	25,536円
名栗	123円	64,565円
東秩父	299円	70,586円
宝珠花	560円	77,450円
さいたま新都	4,149円	164,686円
久喜	1,415円	44,965円
千葉	1,167円	39,735円
千葉南	1,342円	36,100円
幕張	2,017円	70,842円
犢橋	573円	40,884円
千葉轟	2,016円	30,039円
桜木	1,778円	30,792円
誉田	773円	62,514円
新土気	1,031円	48,055円
高洲	1,987円	23,037円
稲毛	1,717円	21,240円
銚子	477円	56,365円
市川	3,494円	28,442円
鬼高	1,841円	27,963円
浦安行徳	3,681円	58,225円
市川中山	2,812円	26,030円
市川曾谷	3,173円	19,010円
市川原木	1,664円	23,893円
市川大野	1,354円	19,363円
船橋	1,467円	40,474円
薬園台	2,037円	18,603円
船橋本町	4,040円	32,809円
千葉上山	1,105円	26,378円
千葉豊富	782円	62,712円
二和	1,638円	36,775円
館山	595円	28,706円
木更津富士見	278円	25,555円
下烏田	351円	12,674円
矢那	325円	22,186円
松戸	2,929円	60,000円
五香	1,293円	22,189円
松戸小金	1,677円	17,633円
松戸高塚	1,646円	47,052円

千葉県

箕田	489円	15,130円
埼玉滑川	549円	66,170円
児玉	249円	30,239円
慈恩寺	309円	23,585円
神川	197円	69,482円
上里	398円	19,278円
熊谷豊里	122円	71,498円
北川辺	179円	23,018円
行田北河原	133円	26,878円
行田埼玉	206円	64,475円
加須樋遣川	133円	50,865円
高坂	1,299円	16,634円
曹山	334円	59,083円
川通	379円	36,172円
みろく	126円	23,842円
埼玉平野	291円	74,529円
幸手八代	381円	52,154円
越生	411円	29,499円
埼玉玉川	296円	25,743円
長瀬	536円	37,998円
上吉田	182円	62,928円
小鹿野	212円	27,700円
両神	240円	41,465円
埼玉荒川	375円	22,175円
埼玉美里	219円	68,389円
埼玉川本	221円	30,948円
寄居男衾	216円	34,545円
騎西	422円	50,877円
高麗	441円	57,654円
鳩山	274円	25,018円
埼玉花園	205円	68,319円
杉戸椿	409円	39,669円
内間木	1,045円	25,369円
名栗	110円	64,020円
東秩父	252円	68,896円
宝珠花	550円	52,303円
さいたま新都	3,970円	147,230円
久喜	1,383円	52,908円
千葉	1,227円	40,865円
千葉南	1,343円	54,482円
幕張	1,840円	71,162円
犢橋	542円	45,397円
千葉轟	2,025円	30,486円
桜木	1,637円	33,077円
誉田	742円	60,272円
新土気	949円	46,268円
高洲	1,979円	46,482円
稲毛	1,752円	22,408円
銚子	449円	46,954円
市川	3,489円	35,075円
鬼高	1,608円	24,988円
浦安行徳	3,484円	63,889円
市川中山	2,685円	32,863円
市川曾谷	3,005円	18,466円
市川原木	1,579円	22,654円
市川大野	1,255円	22,186円
船橋	1,803円	39,267円
薬園台	1,989円	35,362円
船橋本町	4,080円	44,348円
千葉上山	995円	33,232円
千葉豊富	698円	64,099円
二和	1,552円	39,027円
館山	493円	33,456円
木更津富士見	270円	25,245円
下烏田	289円	36,113円
矢那	293円	21,754円
松戸	3,027円	61,858円
五香	1,311円	22,530円
松戸小金	1,666円	18,749円

千葉県

上花輪	754円	23,841円
川間交換セン	635円	68,138円
佐原	844円	21,525円
茂原別館	522円	30,298円
成田	863円	29,691円
成田赤坂	507円	34,257円
千葉佐倉	625円	34,391円
志津	622円	22,068円
馬渡	387円	15,347円
東金別館	477円	17,267円
八日市場	369円	30,804円
千葉旭	474円	31,245円
習志野	2,337円	18,834円
津田沼	2,713円	20,477円
千葉柏	2,976円	46,318円
逆井	1,950円	23,028円
田中	1,118円	39,252円
豊四季	1,959円	24,185円
市原	853円	55,195円
千葉八幡	752円	11,302円
辰巳	691円	20,411円
瀬又	439円	8,174円
流山	948円	14,149円
南流山	2,264円	11,495円
千葉八千代	1,127円	24,685円
吉橋	732円	23,349円
米本	907円	28,912円
我孫子	1,166円	18,072円
鴨川	826円	20,096円
鎌ヶ谷	1,147円	23,451円
君津	598円	24,750円
千葉富津	322円	27,569円
浦安	3,492円	21,738円
四街道	878円	30,881円
袖ヶ浦	676円	15,668円
八街	314円	38,306円
千葉船穂	958円	17,647円
関宿	483円	32,672円
沼南	578円	27,683円
白井	770円	19,582円
千葉大網	1,331円	41,722円
九十九里	136円	27,695円
成東	242円	18,129円
睦沢	361円	28,445円
長生	274円	12,126円
長柄	253円	24,690円
千葉御宿	552円	14,288円
坂月	6,293円	21,141円
木更津	370円	31,141円
茂原	625円	55,871円
勝浦	266円	41,455円
姉崎	358円	30,627円
富里	1,757円	25,162円
千葉大原	171円	25,760円
野呂	933円	24,908円
千葉清川	340円	15,282円
三ツ堀	333円	32,846円
成毛	37円	11,817円
千葉三和	487円	24,810円
湖北	474円	28,421円
小名木	881円	17,999円
東高野	232円	24,928円
酒々井	804円	24,855円
小見川	253円	18,087円
十倉	248円	84,866円
千葉野尻	164円	18,128円
四木	140円	71,036円
下総	120円	9,346円
印旛	241円	24,147円

松戸高塚	1,365円	45,568円
上花輪	726円	23,207円
川間交換セン	579円	68,110円
佐原	796円	23,603円
茂原別館	484円	30,562円
成田	852円	30,032円
成田赤坂	478円	34,412円
千葉佐倉	616円	33,181円
志津	595円	23,203円
馬渡	370円	14,724円
東金別館	419円	17,154円
八日市場	328円	35,953円
千葉旭	468円	36,003円
習志野	2,360円	19,667円
津田沼	2,589円	22,860円
千葉柏	2,959円	50,423円
逆井	1,879円	23,848円
田中	1,125円	27,100円
豊四季	1,823円	21,237円
市原	802円	52,182円
千葉八幡	742円	36,582円
辰巳	674円	20,267円
瀬又	369円	24,988円
流山	952円	24,337円
南流山	2,239円	43,738円
千葉八千代	1,104円	23,087円
吉橋	642円	23,125円
米本	865円	27,280円
我孫子	1,137円	18,835円
鴨川	761円	22,370円
鎌ヶ谷	1,060円	32,992円
君津	583円	25,435円
千葉富津	304円	27,766円
浦安	3,503円	20,067円
四街道	987円	43,844円
袖ヶ浦	690円	14,300円
八街	298円	29,070円
千葉船穂	855円	19,492円
関宿	465円	32,613円
沼南	546円	27,029円
白井	691円	20,602円
千葉大網	1,306円	39,698円
九十九里	125円	27,396円
成東	233円	17,718円
睦沢	273円	28,330円
長生	258円	11,900円
長柄	234円	23,484円
千葉御宿	508円	14,179円
坂月	6,558円	19,869円
木更津	286円	30,319円
茂原	502円	73,178円
勝浦	261円	31,088円
姉崎	347円	54,085円
富里	1,760円	39,946円
千葉大原	122円	24,403円
野呂	802円	21,859円
千葉清川	289円	21,206円
三ツ堀	296円	29,776円
成毛	89円	11,451円
千葉三和	463円	24,868円
湖北	484円	29,266円
小名木	646円	19,320円
東高野	227円	23,667円
酒々井	717円	24,917円
小見川	234円	21,108円
十倉	238円	52,156円
千葉野尻	147円	17,781円
四木	127円	41,125円
下総	97円	17,684円

本埜	165円	20,349円
千葉山田	37円	37,679円
東庄	178円	22,180円
横芝	301円	18,741円
野栄	61円	18,018円
多古	184円	19,365円
芝山	109円	17,034円
船形	280円	17,688円
千葉一宮	368円	14,015円
本納	266円	38,892円
千葉白子	163円	17,059円
長南	148円	58,039円
夷隅	233円	23,262円
大多喜	244円	13,480円
白里	153円	28,578円
山武北	119円	36,330円
第二成東	119円	18,600円
有秋	498円	39,274円
千倉	197円	18,375円
三里塚	289円	27,955円
千葉岩根	205円	22,930円
塚原	430円	88,792円
天羽	532円	36,836円
大佐和	176円	12,710円
安食	208円	20,231円
千葉飯岡	144円	12,525円
岬	130円	11,244円
鋸南	119円	12,689円
扇島	90円	28,996円
香取	263円	68,310円
千葉末吉	305円	11,081円
久留里	434円	19,292円
千葉清和	237円	17,664円
広岡	240円	31,869円
千葉平川	161円	21,314円
千漣	215円	19,205円
蓮沼	144円	18,095円
給田	144円	43,196円
印西	503円	28,583円
丸山	53円	22,898円
岩戸	227円	72,269円
千葉茅野	255円	19,201円
千葉岩井	88円	23,520円
千葉光	121円	29,753円
千葉和田	536円	114,053円
天津小湊	250円	20,846円
八日市場北	183円	97,332円
富浦	448円	19,443円
北多古	83円	67,168円
木更津佐貫	453円	83,514円
木更津三芳	465円	17,759円
千葉白浜	288円	17,289円
千葉七浦	178円	80,797円
犬石	138円	29,655円
西岬	131円	27,974円
千葉亀山	144円	89,497円
千葉興津	364円	12,464円
布佐	322円	26,921円
千葉牛久	303円	24,750円
千葉戸田	407円	64,383円
江見	213円	83,931円
千葉金谷	503円	80,039円
峰上	262円	84,883円
海上	386円	17,707円
北光	76円	17,494円
大原山田	304円	29,076円
千葉小湊	201円	31,904円
鶴舞	280円	32,373円
高滝	222円	71,925円

印旛	219円	23,767円
本埜	148円	26,896円
千葉山田	38円	37,090円
東庄	171円	16,845円
横芝	291円	17,476円
野栄	60円	12,326円
多古	176円	18,822円
芝山	102円	16,896円
船形	265円	17,295円
千葉一宮	348円	13,799円
本納	251円	38,475円
千葉白子	153円	16,732円
長南	112円	56,823円
夷隅	210円	22,411円
大多喜	226円	13,196円
白里	142円	27,450円
山武北	108円	36,096円
第二成東	111円	17,798円
有秋	428円	37,976円
千倉	185円	17,927円
三里塚	279円	25,299円
千葉岩根	198円	22,618円
塚原	393円	87,845円
天羽	470円	28,217円
大佐和	161円	11,558円
安食	190円	19,731円
千葉飯岡	137円	11,961円
岬	121円	10,444円
鋸南	110円	11,383円
扇島	62円	29,658円
香取	216円	36,479円
千葉末吉	278円	10,747円
久留里	371円	18,892円
千葉清和	212円	26,252円
広岡	196円	31,787円
千葉平川	149円	20,910円
千漣	203円	18,143円
蓮沼	130円	17,400円
給田	138円	33,275円
印西	480円	23,924円
丸山	50円	22,677円
岩戸	202円	71,544円
千葉茅野	228円	25,009円
千葉岩井	82円	22,510円
千葉光	104円	22,061円
千葉和田	456円	112,484円
天津小湊	228円	17,938円
八日市場北	145円	55,672円
富浦	408円	19,188円
北多古	64円	37,099円
木更津佐貫	415円	50,338円
木更津三芳	452円	17,297円
千葉白浜	247円	17,274円
千葉七浦	140円	50,913円
犬石	109円	28,844円
西岬	119円	27,308円
千葉亀山	104円	87,606円
千葉興津	324円	11,715円
布佐	302円	26,794円
千葉牛久	294円	18,827円
千葉戸田	381円	33,917円
江見	185円	82,637円
千葉金谷	400円	48,563円
峰上	235円	43,260円
海上	358円	17,605円
北光	59円	16,547円
大原山田	268円	31,355円
千葉小湊	175円	31,721円
鶴舞	240円	32,501円

	月崎	161円	35,260円
	九美上	95円	61,725円
	殿廻	131円	114,718円
	平三	182円	31,091円
	大栄	100円	25,572円
	栗源	249円	72,619円
	千葉松尾	322円	14,905円
	北芝山	147円	20,692円
	南羽鳥	193円	26,035円
	鴨川仲	170円	23,899円
	古畑	196円	41,124円
	山武南	175円	23,967円
	神崎	279円	78,910円
	庄司	108円	49,735円
	東庄南	160円	84,981円
東京都	大手町FS	53,281円	116,626円
	霞ヶ関	49,304円	55,666円
	神田	14,309円	22,185円
	駿河台	9,797円	26,455円
	九段	9,267円	13,646円
	丸の内	28,626円	26,943円
	京橋	10,382円	48,417円
	銀座	42,524円	32,399円
	東銀座	31,185円	18,013円
	東京築地	6,719円	60,915円
	茅場兜	7,083円	24,056円
	晴海	7,294円	31,771円
	東京浜町	4,568円	28,273円
	芝	18,021円	32,631円
	東京赤坂	16,457円	26,517円
	東京青山	30,811円	51,503円
	白金	20,187円	19,890円
	東京三田	10,501円	24,039円
	新宿	16,600円	25,684円
	東京大久保	11,488円	39,710円
	四谷	7,310円	29,279円
	牛込	6,150円	24,392円
	西新宿	25,691円	33,174円
	小石川	6,997円	34,963円
	東京大塚	6,568円	97,374円
	駒込第2	7,126円	17,596円
	東京上野	16,890円	40,703円
	浅草	3,368円	22,483円
	吉原	2,437円	23,701円
	墨田	3,657円	85,540円
	本所	3,502円	39,929円
	向島	3,946円	31,903円
	江東	4,498円	53,327円
	東京深川	3,670円	26,788円
	東京城東	4,003円	42,996円
	江東辰巳	2,930円	13,551円
	東京新有明	6,578円	37,181円
	東京大崎	11,936円	28,636円
	荏原	6,299円	20,126円
	品川	7,103円	33,208円
	大田支店埠頭	2,526円	32,180円
	自由ヶ丘	9,218円	25,531円
	目黒本館	6,424円	52,775円
	蒲田	6,474円	27,800円
	東京大森	6,233円	32,404円
	馬込	5,385円	23,582円
	池上	6,041円	18,955円
	羽田	4,754円	23,403円
	田園調布	20,147円	39,052円
	雪ヶ谷	5,816円	26,848円
	矢口	4,038円	22,268円
	世田谷	6,866円	38,968円
	成城	8,122円	29,344円
	砧	7,464円	37,950円

	高滝	184円	38,616円
	月崎	133円	34,532円
	九美上	74円	33,579円
	殿廻	101円	117,667円
	平三	127円	30,570円
	大栄	90円	27,950円
	栗源	223円	39,183円
	千葉松尾	313円	14,650円
	北芝山	133円	20,048円
	南羽鳥	178円	21,016円
	鴨川仲	142円	22,921円
	古畑	182円	58,603円
	山武南	156円	23,318円
	神崎	243円	39,455円
	庄司	89円	41,138円
	東庄南	140円	83,522円
東京都	大手町FS	56,970円	120,310円
	霞ヶ関	52,652円	47,939円
	神田	15,266円	32,997円
	駿河台	10,335円	20,878円
	九段	10,008円	12,666円
	丸の内	30,634円	38,115円
	京橋	11,376円	42,405円
	銀座	52,694円	34,703円
	東銀座	35,877円	16,740円
	東京築地	7,035円	64,801円
	茅場兜	7,543円	28,118円
	晴海	7,538円	33,869円
	東京浜町	4,812円	23,648円
	芝	19,313円	38,463円
	東京赤坂	17,854円	26,342円
	東京青山	35,491円	52,170円
	白金	21,591円	20,977円
	東京三田	11,271円	24,973円
	新宿	17,401円	27,914円
	東京大久保	15,937円	45,253円
	四谷	7,480円	43,216円
	牛込	6,496円	21,455円
	西新宿	29,190円	31,951円
	小石川	7,287円	33,932円
	東京大塚	7,041円	90,315円
	駒込第2	7,583円	17,901円
	東京上野	20,010円	50,612円
	浅草	3,426円	23,335円
	吉原	2,548円	24,603円
	墨田	3,651円	62,176円
	本所	3,718円	40,729円
	向島	3,956円	34,051円
	江東	4,479円	52,491円
	東京深川	3,773円	25,746円
	東京城東	3,984円	43,338円
	江東辰巳	3,098円	13,169円
	東京新有明	6,662円	47,764円
	東京大崎	12,457円	29,295円
	荏原	6,808円	20,973円
	品川	7,057円	31,119円
	大田支店埠頭	2,399円	31,875円
	自由ヶ丘	9,520円	26,800円
	目黒本館	6,820円	54,781円
	蒲田	6,661円	28,835円
	東京大森	6,506円	33,528円
	馬込	5,196円	22,167円
	池上	6,055円	20,036円
	羽田	5,106円	24,958円
	田園調布	19,908円	39,563円
	雪ヶ谷	5,908円	34,596円
	矢口	4,186円	22,894円
	世田谷	7,795円	38,500円
	成城	8,167円	28,602円

弦巻	9,025円	27,562円
東京烏山	7,039円	19,017円
東京玉川	15,134円	25,421円
東京瀬田	4,928円	29,035円
上北沢	6,578円	21,097円
松沢ビル2	4,234円	45,415円
東渋谷	25,134円	36,126円
代々木	10,217円	17,033円
渋谷	24,521円	31,286円
東京野方	6,934円	54,051円
東京中野	9,682円	60,974円
高円寺	6,196円	54,338円
杉並	5,344円	38,574円
井草	11,490円	23,782円
荻窪	3,832円	20,414円
久我山	6,486円	26,617円
池袋	5,162円	62,379円
巣鴨	3,217円	31,499円
落合別館	5,782円	26,756円
十条	5,068円	28,451円
王子	2,580円	78,463円
田端尾久	4,082円	31,322円
赤羽営業別館	4,157円	22,761円
東京荒川	2,048円	63,471円
板橋	3,848円	41,172円
成増	4,512円	28,618円
志村	4,016円	28,331円
南板橋別館	5,614円	14,284円
北町	3,673円	47,674円
練馬	5,412円	39,990円
東京大泉	4,643円	29,340円
関町	4,882円	22,239円
西練馬	4,440円	26,946円
石神井	4,322円	39,338円
梅島	3,001円	54,953円
千住	3,469円	29,417円
西新井	2,907円	22,033円
竹の塚	3,189円	22,213円
東京綾瀬	2,504円	35,860円
葛飾	3,765円	27,550円
亀有	3,838円	18,455円
金町	4,005円	24,252円
江戸川別館	3,322円	29,345円
小岩	3,537円	49,581円
葛西	3,225円	50,249円
東江戸川	2,936円	33,305円
八王子元横山	2,521円	18,786円
八王子浅川	2,011円	31,904円
八王子明神	2,349円	20,372円
八王子由木	2,328円	26,566円
八王子片倉	3,942円	35,913円
八王子滝山	1,846円	10,242円
八王子新明神	2,609円	28,965円
立川砂川	3,248円	32,873円
新立川	4,482円	17,648円
武蔵野	14,778円	45,234円
吉祥寺	8,597円	64,891円
武蔵境	4,517円	23,693円
三鷹	4,988円	24,963円
青梅	1,034円	25,257円
青梅東	1,066円	15,171円
武蔵府中	4,758円	35,100円
昭島	5,073円	24,987円
調布	3,910円	38,175円
町田	3,245円	19,261円
鶴川	3,400円	33,010円
町田忠生	1,589円	26,190円
町田北忠生	3,474円	39,767円
町田鶴間	2,025円	23,550円

砧	7,843円	31,779円
弦巻	9,320円	31,867円
東京烏山	7,228円	18,422円
東京玉川	15,705円	32,210円
東京瀬田	4,996円	28,655円
上北沢	6,641円	27,682円
松沢ビル2	4,388円	43,340円
東渋谷	27,864円	40,093円
代々木	10,532円	17,872円
渋谷	27,459円	29,172円
東京野方	7,645円	53,331円
東京中野	10,417円	62,701円
高円寺	6,628円	50,395円
杉並	5,924円	59,793円
井草	11,865円	50,115円
荻窪	4,274円	24,144円
久我山	6,805円	58,052円
池袋	5,456円	68,762円
巣鴨	3,357円	48,718円
落合別館	6,246円	26,352円
十条	5,296円	30,163円
王子	2,695円	62,739円
田端尾久	4,226円	35,809円
赤羽営業別館	4,226円	23,818円
東京荒川	2,254円	65,255円
板橋	4,057円	75,717円
成増	4,499円	28,831円
志村	4,296円	30,894円
南板橋別館	5,760円	16,755円
北町	3,790円	52,372円
練馬	4,887円	82,393円
東京大泉	4,840円	29,893円
関町	5,197円	22,565円
西練馬	4,934円	30,854円
石神井	4,637円	37,833円
梅島	3,190円	62,642円
千住	3,510円	31,799円
西新井	2,997円	23,974円
竹の塚	3,289円	27,398円
東京綾瀬	2,746円	39,993円
葛飾	3,929円	26,951円
亀有	3,835円	24,253円
金町	4,148円	25,963円
江戸川別館	3,366円	55,739円
小岩	3,620円	39,242円
葛西	3,433円	54,331円
東江戸川	3,110円	37,287円
八王子元横山	2,218円	18,815円
八王子浅川	2,038円	32,195円
八王子明神	2,347円	20,845円
八王子由木	2,181円	27,448円
八王子片倉	4,304円	35,701円
八王子滝山	1,762円	8,428円
八王子新明神	2,390円	32,483円
立川砂川	3,018円	38,870円
新立川	4,570円	17,300円
武蔵野	15,233円	36,241円
吉祥寺	8,776円	70,797円
武蔵境	4,623円	24,667円
三鷹	5,290円	25,801円
青梅	1,022円	25,733円
青梅東	1,106円	18,606円
武蔵府中	4,883円	34,461円
昭島	4,647円	25,615円
調布	3,942円	38,501円
町田	3,306円	21,653円
鶴川	3,367円	31,266円
町田忠生	1,553円	28,087円
町田北忠生	3,304円	44,689円

小金井	9,656円	30,383円
東京小平	2,864円	19,299円
東京日野	5,773円	18,851円
日野高幡	3,627円	17,434円
東村山	2,139円	31,750円
東京国分寺	4,499円	35,373円
国立	3,897円	23,863円
田無	3,462円	34,725円
保谷	3,851円	21,092円
福生	2,312円	21,241円
狛江	3,442円	23,643円
村山大和	2,521円	29,490円
清瀬	2,656円	20,568円
東久留米	2,895円	34,205円
武蔵村山	3,348円	40,039円
多摩	2,516円	21,918円
稲城長沼	4,215円	13,205円
稲城坂浜	3,804円	20,776円
福生秋川	2,883円	24,762円
福生羽村	5,844円	42,412円
福生瑞穂	2,468円	18,156円
福生日の出	1,283円	23,532円
八王子恩方	2,803円	41,432円
伊豆大島	278円	101,141円
三宅島	133円	63,447円
八丈島	398円	50,543円
九段別棟	9,267円	102,393円
五日市	1,768円	21,986円
東京大崎2	11,936円	34,942円
蔵前	3,347円	112,058円
八王子下川口	1,486円	18,743円
青梅吉野	2,042円	39,347円
中ノ郷	116円	279,999円
青梅小曾木	570円	22,926円
青梅沢井	710円	81,940円
福生桧原	514円	25,144円
青梅奥多摩	803円	27,015円
青梅古里	725円	56,557円
東江戸川別館	2,936円	25,044円
津久井青野原	674円	18,005円
新島	99円	64,110円
神津島	94円	293,170円
小笠原父島	488円	65,761円
相模原	1,315円	33,778円
相模大野	2,833円	17,421円
神奈川橋本	3,870円	27,485円
相模原田名	1,162円	15,291円
相模原麻溝	1,546円	14,833円
新相模原	2,357円	31,393円
津久井城山	1,413円	24,183円
津久井	785円	11,583円
鶴見営業所2	3,710円	29,047円
東寺尾	5,820円	15,935円
松見	3,807円	46,463円
横浜北	7,381円	38,968円
神奈川新町	2,088円	32,617円
横浜中	3,008円	50,695円
本牧	4,136円	24,461円
横浜長者町	2,050円	37,631円
横浜港	3,008円	57,121円
横浜南	2,164円	30,635円
保土ヶ谷	1,987円	32,592円
希望が丘西谷	2,968円	17,155円
横浜今井	2,712円	17,263円
磯子	2,036円	38,693円
杉田	8,728円	31,339円
横浜金沢	1,584円	34,591円
港北N T	4,013円	51,769円
綱島	3,348円	41,904円

神奈川県

町田鶴間	2,007円	23,236円
小金井	9,341円	36,149円
東京小平	3,001円	20,456円
東京日野	5,286円	20,335円
日野高幡	3,498円	22,595円
東村山	1,945円	37,701円
東京国分寺	4,498円	33,667円
国立	3,957円	24,755円
田無	3,556円	34,388円
保谷	3,657円	21,542円
福生	2,271円	22,211円
狛江	3,356円	24,640円
村山大和	2,522円	28,614円
清瀬	2,674円	23,107円
東久留米	2,774円	23,069円
武蔵村山	2,687円	44,928円
多摩	2,455円	23,236円
稲城長沼	4,185円	13,860円
稲城坂浜	2,816円	38,646円
福生秋川	2,810円	27,967円
福生羽村	5,178円	42,787円
福生瑞穂	2,484円	17,955円
福生日の出	1,215円	33,059円
八王子恩方	2,724円	40,610円
伊豆大島	272円	75,214円
三宅島	119円	63,849円
八丈島	380円	52,884円
九段別棟	10,008円	107,479円
五日市	1,742円	20,352円
東京大崎2	12,457円	35,306円
蔵前	3,362円	112,557円
八王子下川口	1,440円	18,498円
青梅吉野	1,924円	38,039円
中ノ郷	79円	282,419円
青梅小曾木	553円	23,732円
青梅沢井	694円	99,617円
福生桧原	452円	23,936円
青梅奥多摩	705円	28,506円
青梅古里	570円	58,145円
東江戸川別館	3,110円	25,133円
津久井青野原	599円	17,691円
新島	93円	62,886円
神津島	73円	267,684円
小笠原父島	459円	63,422円
相模原	1,318円	35,218円
相模大野	2,924円	20,552円
神奈川橋本	4,361円	31,899円
相模原田名	1,116円	25,447円
相模原麻溝	1,524円	13,405円
新相模原	2,096円	33,256円
津久井城山	1,395円	23,037円
津久井	768円	10,291円
鶴見営業所2	3,764円	36,729円
東寺尾	5,625円	16,644円
松見	3,593円	45,922円
横浜北	7,607円	41,645円
神奈川新町	2,046円	31,782円
横浜中	3,214円	62,203円
本牧	4,052円	24,992円
横浜長者町	2,071円	42,596円
横浜港	3,214円	64,267円
横浜南	2,204円	40,303円
保土ヶ谷	2,020円	41,577円
希望が丘西谷	2,845円	17,770円
横浜今井	2,638円	44,705円
磯子	2,032円	45,227円
杉田	8,371円	31,962円
横浜金沢	1,608円	35,381円
港北N T	3,952円	51,762円

神奈川県

日吉	13,389円	37,028円
小机	5,165円	59,517円
東山田	4,897円	18,672円
戸塚	2,535円	42,534円
神奈川平戸	3,355円	22,901円
小雀	2,534円	30,386円
港南	3,187円	41,716円
港洋	6,089円	16,400円
希望が丘	2,728円	31,899円
神奈川若葉台	2,837円	27,416円
都岡	2,101円	26,794円
神奈川中山	4,399円	39,779円
美しが丘	4,319円	24,631円
長津田	4,896円	25,999円
谷本	6,449円	22,954円
荇田	7,254円	15,099円
すみよし台	7,062円	15,252円
瀬谷	2,273円	30,586円
戸塚本郷	1,871円	19,896円
神奈川泉	5,269円	77,857円
岡津	2,497円	36,308円
渡田	2,659円	32,504円
川崎臨港	3,010円	44,406円
川崎別館	2,815円	49,892円
幸	4,182円	21,202円
幸加瀬	3,149円	15,418円
川崎北	9,424円	33,868円
川崎北木月	5,060円	49,378円
溝ノ口	5,353円	43,006円
神奈川大塚	3,271円	33,367円
川崎北子母口	3,547円	47,899円
登戸	8,888円	36,804円
菅	2,718円	19,765円
川崎北菅生	2,318円	16,176円
登戸百合ヶ丘	3,363円	21,235円
柿生	4,236円	36,403円
横須賀南	1,935円	29,876円
衣笠	1,875円	54,260円
横須賀別館	1,367円	30,986円
追浜	1,577円	13,251円
南久里浜	1,374円	18,551円
武山	1,005円	12,187円
野比	1,823円	19,891円
平塚	2,971円	28,996円
平塚中里	2,146円	25,312円
田村	1,811円	18,880円
新金目	1,132円	17,750円
神奈川鎌倉	4,198円	30,103円
大船	3,938円	39,766円
鎌倉腰越	2,318円	36,012円
神奈川藤沢	2,099円	58,407円
藤沢支別棟C	2,099円	43,333円
長後営別棟	1,699円	34,630円
藤沢新辻堂	6,853円	32,920円
善行	2,402円	29,382円
御所見	784円	29,651円
大庭	2,026円	18,782円
小田原	1,073円	34,258円
国府津	2,228円	29,234円
小田原谷津	2,200円	18,793円
小田原橋	986円	47,343円
富水	727円	12,700円
茅ヶ崎	3,188円	30,534円
茅ヶ崎松林	2,511円	16,911円
逗子	3,359円	20,765円
神奈川三浦	724円	33,112円
南下浦3	1,021円	18,603円
秦野	862円	21,586円
西秦野	1,446円	44,450円

綱島	3,264円	47,184円
日吉	13,811円	47,016円
小机	5,103円	63,291円
東山田	4,814円	19,000円
戸塚	2,530円	47,224円
神奈川平戸	3,358円	23,560円
小雀	2,487円	35,281円
港南	3,122円	42,785円
港洋	5,751円	15,595円
希望が丘	2,698円	38,857円
神奈川若葉台	2,519円	33,457円
都岡	2,056円	27,722円
神奈川中山	4,403円	45,201円
美しが丘	4,230円	23,490円
長津田	5,026円	32,925円
谷本	6,341円	29,789円
荇田	7,249円	15,496円
すみよし台	6,692円	17,649円
瀬谷	2,231円	30,471円
戸塚本郷	1,829円	23,886円
神奈川泉	5,204円	79,964円
岡津	2,520円	41,925円
渡田	2,557円	33,113円
川崎臨港	2,975円	44,181円
川崎別館	2,871円	51,819円
幸	4,280円	24,321円
幸加瀬	3,121円	18,136円
川崎北	9,778円	38,559円
川崎北木月	5,125円	54,618円
溝ノ口	5,529円	44,710円
神奈川大塚	3,241円	39,772円
川崎北子母口	3,551円	37,965円
登戸	9,349円	38,815円
菅	2,621円	20,594円
川崎北菅生	2,256円	15,749円
登戸百合ヶ丘	3,440円	22,037円
柿生	4,048円	36,854円
横須賀南	1,913円	29,373円
衣笠	1,831円	39,507円
横須賀別館	1,256円	34,112円
追浜	1,470円	13,607円
南久里浜	1,285円	22,989円
武山	875円	18,112円
野比	1,787円	24,188円
平塚	2,978円	29,302円
平塚中里	2,083円	25,243円
田村	1,776円	21,816円
新金目	1,014円	19,100円
神奈川鎌倉	4,278円	28,405円
大船	3,984円	39,791円
鎌倉腰越	2,165円	35,751円
神奈川藤沢	2,091円	51,163円
藤沢支別棟C	2,091円	42,458円
長後営別棟	1,690円	34,367円
藤沢新辻堂	6,819円	33,625円
善行	2,340円	55,723円
御所見	739円	29,499円
大庭	1,876円	22,612円
小田原	1,043円	44,641円
国府津	2,200円	29,020円
小田原谷津	2,163円	20,468円
小田原橋	890円	49,105円
富水	665円	15,712円
茅ヶ崎	3,185円	30,866円
茅ヶ崎松林	2,423円	16,936円
逗子	3,355円	18,258円
神奈川三浦	683円	41,095円
南下浦3	971円	18,338円
秦野	837円	24,929円

鶴巻	2,971円	33,472円
北秦野	1,054円	43,604円
厚木支別棟	1,825円	25,288円
厚木岡田	1,561円	21,987円
荻野	1,145円	17,573円
依知	1,122円	20,870円
愛名	833円	17,701円
神奈川大和	1,387円	20,627円
大和下鶴間	1,823円	21,899円
桜ヶ丘	1,987円	16,834円
伊勢原	2,103円	33,410円
海老名	2,734円	27,464円
中河内	1,611円	15,735円
座間	1,632円	41,633円
南足柄別館	1,118円	25,685円
神奈川綾瀬	1,492円	43,751円
神奈川葉山	2,137円	41,037円
東葉山	1,857円	12,099円
寒川	1,392円	14,644円
大磯	2,203円	47,541円
二宮	2,442円	18,174円
神奈川中井	382円	45,719円
松田	1,178円	23,943円
神奈川山北	569円	54,076円
箱根	580円	37,996円
湯河原別館	943円	24,663円
神奈川中津	909円	24,502円
神奈川田浦	951円	38,428円
愛川	526円	48,312円
下曾我	1,072円	45,534円
箱根町	857円	109,482円
湯本	954円	70,907円
真鶴	815円	44,692円
八王子内郷	457円	28,428円
八王子藤野	823円	19,464円
松輪	811円	46,996円
日吉営業所B	11,157円	78,103円
仙石原	506円	154,444円
関屋	956円	40,043円
坂井輪	907円	18,273円
新潟東	418円	41,638円
小金	635円	26,450円
山二ツ	872円	31,684円
新潟	625円	33,966円
長岡	404円	41,480円
関原	314円	16,899円
南長岡	312円	55,054円
西長岡	646円	29,044円
北長岡	359円	22,945円
三条	532円	23,347円
柏崎別	418円	32,811円
新発田	335円	25,712円
新津	372円	18,914円
小千谷	401円	21,527円
越後加茂	283円	28,521円
十日町	473円	25,760円
見附	284円	17,542円
村上	474円	27,181円
廿六木	445円	19,450円
糸魚川別	498円	22,975円
新井	249円	20,662円
五泉西	385円	25,958円
越後白根	537円	33,082円
上越	373円	21,700円
高田	404円	28,551円
聖籠	118円	23,669円
越後亀田	411円	20,646円
越後吉田	248円	26,815円
巻	459円	18,404円

新潟県

西秦野	1,391円	45,312円
鶴巻	2,681円	33,314円
北秦野	1,013円	46,078円
厚木支別棟	1,782円	31,340円
厚木岡田	1,406円	22,895円
荻野	1,075円	19,612円
依知	1,077円	19,960円
愛名	785円	35,996円
神奈川大和	1,374円	19,840円
大和下鶴間	1,757円	21,353円
桜ヶ丘	1,950円	18,594円
伊勢原	2,101円	34,456円
海老名	2,882円	53,099円
中河内	1,491円	19,265円
座間	1,546円	40,592円
南足柄別館	1,000円	25,192円
神奈川綾瀬	1,427円	34,332円
神奈川葉山	2,105円	41,569円
東葉山	2,378円	16,543円
寒川	1,351円	47,536円
大磯	2,107円	49,383円
二宮	2,238円	46,701円
神奈川中井	360円	47,745円
松田	1,132円	23,079円
神奈川山北	525円	56,586円
箱根	543円	39,315円
湯河原別館	832円	24,700円
神奈川中津	891円	26,274円
神奈川田浦	929円	41,071円
愛川	486円	50,277円
下曾我	985円	47,828円
箱根町	811円	112,519円
湯本	803円	72,431円
真鶴	760円	47,448円
八王子内郷	433円	28,302円
八王子藤野	738円	18,681円
松輪	749円	48,797円
日吉営業所B	11,511円	78,020円
仙石原	579円	156,466円
関屋	944円	34,868円
坂井輪	816円	17,199円
新潟東	430円	38,708円
小金	644円	26,222円
山二ツ	792円	31,369円
新潟	598円	45,279円
長岡	391円	44,375円
関原	316円	17,272円
南長岡	275円	58,319円
西長岡	620円	31,083円
北長岡	360円	22,415円
三条	475円	22,155円
柏崎別	383円	32,361円
新発田	311円	27,460円
新津	336円	19,924円
小千谷	376円	20,748円
越後加茂	273円	28,612円
十日町	446円	25,959円
見附	259円	17,826円
村上	461円	27,774円
廿六木	421円	19,311円
糸魚川別	489円	21,142円
新井	215円	20,833円
五泉西	322円	36,178円
越後白根	521円	43,872円
上越	313円	21,404円
高田	381円	34,997円
聖籠	94円	23,974円
越後亀田	409円	26,509円
越後吉田	234円	29,252円

新潟県

南三条	219円	20,606円
越後湯沢	275円	27,272円
塩沢	324円	19,533円
六日町	619円	45,849円
越後大崎	149円	47,960円
安塚	48円	33,123円
佐和田南	365円	34,426円
両津	200円	16,883円
小出	393円	34,673円
内野交換所2	945円	59,348円
南新潟	190円	9,418円
与板	227円	11,182円
和島	94円	14,292円
第二三条	347円	18,380円
川東	51円	45,046円
紫雲寺	85円	15,037円
中条	270円	11,492円
大野町	445円	39,849円
松浜東	319円	33,283円
越後豊栄	502円	14,563円
石山東	808円	29,798円
下田第一	481円	19,581円
今町	390円	18,622円
水原	362円	58,599円
横越	328円	15,343円
分水	307円	28,036円
田上	181円	34,691円
寺泊	139円	11,171円
堀之内	310円	25,486円
村松	263円	20,260円
越後安田	258円	22,509円
小須戸	310円	19,790円
弥彦	305円	93,071円
岩室	125円	11,439円
越後荒川	220円	22,069円
津川	206円	28,313円
月岡	213円	38,022円
刈羽	403円	23,760円
千手	147円	26,024円
栃尾	359円	24,562円
越後曾根	208円	19,783円
月潟	83円	13,655円
越後三川	113円	46,175円
出雲崎	196円	14,606円
石打	251円	21,314円
津南	369円	36,542円
越後板倉	55円	42,168円
関川	225円	26,306円
新潟朝日	31円	22,619円
岩船	243円	12,896円
土市	175円	20,342円
京ヶ瀬	182円	39,073円
脇野町	215円	45,607円
越後川口	160円	20,243円
広神	130円	52,210円
土樽	146円	45,320円
越後大和	182円	17,549円
越後大潟	324円	18,978円
頸城	121円	42,828円
神林	74円	27,934円
菅谷	127円	22,051円
鯖石	163円	24,652円
太郎代	147円	25,659円
越路	342円	13,308円
能生	351円	27,112円
青海	195円	18,658円
妙高高原	178円	25,523円
越後三和	114円	30,221円
越後小国	312円	21,421円

巻	431円	18,768円
南三条	198円	20,712円
越後湯沢	257円	56,479円
塩沢	314円	19,301円
六日町	493円	46,053円
越後大崎	112円	47,042円
安塚	39円	32,584円
佐和田南	263円	32,131円
両津	167円	23,796円
小出	382円	29,939円
内野交換所2	946円	53,386円
南新潟	176円	32,082円
与板	213円	12,105円
和島	93円	43,481円
第二三条	315円	17,430円
川東	48円	41,463円
紫雲寺	82円	14,278円
中条	235円	10,170円
大野町	442円	38,912円
松浜東	294円	38,713円
越後豊栄	490円	14,754円
石山東	731円	29,500円
下田第一	426円	19,654円
今町	385円	19,239円
水原	353円	53,452円
横越	317円	15,701円
分水	296円	27,930円
田上	153円	32,752円
寺泊	149円	32,004円
堀之内	297円	25,133円
村松	250円	21,660円
越後安田	233円	44,652円
小須戸	298円	43,200円
弥彦	309円	114,990円
岩室	116円	10,711円
越後荒川	242円	46,408円
津川	180円	27,443円
月岡	202円	62,478円
刈羽	385円	22,813円
千手	134円	24,948円
栃尾	272円	26,362円
越後曾根	198円	40,727円
月潟	79円	96,022円
越後三川	94円	44,184円
出雲崎	180円	43,926円
石打	239円	20,727円
津南	345円	36,012円
越後板倉	48円	39,932円
関川	208円	27,375円
新潟朝日	29円	20,956円
岩船	227円	12,319円
土市	162円	19,615円
京ヶ瀬	164円	37,664円
脇野町	207円	44,165円
越後川口	136円	20,240円
広神	115円	52,096円
土樽	116円	43,308円
越後大和	170円	16,729円
越後大潟	308円	30,756円
頸城	107円	25,602円
神林	69円	27,582円
菅谷	86円	20,846円
鯖石	146円	23,301円
太郎代	135円	26,127円
越路	364円	12,399円
能生	331円	26,461円
青海	173円	18,477円
妙高高原	149円	25,881円
越後三和	101円	42,556円

楡島	106円	43,374円
越後三国	56円	29,215円
越後松代	185円	20,919円
松之山	123円	32,711円
越後山北	504円	21,256円
越後片貝	289円	22,148円
乙	57円	32,751円
越後黒川	372円	10,392円
守門	100円	29,198円
城内	150円	22,841円
五日町	143円	39,931円
高柳	93円	35,497円
越後西山	106円	29,716円
越後中郷	79円	23,547円
妙高	198円	50,256円
梶屋敷	179円	43,897円
佐渡小木	366円	15,213円
佐渡相川	273円	13,542円
赤泊	83円	15,890円
佐渡金井	132円	22,340円
真野	158円	26,162円
名柄	119円	80,890円
栃尾南	44円	33,948円
越後野田	91円	38,822円
高士	110円	26,971円
越後築地	127円	37,279円
湯東	190円	18,035円
牧村	61円	44,456円
柿崎	175円	33,290円
越後吉川	155円	25,844円
赤倉	807円	24,193円
岩沢	322円	24,187円
秋山郷	24円	97,298円
佐渡畑野	183円	21,309円
羽茂	241円	16,639円
甲府	273円	35,670円
甲府北	951円	18,558円
甲府南	709円	50,719円
山梨吉田	609円	21,736円
都留	338円	32,609円
東山梨	376円	20,902円
大月局舎2	746円	18,123円
韮崎	498円	37,252円
勝沼	450円	32,599円
石和	3,759円	22,835円
鰍沢青柳	339円	14,217円
身延	326円	19,070円
新竜王	548円	65,343円
山梨昭和	434円	67,466円
田富	454円	40,703円
小笠原	381円	19,953円
忍野	362円	9,081円
山中湖	485円	13,563円
上野原局舎	430円	27,116円
敷島	564円	55,572円
塩山	(略)	21,117円
春日居	275円	20,389円
市川大門	373円	18,685円
山梨白根	239円	17,446円
山梨双葉	402円	19,101円
山梨高根	283円	118,918円
長坂	126円	65,295円
山梨大泉	293円	140,913円
山梨曾根	278円	34,749円
小淵沢	129円	76,326円
河口湖	472円	63,308円
山梨八代	297円	11,022円
甲斐明野	292円	34,997円
山梨一宮	247円	79,301円

山梨県

越後小国	317円	19,862円
楡島	77円	26,970円
越後三国	31円	28,863円
越後松代	164円	20,194円
松之山	110円	31,727円
越後山北	377円	20,648円
越後片貝	275円	21,576円
乙	59円	32,137円
越後黒川	343円	9,735円
守門	86円	28,406円
城内	128円	22,548円
五日町	135円	73,609円
高柳	76円	34,105円
越後西山	90円	36,562円
越後中郷	75円	23,254円
妙高	178円	49,811円
梶屋敷	166円	42,902円
佐渡小木	303円	17,166円
佐渡相川	218円	13,861円
赤泊	55円	16,219円
佐渡金井	128円	21,452円
真野	146円	25,365円
名柄	104円	79,534円
栃尾南	31円	33,239円
越後野田	80円	36,720円
高士	80円	24,952円
越後築地	129円	25,378円
湯東	155円	17,253円
牧村	54円	42,267円
柿崎	165円	32,185円
越後吉川	136円	26,644円
赤倉	722円	23,885円
岩沢	282円	23,125円
秋山郷	12円	89,048円
佐渡畑野	190円	22,503円
羽茂	224円	16,409円
越後田沢	469円	35,676円
塩野町	186円	42,475円
新穂	279円	26,478円
甲府	254円	39,309円
甲府北	883円	18,756円
甲府南	683円	50,994円
山梨吉田	594円	26,331円
都留	275円	32,966円
東山梨	356円	22,998円
大月局舎2	740円	19,389円
韮崎	487円	37,250円
勝沼	429円	31,130円
石和	2,103円	23,834円
鰍沢青柳	335円	14,914円
身延	300円	18,841円
新竜王	478円	65,271円
山梨昭和	418円	40,994円
田富	435円	41,424円
小笠原	363円	19,822円
忍野	336円	8,676円
山中湖	410円	60,160円
上野原局舎	420円	29,004円
敷島	543円	55,330円
塩山	(略)	21,385円
春日居	246円	104,763円
市川大門	368円	17,189円
山梨白根	231円	16,829円
山梨双葉	370円	101,150円
山梨高根	268円	116,606円
長坂	123円	66,617円
山梨大泉	242円	139,134円
山梨曾根	255円	33,783円
小淵沢	122円	73,572円

山梨県

	中富	300円	12,850円
	南部	546円	20,118円
	須玉	380円	35,290円
	白州	260円	19,052円
	下部	328円	59,689円
	大月東	688円	16,879円
	山梨六郷	354円	38,711円
	山梨清里	365円	21,503円
	鳴沢	87円	23,017円
	大目	346円	9,231円
	小沼	456円	14,019円
	田富局舎2	454円	57,742円
	牧丘	251円	27,450円
	山梨平野	235円	12,307円
	早川	116円	8,485円
長野県	信濃吉田	748円	52,928円
	後町	593円	31,369円
	南長野	520円	19,149円
	信濃古里	265円	17,301円
	大豆島	389円	19,910円
	村井	(略)	17,742円
	西松本	225円	11,173円
	南松本	898円	24,133円
	信濃上田	440円	30,346円
	信濃大屋	512円	35,738円
	信濃塩田	578円	27,594円
	岡谷	323円	40,276円
	飯田	446円	30,350円
	信濃山本	353円	21,691円
	諏訪	398円	15,028円
	須坂	522円	20,470円
	小諸	247円	23,198円
	伊那	330円	29,861円
	駒ヶ根	407円	20,124円
	信濃中野	403円	37,642円
	信濃大町	245円	28,914円
	信濃茅野	355円	17,606円
	塩尻	691円	13,186円
	更埴	360円	9,913円
	信濃佐久	395円	26,552円
	岩村田	371円	22,701円
	軽井沢	1,684円	25,323円
	中軽井沢	274円	14,155円
	丸子	137円	15,816円
	東部	322円	16,362円
	下諏訪	513円	20,674円
	辰野	310円	19,623円
	箕輪	326円	27,636円
	豊科	482円	23,959円
	穂高	554円	12,757円
	白馬	198円	18,001円
	坂城	287円	19,107円
	戸倉上山田	390円	11,529円
	野沢温泉	113円	16,272円
	松本東館	713円	14,439円
	浅間	1,617円	15,368円
	信濃飯山	222円	10,965円
	御代田	237円	18,157円
信濃富士見	497円	16,586円	
信濃原	179円	16,065円	
信濃阿南	128円	23,052円	
木曾	271円	25,705円	
明科	365円	15,420円	
生坂	111円	75,039円	
波田	546円	15,365円	
信濃三郷	516円	11,026円	
信濃池田	198円	21,609円	
神城	230円	20,066円	
小布施	425円	26,467円	

	河口湖	458円	62,528円
	山梨八代	270円	9,967円
	甲斐明野	264円	31,757円
	山梨一宮	235円	47,190円
	中富	275円	11,975円
	南部	422円	19,642円
	須玉	370円	33,247円
	白州	221円	13,004円
	下部	275円	59,057円
	大月東	612円	15,787円
	山梨六郷	343円	37,676円
	山梨清里	358円	18,657円
	鳴沢	77円	22,632円
	大目	274円	8,232円
	小沼	434円	13,183円
	田富局舎2	435円	57,694円
	牧丘	222円	123,694円
	山梨平野	188円	11,250円
	早川	86円	7,504円
長野県	信濃吉田	734円	53,758円
	後町	578円	31,726円
	南長野	507円	44,017円
	信濃古里	210円	18,603円
	大豆島	334円	23,404円
	村井	(略)	17,047円
	西松本	214円	10,801円
	南松本	839円	29,309円
	信濃上田	435円	32,990円
	信濃大屋	444円	21,747円
	信濃塩田	570円	27,109円
	岡谷	307円	36,418円
	飯田	408円	33,673円
	信濃山本	317円	20,043円
	諏訪	333円	18,413円
	須坂	523円	26,193円
	小諸	227円	23,528円
	伊那	326円	29,701円
	駒ヶ根	337円	18,469円
	信濃中野	405円	46,841円
	信濃大町	237円	25,475円
	信濃茅野	333円	21,095円
	塩尻	704円	13,026円
	更埴	364円	9,733円
	信濃佐久	367円	27,172円
	岩村田	362円	22,148円
	軽井沢	1,635円	21,662円
	中軽井沢	258円	20,571円
	丸子	133円	25,049円
	東部	282円	20,198円
	下諏訪	502円	28,639円
	辰野	285円	18,669円
	箕輪	316円	27,097円
	豊科	481円	28,598円
	穂高	542円	12,116円
	白馬	181円	17,776円
	坂城	279円	17,625円
	戸倉上山田	362円	21,015円
	野沢温泉	110円	14,654円
	松本東館	702円	22,616円
	浅間	1,585円	13,940円
	信濃飯山	199円	11,797円
	御代田	232円	17,738円
信濃富士見	456円	14,742円	
信濃原	208円	14,984円	
信濃阿南	107円	22,562円	
木曾	223円	26,124円	
明科	353円	14,735円	
生坂	99円	60,167円	
波田	522円	14,880円	

湯田中	333円	20,427円
信濃豊野	465円	34,242円
飯綱	317円	24,624円
平岡	166円	29,784円
上松	226円	20,731円
木曾榑川	307円	48,905円
四賀	251円	17,061円
梓川	219円	27,125円
小谷話交換	274円	38,338円
七二会	38円	13,853円
若穂	191円	28,508円
信濃松代	291円	19,341円
浦里	121円	58,456円
信濃常盤	66円	27,490円
臼田	216円	19,718円
高野町	127円	26,449円
野辺山	41円	18,869円
南軽井沢	144円	14,227円
望月	147円	44,903円
信濃芦田	74円	20,199円
信濃長門	91円	12,810円
真田	33円	23,829円
武石	77円	17,355円
青木	98円	57,586円
高遠	260円	13,785円
信濃小野	65円	29,832円
飯島	224円	26,797円
信濃宮田	217円	94,230円
信濃松川	265円	24,195円
市田	286円	17,928円
阿智	87円	20,935円
麻績	112円	17,804円
信濃山形	106円	17,509円
信濃朝日	94円	18,790円
信濃有明	295円	14,123円
木島平	32円	24,580円
信濃町	174円	18,759円
信濃牟礼	118円	24,610円
信濃栄	17円	38,835円
狐島	467円	26,247円
蓼科	381円	33,751円
竜丘	582円	16,238円
榑池高原	185円	37,263円
南蓼科	468円	65,679円
浅科	365円	20,194円
三岳	188円	78,403円
遠山	134円	31,025円
鬼無里	182円	37,474円
喬木	350円	58,749円
戸隠	127円	29,874円
高府	96円	13,843円
信州新町	505円	21,583円
信濃下条	164円	13,169円
信濃西条	340円	13,372円
信濃大桑	159円	13,131円
信濃中川	78円	28,774円
信濃豊田	389円	21,811円
信濃和田	219円	29,967円
菅平	232円	19,433円
南木曾	246円	22,871円
八千穂	274円	51,749円
北御牧	364円	13,351円
野尻湖	394円	35,605円
藪原	255円	61,960円

信濃三郷	497円	10,489円
信濃池田	187円	21,591円
神城	212円	19,063円
小布施	427円	21,748円
湯田中	319円	19,703円
信濃豊野	456円	33,056円
飯綱	214円	23,497円
平岡	145円	27,977円
上松	200円	18,240円
木曾榑川	274円	46,092円
四賀	219円	60,915円
梓川	199円	24,522円
小谷話交換	232円	23,724円
七二会	33円	12,929円
若穂	178円	28,809円
信濃松代	287円	18,051円
浦里	116円	33,445円
信濃常盤	60円	25,870円
臼田	211円	17,513円
高野町	115円	24,350円
野辺山	36円	17,834円
南軽井沢	116円	12,954円
望月	137円	42,529円
信濃芦田	69円	17,661円
信濃長門	89円	58,616円
真田	48円	21,601円
武石	70円	16,755円
青木	96円	33,136円
高遠	238円	14,533円
信濃小野	60円	27,954円
飯島	190円	23,856円
信濃宮田	186円	57,533円
信濃松川	246円	21,259円
市田	212円	16,451円
阿智	70円	20,218円
麻績	103円	16,955円
信濃山形	102円	15,799円
信濃朝日	86円	17,855円
信濃有明	275円	13,664円
木島平	24円	23,245円
信濃町	154円	17,967円
信濃牟礼	107円	22,962円
信濃栄	12円	31,488円
狐島	381円	25,775円
蓼科	303円	22,100円
竜丘	536円	15,498円
榑池高原	142円	35,413円
南蓼科	314円	64,814円
浅科	348円	18,137円
三岳	157円	65,442円
遠山	109円	27,866円
鬼無里	147円	23,355円
喬木	275円	56,542円
戸隠	111円	29,432円
高府	84円	12,927円
信州新町	451円	20,754円
信濃下条	143円	59,074円
信濃西条	303円	12,261円
信濃大桑	135円	12,877円
信濃中川	67円	27,860円
信濃豊田	359円	19,920円
信濃和田	200円	16,842円
菅平	211円	18,861円
南木曾	203円	21,571円
八千穂	245円	37,958円
北御牧	348円	12,713円
野尻湖	267円	34,354円
藪原	217円	36,607円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	39,353 円
青森県	27,408 円
岩手県	94,209 円
宮城県	60,121 円
秋田県	32,646 円
山形県	55,055 円
福島県	44,667 円
茨城県	43,459 円
栃木県	54,583 円
群馬県	38,274 円
埼玉県	50,308 円
千葉県	42,904 円
東京都	66,700 円
神奈川県	77,478 円
新潟県	47,708 円
山梨県	29,586 円
長野県	38,539 円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	43,199 円
青森県	31,487 円
岩手県	110,747 円
宮城県	67,929 円
秋田県	38,061 円
山形県	61,456 円
福島県	49,278 円
茨城県	45,261 円
栃木県	63,359 円
群馬県	43,835 円
埼玉県	52,950 円
千葉県	46,707 円
東京都	73,277 円
神奈川県	84,978 円
新潟県	54,779 円
山梨県	32,513 円
長野県	46,467 円

2 - 2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	171 円
青森県	168 円
岩手県	242 円
宮城県	281 円
秋田県	183 円
山形県	163 円
福島県	232 円
茨城県	213 円
栃木県	242 円
群馬県	242 円
埼玉県	257 円
千葉県	227 円
東京都	450 円
神奈川県	357 円
新潟県	225 円
山梨県	277 円
長野県	194 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額644円とします。

2 - 2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	188 円
青森県	191 円
岩手県	290 円
宮城県	321 円
秋田県	207 円
山形県	183 円
福島県	257 円
茨城県	226 円
栃木県	269 円
群馬県	271 円
埼玉県	277 円
千葉県	246 円
東京都	495 円
神奈川県	391 円
新潟県	254 円
山梨県	307 円
長野県	211 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額614円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備 考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	285 円	—
		(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	292 円	
		協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	285 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	56 円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,894 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

- (2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,528 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	223 円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備 考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	289 円	—
		(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	295 円	
		協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	288 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	50 円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (16,063 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

- (2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,986 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	238 円

別表1～別表3（略）

別表4 違約金

第1～第3（略）

第4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
(1) (略)	(略)
(2) 接続申込者が、第78条の3第1項第2号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-1-1-1第4欄ア欄（イ）Aに規定する料金額を含みます。）の6.4ヶ月分に相当する額

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	2,238円	——

別表1～別表3（略）

別表4 違約金

第1～第3（略）

第4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
(1) (略)	(略)
(2) 接続申込者が、第78条の3第1項第2号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-1-1-1第4欄ア欄（イ）に規定する料金額を含みます。）の6.4ヶ月分に相当する額

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,917円	——

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（一般専用に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの 12,521円	11,482円	

イ．加算料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	380円	2,612円	—
-----------	---	-----------------------	------	--------	---

(2)分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,798円

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（経過措置）

4 （略）

（1）適用 （略）

（2）料金額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	3,000円	—
		ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	3,000円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	3,000円	
		ウ アイ以外のもの	3,000円	

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（経過措置）

4 （略）

（1）適用 （略）

（2）料金額

1回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	4,684円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	4,684円	
			ウ アイ以外のもの	4,825円	

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）

1～2（略）

（通信路設定伝送機能及びデータ伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（2-6-1-1ウ欄及び2-6-1-2ウ欄に係るものに限ります。）並びにデータ伝送機能に係る第3条（用語の定義）第1項第33欄、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号、第2項及び第3項、第68条（手続費の支払義務）第1項第31号、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第7欄、第10欄ウ欄、第10-3欄、第12-2欄、第26欄ア欄及びイ(イ)欄、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-12-1ウ欄、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第63欄、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄並びに2-2（2-1以外の手続費）第10欄等の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び年額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、2-2（2-1以外の手続費）第10欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）

1～2（略）

（通信路設定伝送機能及びデータ伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（2-6-1-1ウ欄及び2-6-1-2ウ欄に係るものに限ります。）並びにデータ伝送機能に係る第3条（用語の定義）第1項第33欄、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号、第2項及び第3項、第68条（手続費の支払義務）第1項第31号、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第7欄、第10欄ウ欄、第10-3欄、第12-2欄、第26欄ア欄及びイ(イ)欄、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-12-1ウ欄、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第63欄、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄並びに2-2（2-1以外の手続費）第10欄等の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び年額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、2-2（2-1以外の手続費）第10欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

(1) 通信路設定伝送機能
ア 基本料

(1) 通信路設定伝送機能
ア 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考			
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合				
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A.T.M専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	353,068円	344,841円	
			セカンドクラスのもの	312,092円	308,212円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	318,325円	314,367円	
				330,790円	326,677円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	312,092円	308,212円	
				318,325円	314,367円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	330,790円	326,677円	
				330,790円	326,677円	
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	399,888円	384,464円
				セカンドクラスのもの	340,500円	332,740円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	347,301円	339,385円	
				360,903円	352,676円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	340,500円	458,049円	
				347,301円	376,456円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	360,903円	352,676円	
				360,903円	352,676円	
			2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	486,838円	458,049円
				セカンドクラスのもの	391,006円	376,456円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	398,818円	383,976円	
				414,440円	399,016円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	385,752円	372,172円	
				393,456円	379,606円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	408,869円	394,475円	
				408,869円	394,475円	
			3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	573,794円	531,635円
				セカンドクラスのもの	441,512円	420,172円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	450,331円	428,566円	
				467,976円	445,355円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	436,258円	415,888円				
	444,973円	424,196円				
保守の区別がタイプ1-2のもの	462,406円	440,814円				
	462,406円	440,814円				
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	654,053円	599,559円			
	セカンドクラスのもの	485,708円	458,548円			
保守の区別がタイプ1-1のもの	495,414円	467,709円				
	514,822円	486,033円				
保守の区別がタイプ1-2のもの	475,200円	449,980円				
	484,693円	458,970円				
保守の区別がタイプ1-2のもの	503,686円	476,951円				
	503,686円	476,951円				
5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	720,939円	656,164円			
	セカンドクラスのもの	527,792円	494,812円			
保守の区別がタイプ1-1のもの	538,338円	504,699円				
	559,429円	524,473円				
保守の区別がタイプ1-2のもの	512,030円	481,960円				
	522,259円	491,590円				
保守の区別がタイプ1-2のもの	542,723円	510,850円				
	542,723円	510,850円				
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	794,513円	718,428円		
	6.0Mbit/sのもの	セカンドクラスのもの	576,186円	536,416円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		587,701円	547,135円			
	保守の区別がタイプ1-1のもの	610,733円	568,574円			
保守の区別がタイプ1-2のもの		555,170円	519,280円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	566,264円	529,656円			
保守の区別がタイプ1-2のもの		588,454円	550,409円			
	588,454円	550,409円				
(4)		クラスが下記以外のもの	27,513円	23,285円		
	セカンドクラスのもの	22,138円	18,851円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	22,576円	19,228円				
	23,464円	19,983円				
保守の区別がタイプ1-1のもの	15,093円	13,107円				
	15,393円	13,369円				
保守の区別がタイプ1-2のもの	15,997円	13,894円				
	15,997円	13,894円				
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	2,005,153円	1,742,960円		
	50.0Mbit/sのもの	セカンドクラスのもの	1,550,168円	1,365,868円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		1,581,164円	1,393,176円			
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,643,152円	1,447,793円			
保守の区別がタイプ1-2のもの		1,219,166円	1,095,976円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,243,537円	1,117,886円			
保守の区別がタイプ1-2のもの		1,292,286円	1,161,707円			
	1,292,286円	1,161,707円				
(4)		クラスが下記以外のもの	5,428円	4,595円		
	セカンドクラスのもの	6,361円	5,343円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	6,486円	5,449円				
	6,739円	5,664円				
保守の区別がタイプ1-1のもの	3,021円	2,621円				
	3,080円	2,673円				
3,080円	2,673円					

区分	1回線ごとに月額		備考			
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合				
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A.T.M専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	620,472円	614,453円	
			セカンドクラスのもの	560,416円	557,576円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	571,618円	568,720円	
				594,020円	591,010円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	560,416円	557,576円	
				571,618円	568,720円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	594,020円	591,010円	
				594,020円	591,010円	
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	678,173円	666,882円
				セカンドクラスのもの	596,131円	590,451円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	608,044円	602,253円	
				631,876円	625,857円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	596,131円	590,451円	
				608,044円	602,253円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	631,876円	625,857円	
				631,876円	625,857円	
			2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	785,324円	764,252円
				セカンドクラスのもの	659,785円	649,135円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	672,973円	662,111円	
				699,353円	688,062円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	653,546円	643,606円	
				666,612円	656,471円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	692,740円	682,201円	
				692,740円	682,201円	
			3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	900,722円	869,111円
				セカンドクラスのもの	724,976円	709,356円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	739,469円	723,536円	
				768,454円	751,896円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	718,737円	703,827円				
	733,103円	717,896円				
保守の区別がタイプ1-2のもの	761,841円	746,036円				
	761,841円	746,036円				
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	999,631円	958,991円			
	セカンドクラスのもの	780,854円	760,974円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	796,463円	776,186円				
	827,684円	806,612円				
保守の区別がタイプ1-1のもの	774,615円	755,445円				
	790,099円	770,547円				
保守の区別がタイプ1-2のもの	821,071円	800,751円				
	821,071円	800,751円				
5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,082,059円	1,033,890円			
	セカンドクラスのもの	833,658円	809,518円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	850,323円	825,701円				
	883,655円	858,068円				
保守の区別がタイプ1-1のもの	821,180円	798,460円				
	837,598円	814,422円				
保守の区別がタイプ1-2のもの	870,429円	846,347円				
	870,429円	846,347円				
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	1,172,726円	1,116,281円		
	6.0Mbit/sのもの	セカンドクラスのもの	894,238円	865,128円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		912,117円	882,424円			
	保守の区別がタイプ1-1のもの	947,873円	917,015円			
保守の区別がタイプ1-2のもの		875,521円	848,541円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	893,025円	865,505円			
保守の区別がタイプ1-2のもの		928,034円	899,433円			
	928,034円	899,433円				
(4)		クラスが下記以外のもの	36,531円	33,194円		
	セカンドクラスのもの	29,215円	26,666円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	29,802円	27,199円				
	30,985円	28,265円				
保守の区別がタイプ1-1のもの	20,566円	19,001円				
	20,975円	19,381円				
保守の区別がタイプ1-2のもの	21,797円	20,140円				
	21,797円	20,140円				
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	2,780,025円	2,576,822円		
	50.0Mbit/sのもの	セカンドクラスのもの	2,179,715円	2,038,425円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		2,223,300円	2,079,186円			
	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,310,477円	2,160,709円			
保守の区別がタイプ1-2のもの		1,780,419円	1,684,569円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,816,021円	1,718,253円			
保守の区別がタイプ1-2のもの		1,887,221円	1,785,622円			
	1,887,221円	1,785,622円				
(4)		クラスが下記以外のもの	7,758円	7,049円		
	セカンドクラスのもの	8,716円	7,887円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	8,886円	8,044円				
	9,236円	8,359円				
保守の区別がタイプ1-1のもの	4,383円	4,049円				
	4,469円	4,130円				
4,469円	4,130円					

			保守の区別が上記以外のもの	3,201円	2,779円
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		2,466,663円	2,133,528円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,090,638円	1,820,008円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,132,442円	1,856,399円
			保守の区別が上記以外のもの	2,216,049円	1,929,181円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,475,920円	1,318,780円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,505,429円	1,345,146円
			保守の区別が上記以外のもの	1,564,449円	1,397,879円

			保守の区別が上記以外のもの	4,645円	4,291円
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		3,439,429円	3,176,019円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,920,336円	2,708,756円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,978,737円	2,762,924円
			保守の区別が上記以外のもの	3,095,536円	2,871,261円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,152,939円	2,028,689円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,195,991円	2,069,256円
			保守の区別が上記以外のもの	2,282,095円	2,150,390円

イ 加算料

通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	料金額	1回線ごとに月額		
				相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	ATM専用に係るもの	クラスが下記以外のもの	1,020円	36,328円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	480円	17,136円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	490円	17,479円	
			保守の区別が上記以外のもの	510円	18,164円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	480円	17,136円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	490円	17,479円	
			保守の区別が上記以外のもの	510円	18,164円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,910円	68,116円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	960円	34,272円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	980円	34,957円
		保守の区別が上記以外のもの	1,020円	36,328円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	960円	34,272円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	980円	34,957円		
		保守の区別が上記以外のもの	1,020円	36,328円		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	3,560円	127,149円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,800円	64,260円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,840円	65,545円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,910円	68,116円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,680円	59,976円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,710円	61,176円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,780円	63,575円	
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,220円	186,183円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,640円	94,248円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	2,690円	96,133円
		保守の区別が上記以外のもの	2,800円	99,903円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,520円	89,964円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,570円	91,763円		
		保守の区別が上記以外のもの	2,670円	95,362円		
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	6,740円	240,675円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,360円	119,952円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,430円	122,351円	
			保守の区別が上記以外のもの	3,560円	127,149円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,120円	111,384円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,180円	113,612円	
			保守の区別が上記以外のもの	3,310円	118,067円	
		5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	8,010円	286,086円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,080円	145,656円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	4,160円	148,569円
		保守の区別が上記以外のもの	4,320円	154,395円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,720円	132,804円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,790円	135,460円		
		保守の区別が上記以外のもの	3,940円	140,772円		
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの		(7) クラスが下記以外のもの	9,410円	336,037円		
		6.0Mbit/sのもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,920円	175,644円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	5,020円	179,157円
				保守の区別が上記以外のもの	5,220円	186,183円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,440円	158,508円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	4,530円	161,678円
				保守の区別が上記以外のもの	4,710円	168,018円
		(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	520円	18,680円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	410円	14,507円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	410円	14,797円
	保守の区別が上記以外のもの		430円	15,378円		
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	250円	8,763円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	250円	8,938円			
	保守の区別が上記以外のもの	260円	9,289円			
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	32,440円	1,157,965円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	22,800円	813,960円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	23,260円	830,239円	
			保守の区別が上記以外のもの	24,170円	862,798円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	15,240円	544,068円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	15,540円	554,949円			

イ 加算料

通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	料金額	1回線ごとに月額		
				相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	ATM専用に係るもの	クラスが下記以外のもの	2,880円	46,886円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,360円	22,116円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,390円	22,558円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,440円	23,443円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,360円	22,116円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,390円	22,558円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,440円	23,443円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,410円	87,911円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,720円	44,232円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	2,770円	45,117円
		保守の区別が上記以外のもの	2,880円	46,886円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,720円	44,232円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,770円	45,117円		
		保守の区別が上記以外のもの	2,880円	46,886円		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	10,090円	164,101円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,100円	82,935円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	5,200円	84,594円	
			保守の区別が上記以外のもの	5,410円	87,911円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,760円	77,406円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	4,860円	78,954円	
			保守の区別が上記以外のもの	5,050円	82,050円	
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	15,140円	246,151円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,480円	121,638円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	7,630円	124,071円
		保守の区別が上記以外のもの	7,930円	128,936円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,140円	116,109円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	7,280円	118,431円		
		保守の区別が上記以外のもの	7,570円	123,076円		
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	19,460円	316,480円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,520円	154,812円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	9,710円	157,908円	
			保守の区別が上記以外のもの	10,090円	164,101円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,180円	149,283円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	9,360円	152,269円	
			保守の区別が上記以外のもの	9,730円	158,240円	
		5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	23,070円	375,087円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,560円	187,986円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	11,790円	191,746円
		保守の区別が上記以外のもの	12,250円	199,265円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,880円	176,928円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	11,100円	180,467円		
		保守の区別が上記以外のもの	11,530円	187,544円		
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの		(7) クラスが下記以外のもの	27,030円	439,556円		
		6.0Mbit/sのもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	13,940円	226,689円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	14,220円	231,223円
				保守の区別が上記以外のもの	14,780円	240,290円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	12,920円	210,102円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	13,180円	214,304円
				保守の区別が上記以外のもの	13,700円	222,708円
		(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	1,600円	25,974円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,220円	19,854円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1,250円	20,251円
	保守の区別が上記以外のもの		1,290円	21,045円		
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	750円	12,189円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	760円	12,433円			
	保守の区別が上記以外のもの	790円	12,920円			
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	97,310円	1,582,400円		
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	67,660円	1,100,271円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	69,010円	1,122,276円	
			保守の区別が上記以外のもの	71,720円	1,166,287円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	45,900円	746,415円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	46,820円	761,343円			

			保守の区別が上記以外のもの	16,150円	576,712円	
(イ) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	100円	3,686円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	130円	4,486円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	130円	4,575円	
			保守の区別が上記以外のもの	130円	4,755円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	50円	1,764円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	50円	1,799円		
		保守の区別が上記以外のもの	50円	1,870円		
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	41,210円	1,471,297円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	33,480円	1,195,236円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	34,150円	1,219,141円
エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	35,490円	1,266,950円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	19,440円	694,008円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	19,830円	707,888円		
			保守の区別が上記以外のもの	20,610円	735,648円	

			保守の区別が上記以外のもの	48,650円	791,200円	
(イ) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	340円	5,516円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	400円	6,440円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	400円	6,568円	
			保守の区別が上記以外のもの	420円	6,826円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	2,602円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	160円	2,654円		
		保守の区別が上記以外のもの	170円	2,758円		
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	126,140円	2,051,259円
				保守の区別がタイプ1-1のもの	101,320円	1,647,642円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	103,350円	1,680,595円
エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	107,400円	1,746,501円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	59,500円	967,575円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	60,690円	986,927円		
			保守の区別が上記以外のもの	63,070円	1,025,630円	

(2) データ伝送機能

ア 基本料

区分			1回線ごとに月額			
			料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置(端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。)により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	8,919円	-	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	16,632円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	24,345円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	32,058円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	47,484円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	62,910円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	109,188円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	217,170円		
		クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		22,109円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの		42,471円
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	30,593円		
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	73,554円		
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	59,516円		
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	127,854円		
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	87,745円		
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	191,178円		
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	114,895円		
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	254,500円		
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	140,272円			
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	313,351円			
上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	162,099円				
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	372,124円				
上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	181,768円				
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	426,424円				
上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	195,806円				
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	480,724円				
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	209,920円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	525,922円				
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	223,957円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	571,196円				

(2) データ伝送機能

ア 基本料

区分			1回線ごとに月額			
			料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置(端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。)により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	17,843円	-	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	33,744円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	49,645円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	65,546円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	97,348円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	129,150円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	240,457円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	447,170円		
		クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		49,167円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの		89,079円
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	73,656円		
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	156,341円		
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	139,327円		
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	291,499円		
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	206,906円		
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	416,958円		
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	271,146円		
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	542,416円		
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	329,980円			
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	677,575円			
上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	384,202円				
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	812,733円				
上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	433,018円				
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	928,494円				
上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	468,160円				
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	1,044,411円				
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	505,685円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	1,140,931円				
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	543,371円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	1,237,450円				

イ 加算料

区分			1回線ごとに月額			
			料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラス 1の もの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	2,250円	-	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	4,500円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	6,750円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	9,000円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	13,500円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	18,000円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	31,500円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	63,000円		
		クラス 2の もの	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		6,098円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの		12,038円
			上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		8,573円
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの		21,105円
			上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		17,010円
				最低伝送速度が1Mbit/sのもの		36,945円
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	25,245円		
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	55,418円		
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	33,165円		
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	73,890円		
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	40,568円		
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	91,058円		
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	46,935円			
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの	108,203円			
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	52,673円			
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	124,043円			
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	56,768円			
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	139,883円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	60,885円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	153,068円				
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	64,980円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	166,275円				

イ 加算料

区分			1回線ごとに月額			
			料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラス 1の もの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	4,990円	-	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	9,980円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	14,970円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	19,960円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	29,940円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	39,920円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	74,850円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	139,720円		
		クラス 2の もの	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		14,820円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの		27,345円
			上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		22,505円
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの		48,453円
			上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		43,114円
				最低伝送速度が1Mbit/sのもの		90,868円
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	64,321円		
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	130,239円		
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	84,481円		
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	169,610円		
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	102,944円		
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	212,025円		
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	119,960円			
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの	254,440円			
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	135,279円			
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	290,767円			
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	146,307円			
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	327,144円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	158,083円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	357,434円				
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	169,910円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	387,723円				

(接続料金等の実績に基づく精算用単金)

4 第74条の2(手数料の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成27年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分			単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供 手続費			1件ごとに	15.62円	
優先接続受付手続費			1変更ごとに	39円	
光回線設備 線路条件調 査費	ウ欄	(ア) 基本額	1番号ごとの1成功検 索ごとに	7円	
		(イ) 加 算額		1円	
		① ②		2円	
光配線区域 情報調査費	ア欄		1通信用建物ごとに	77,095円	
	イ欄		1通信用建物ごとに	1,193円	
ルーティン グ番号登録 工事等受付 手続費	ア欄		1件ごとに	33円	
	イ欄		1件ごとに	86円	
同一番号移 転可否情報 調査費	ア欄		1電気通信番号ごとの 1件ごとに	654円	
	イ欄		1電気通信番号ごとの 1件ごとに	228円	

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額、工事費の額、手続費の額、比率及び負担額、別表5の精算額並びに附則(平成26年4月9日東相制第13-0106号)の料金額、附則(平成29年4月14日東相制第16-00080号)の料金額、第2項、第3項の料金額、第4項及び第5項については、平成30年4月1日に遡及して適用します。

(調整額の算定に係る経過措置)

2 料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)の規定に基づき、料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額(平成30年度に適用するものに限ります。)については、他人資本比率を0.187、自己資本比率を0.813、他人資本利子率を0.0101、有利子負債以外の負債の比率を0.042、利益対応税率を0.4282として算定します。

(ルーティング伝送機能に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能(2-13第3欄工欄に係るものに限ります。)の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考
-----	-----	-----	-----

特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	120,528円	_____
----------------------	---	-------------------------	-----------	----------	-------

(電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置)

- 4 当社は、料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料について、平成28年度期首時点において法定耐用年数を経過し減価償却費が発生していない設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上したことに伴い、当該費用を除却損とみなして平成30年度及び平成31年度に適用される設備管理運営費比率の原価にその2分の1ずつを加えて算定するものとし、上の設備管理運営費比率については、平成30年度及び平成31年度に適用する設備使用料の年額料金の算定に用いる調整額にのみ適用するものとし、平成30年度に適用する具体的な比率は0.034とします。
- 5 この改正規定実施前に、協定事業者が料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料の年額料金(耐用年数経過前のものに限ります。)を負担している場合は、設備使用料に係る設備管理運営費における減価償却費について、法定耐用年数経過後も、当該設備の残存価額が0円となるまで、耐用年数経過前まで負担していた年額料金における減価償却費を上回らない範囲で減価償却費を負担するものとし、平成30年度に適用する具体的な比率は0.034とします。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

- 6 第74条の2(手数料の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成28年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分			単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料			1件ごとに	19.34円	_____
優先接続受付手数料			1変更ごとに	50円	_____
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	79円	_____
		(1) 加算額		8円	
		(2)		15円	
光配線区域情報調査費	ア欄		1通信用建物ごとに	8,738円	_____
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア欄		1件ごとに	33円	_____
	イ欄		1件ごとに	80円	_____
同一番号移転可否情報調査費	ア欄		1電気通信番号ごとの1件ごとに	657円	_____
	イ欄		1電気通信番号ごとの1件ごとに	223円	_____

(手続費の遡及適用)

7 料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第35欄に規定する手続費は、平成29年4月14日から平成30年3月31日までの期間について、以下の料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備考
光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	1調査ごとに	平日昼間	7,459円
		土日祝日 昼間	8,908円

技術的条件集 形態別技術的条件 形態 9 端末回線 MDF 接続インタフェース (DSL 用インタフェース)
(略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 24.4 又は当社が設置する局内スプリッタを使用する場合は、別表 24.5 に示すとおりとします。

(略)

技術的条件集別表 24.5 DSL インタフェース仕様 (局内インタフェース 3)

1 インタフェース条件

1.1 物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表 1.1 に示す。

表 1.1 主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル (0.4mm~0.5mmφ 単線)
2	コネクタ	2W 端子板

1.2 電気的条件

ITU-T 勧告 G.992.2 Annex C に規定されている ADSL 方式の電気的な条件 (信号電力に関する電気特性) であって本別表が規定する電気的な条件は、技術的条件集別表 24.9 に示すとおりとする。

ただし、DSL サービスと重畳する電話サービスの主要諸元は表 1.2 に示すとおりとする。

表 1.2 主要諸元

項番	項目	規格
1	伝送方式	アナログ電話方式
2	入出力信号	事業用電気通信設備規則 (昭和六十年郵政省令第三十号昭和六十年四月一日施行) に基づくアナログ電話用設備の信号 (当社の使用する入出力信号)
3	送出電力	端末設備等規則 (昭和六十年郵政省令第三十一号昭和六十年四月一日施行) 第 14 条に示す送出電力

1.3 警報条件

協定事業者の使用する入出力信号に対し、当社は警報の検出・発出は行わない。

2 当社の電話品質の保証のための条件

2.1 伝送特性

ITU 勧告 G.992.1 Annex E Type4 に準拠した特性とする。

2.2 過電圧・過電流防護

当社の建物内に設置する協定事業者の通信設備からの過電圧・過電流は、ITU 勧告 K.20 に準拠した装置に

損傷

を与えないこと。

3 各電気通信回線の共存のための条件

技術的条件集 形態別技術的条件 形態 9 端末回線 MDF 接続インタフェース (DSL 用インタフェース)
(略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 24.4 に示すとおりとします。

(略)

技術的条件集別表 24.5 削除

技術的条件集別表 24.9 に示すとおりとする。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2 - 1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1 (工事費) 2 - 1 第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能 (2 - 1 - 1 - 1 第3欄に限り。) については、2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1 に掲げる料金額に2 - 1 - 1 - 2 第1欄ア欄、イ(ア)欄又はウ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～ネ (略)

2 料金額
2 - 1 端末回線伝送機能
2 - 1 - 1 基本額
2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5欄で接続す	端末回線により伝送を行う機能 ウ 1 芯式のもの	ア～イ (略)	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) C欄に規定する料金額

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2 - 1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1 (工事費) 2 - 1 第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能 (2 - 1 - 1 - 1 第3欄に限り。) については、2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1 に掲げる料金額に2 - 1 - 1 - 2 第1欄ア欄、イ(ア)欄又はウ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～ネ (略)

2 料金額
2 - 1 端末回線伝送機能
2 - 1 - 1 基本額
2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5欄で接続す	端末回線により伝送を行う機能 ウ 1 芯式のもの	ア～イ (略)	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額

る場 合)		(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) A欄に規 定する料金 額
			平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) B欄に規 定する料金 額
			平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) C欄に規 定する料金 額
		(ウ) (ア)(イ) 以外のもの	平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) A欄に規 定する料金 額
			平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) B欄に規 定する料金 額
			平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) C欄に規 定する料金 額
	エ 2 芯 式 の も の	(ア) 保守の区 別がタイプ 1-1のもの の	平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,518円
			平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,252円
			平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	4,550円
		(イ) 保守の区 別がタイプ 1-2のもの の	平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,518円
平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金			1回線 ごとに	5,252円	
平成31年4月1日以降に適 用する料金			1回線 ごとに	4,550円	
(ウ) (ア)(イ)以 外のもの		平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,684円	

る場 合)		(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) A欄に規 定する料金 額
			平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) B欄に規 定する料金 額
		(ウ) (ア)(イ) 以外のもの	平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) A欄に規 定する料金 額
			平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) B欄に規 定する料金 額
	エ 2 芯 式 の も の	(ア) ~ (イ) 削除		—	—
		(ウ) (ア)(イ)以 外のもの	平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,414円

				— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,410円	
				— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	5,512円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	5,512円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

				— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	5,413円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	5,413円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,628円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

場合)		帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
		以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,842円	
			B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,705円	
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円		
		B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円		

場合)		帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,628円
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,707円
		以外のもの	B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,707円	
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,628円		

				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		以外のもの		A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,842円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,705円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,490円	
				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,367円	—

				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,628円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		以外のもの		A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,707円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,324円	
							—

			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,035円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	— 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,490円	
			— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,367円	
			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,035円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	— 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,560円	
			— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,433円	
			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,091円	
(7)(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 (第5条)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを	ア 保守の区 別がタ	(ア) 平成29 年4月1 日から平	1回線 ごとに	2,146円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。

			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,991円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,324円	
			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,991円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,389円	
			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,046円	
(7)(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 (第5条)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを	ア 保守の区 別がタ	(ア) 平成30 年4月1 日から平	1回線 ごとに	2,020円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。

(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	イプ1-1のもの	成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ保守の区別がタイプ1-2のもの	(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	イプ1-1のもの	成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ)平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(ウ)平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、311円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる311円のうち、304円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ保守の区別がタイプ1-2のもの	(ア)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

		の	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) <u>平成31年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ ア イ 以 外 の もの	(7) <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2,207円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		

		の	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ) <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) <u>平成32年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、311円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる311円のうち、304円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ ア イ 以 外 の もの	(7) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2,076円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		

			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ	ア(略)	(略)	(略)	(略)

			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、320円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる320円のうち、313円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ	ア(略)	(略)	(略)	(略)

ービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額		
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額		
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額		
		(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	194円		
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	192円		
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	ウ 2芯式のもの	(ア) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	388円			
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	384円			
		(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	366円			
	(2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算	ア 光信号分岐端末	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円
			保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円	

ービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額			
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額			
			(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	193円		
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	ウ 削除							
	(2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算	ア 光信号分岐端末	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	443円	102円	
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	443円	102円	

料	回線に係る加算料			以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	434円	101円	
		(イ)当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	428円	98円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	428円	98円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	441円	101円		
			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	434円	101円		
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,490円			
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,367円			

料	回線に係る加算料			以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	456円	105円	
		(イ)当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	449円	102円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	449円	102円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	462円	105円		
			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	443円	102円		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	443円	102円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	456円	105円		
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,324円			

			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円	
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		— 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,490円		
		— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,367円		
		— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円		
(ウ) (ア)(イ)以外のもの		— 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,560円		
		— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,433円		
		— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,091円		

			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,991円	
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,324円		
		— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,991円		
(ウ) (ア)(イ)以外のもの		— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,389円		
		— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,046円		

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(ア) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ロ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(ア) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ロ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、311円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる311円のうち、304円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 - 2 の もの	(ア) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 580円のうち、568円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(イ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額に、351円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 351円のうち、344円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 - 2 の もの	(ア) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(イ) 平成 31年4 月1日 から平 成32年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額に、351円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 351円のうち、344円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	平成32年4月1 日以降に適用す る2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、311円を 加算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 311円のうち、304円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(ア) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,207円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額に、596円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 596円のうち、584円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(イ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 31年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額に、361円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 361円のうち、353円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(ア) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,076円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(イ) 平成 31年4 月1日 から平 成32年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額に、361円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 361円のうち、353円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 32年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	平成32年4月1 日以降に適用す る2 - 1 - 1 - 2第2欄イ(ウ) 欄に規定する料 金額に、320円を 加算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 320円のうち、313円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.07%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)~(3)(略)	(略)

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.17%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)~(3)(略)	(略)

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）

（実施時期）

1 （略）

（端末回線伝送機能に係る経過措置）

2 （略）

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5 - 2 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	10,964円
	6 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	16,574円	
	9 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	18,614円	
	12Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	20,824円	
	15Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	22,864円	
	18Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	25,074円	
	21Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	27,114円	
	24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	29,324円	
	27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	31,364円	
	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	33,574円	
	33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	35,614円	
	36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	37,824円	
39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	40,034円		
42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	42,074円		

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）

（実施時期）

1 （略）

（端末回線伝送機能に係る経過措置）

2 （略）

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5 - 2 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	21,418 円
	6 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	34,552 円	
	9 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	40,124 円	
	12Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	45,298 円	
	15Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	50,870 円	
	18Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	56,044 円	
	21Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	61,616 円	
	24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	66,790 円	
	27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	72,362 円	
	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	77,536 円	
	33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	83,108 円	
	36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	88,282 円	
39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	93,854 円		
42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	99,028 円		

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額、別表 4 の違約金の額、附則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）の料金額及び第 2 項の料金額については、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（端末回線伝送機能の経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2 - 1 - 1 - 1 第 3 欄工欄(ア)欄及び(イ)欄並びに 2 - 1 - 1 - 2 第 1 欄ウ欄に係るものに限ります。）に係る提供条件についてはなお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

月額			
区 分	単位	料金額	備考

<u>端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)</u>	<u>端末回線により伝送を行う機能</u>	2芯式のもの	<u>ア 保守の区別がタイプ1-1のもの</u>	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,256円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,550円	
			<u>イ 保守の区別がタイプ1-2のもの</u>	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,256円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,550円	

イ 加算料

				月額	
区 分			単 位	料金額	備考
<u>専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料</u>	2芯式のもの	<u>ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	386円	
		<u>イ 平成31年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	366円	

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																														
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>100～109 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">標準的な接続箇所</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～99 (略)	(略)	100～109 (略)	(略)	標準的な接続箇所	内容	(1)～(6) (略)	(略)	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 IP通信網県間 区間伝送路</td> <td>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの</td> </tr> <tr> <td>100～109 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>110 最優先クラス</td> <td>IP通信網内において高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスで、専らSIPサーバにより制御を行う通信の用に供するもの</td> </tr> <tr> <td>111 高優先クラス</td> <td>IP通信網内において優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(最優先クラスを除きます。)</td> </tr> <tr> <td>112 優先クラス</td> <td>IP通信網内においてベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(高優先クラス及び最優先クラスを除きます。)</td> </tr> <tr> <td>113 ベストエフォート クラス</td> <td>IP通信網内においてIPパケットを転送する際、優先されない品質クラス</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">標準的な接続箇所</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～99 (略)	(略)	99-2 IP通信網県間 区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの	100～109 (略)	(略)	110 最優先クラス	IP通信網内において高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスで、専らSIPサーバにより制御を行う通信の用に供するもの	111 高優先クラス	IP通信網内において優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(最優先クラスを除きます。)	112 優先クラス	IP通信網内においてベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(高優先クラス及び最優先クラスを除きます。)	113 ベストエフォート クラス	IP通信網内においてIPパケットを転送する際、優先されない品質クラス	標準的な接続箇所	内容	(1)～(6) (略)	(略)
用語	意味																														
1～99 (略)	(略)																														
100～109 (略)	(略)																														
標準的な接続箇所	内容																														
(1)～(6) (略)	(略)																														
用語	意味																														
1～99 (略)	(略)																														
99-2 IP通信網県間 区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの																														
100～109 (略)	(略)																														
110 最優先クラス	IP通信網内において高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスで、専らSIPサーバにより制御を行う通信の用に供するもの																														
111 高優先クラス	IP通信網内において優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(最優先クラスを除きます。)																														
112 優先クラス	IP通信網内においてベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(高優先クラス及び最優先クラスを除きます。)																														
113 ベストエフォート クラス	IP通信網内においてIPパケットを転送する際、優先されない品質クラス																														
標準的な接続箇所	内容																														
(1)～(6) (略)	(略)																														

(7) I S P接続用ルータ	I S P接続用ルータ(中継局ルータであって、主としてインターネット接続サービスを提供する協定事業者が接続するためのものをいいます。以下同じとします。)における I P 通信網終端装置 (I P 通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置及び当該装置を集約する装置をいいます。以下同じとします。)の他事業者側ポート (I P 通信網への通信を実現するために電気通信回線を収容する 1 の単位をいいます。以下同じとします。)又は当該 I P 通信網終端装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータ (I S P 接続用ルータを除きます。)における I P 通信網間接続装置 (I P 通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 3 ~ (8) (略)	(略)

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の申込み)

第11条 当社は、接続申込者が、当社の指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続を申込み場合は、その接続の可否、接続可能時期、当社の指定電気通信設備 (ソフトウェアを含みます。以下この章 (第2節を除きます。)) において同じとします。) の設置又は改修の要否及びその接続に係る概算費用の算定等の検討 (以下「事前調査」といいます。) を行います。

2 ~ 4 (略)

第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3 (様式) 様式第13の書面により承諾します。

- (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (接続申込者が、D S L 回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会 (以下「T T C」といいます。) においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、I P o E 方式による接続 (インターネット接続サービスを提供する協定事業者が I P 通信網との接続を I P v 6 アドレスにより行うものに限ります。以下「I P o E 接続」といいます。) を要望する場合には、I P o E 接続を行っている

(7) I S P接続用ルータ	関門系ルータ (他の電気通信事業者の電気通信設備と中継局ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される中継局ルータ (他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限ります。) をいいます。以下同じとします。)のうち I S P 接続用ルータ (中継局ルータであって、主としてインターネット接続サービスを提供する協定事業者が接続するためのものをいいます。以下同じとします。)における I P 通信網終端装置 (I P 通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置及び当該装置を集約する装置をいいます。以下同じとします。)の他事業者側ポート (I P 通信網への通信を実現するために電気通信回線を収容する 1 の単位をいいます。以下同じとします。)又は当該 I P 通信網終端装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ (I S P 接続用ルータを除きます。)における I P 通信網間接続装置 (I P 通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 3 ~ (8) (略)	(略)

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の申込み)

第11条 当社は、接続申込者が、当社の指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続を申込み場合は、その接続の可否、接続可能時期、当社の指定電気通信設備 (ソフトウェアを含みます。以下この章 (第2節を除きます。)) において同じとします。) の設置又は改修の要否及びその接続に係る概算費用の算定等の検討 (以下「事前調査」といいます。) を行います。この場合において、接続申込者が I P o E 接続 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第7欄で接続するものうち I P o E 方式で接続するものをいい、I P 通信網との接続を I P v 6 アドレスにより行うものに限ります。以下同じとします。) を申込み際に、I P o E 接続を行っている協定事業者 (当社から I P o E 接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。) の数が16に達しているときは、当社は当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。

2 ~ 4 (略)

第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3 (様式) 様式第13の書面により承諾します。

- (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (接続申込者が D S L 回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会 (以下「T T C」といいます。) においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。)

協定事業者（当社から I P o E 接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。）の数が16 に達しているときを、それぞれ含みます。）。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第 25 条 （略）

(1) ～ (4) （略）

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第 25 条 （略）

(1) ～ (4) （略）

(5) P P P o E 方式による接続（以下「P P P o E 接続」といいます。）に係る I P 通信網終端装置（増設基準を設けないものを除きます。以下この号において同じとします。）の増設の申込みがあった場合において、増設基準（当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める I P 通信網終端装置の増設に係る基準をいい、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとし、以下同じとします。）を満たさないとき

第 6 節の 3 優先パケット機能の接続に関する手続き

（優先パケット機能の接続に係る管理方針）

第 34 条の 14 当社は、特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能（以下、「優先パケット機能」といいます。）との接続にあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

(1) 通信の秘密を確保すること

(2) 優先パケット機能を利用する協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと

(3) 優先パケット機能を利用した通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと

2 当社は、端末系交換機能第 10 欄イ欄及びルーティング伝送機能第 2 欄ウ欄（以下、「優先クラス通信機能」といいます。）との接続にあたって、1 回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線が I P 通信網サービス契約約款に定めるメニュー 5-1 のプラン 3、メニュー 5-2 及びメニュー 5-4（以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。）の場合は 1Mbit/s（音声のみに利用する場合は 4Mbit/s）、メニュー 5-1 のプラン 5（以下、「ビジネスタイプ」といいます。）の場合は 10Mbit/s（音声のみに利用する場合は 12Mbit/s）とします。

3 当社は、優先クラス通信機能との接続にあたって、接続申込者が指定する優先クラス通信機能に係る通信宛先アドレスと 1 回線あたりの優先クラスの利用帯域の組み合わせ（以下「設定パターン」といいます。）を一般収容局ルータに設定するものとします。この場合において、設定可能な上限数は、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合、ビジネスタイプの場合それぞれ 13 とします。

4 接続申込者は、前 2 項の場合において、上限を超えた接続を要望する場合は、第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行うものとし、当社は、上限の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の上限を規定します。

（優先クラス通信機能の接続申込み）

第 34 条の 15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第 11 条（事前調査の申込み）に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表 3（様式）様式第 8 別紙 5 を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

2 前項の場合において、当社は、以下の各号に定める上限の範囲で優先クラス通信機能を利用することができる旨の回答を行うものとします。

(1) 1 回線あたりの優先クラスの利用帯域が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及び

マンションタイプの場合は1Mbit/s（音声のみに利用する場合は4Mbit/s）以下、ビジネスタイプの場合は10Mbit/s（音声のみに利用する場合は12Mbit/s）以下であること

(2) 一度に申込む設定パターン数が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ2（その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先クラス通信機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2とします。）以下であること

3 協定事業者（当社が優先クラス通信機能の利用に係る接続申込みを承諾した協定事業者をいいます。以下この条において同じとします。）は、回線ごとに優先クラス通信機能の利用を申込む場合は、当社に対し、優先クラス通信機能を付加するにあたり必要な契約者情報等（当社は、その申込みに必要な情報について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。）を通知することを要します。

4 前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表3様式第8別紙5の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとします。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又はIP通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。

第5章 協定の締結・解除等

（当社が行う協定の解除）

第45条 当社は、第60条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。ただし、第60条第1項の表中第4欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第50条の4（IPoE接続に係る責務）の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めたとときに限るものとします。

（トラヒック又は回線数等の通知）

第50条

1～2（略）

3 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を利用する協定事業者（当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）第26-2欄において同じとします。）は、当社が定める期日までに、別表3（様式）様式第24-4の書面により、見込み需要（各月末の契約数（協定事業者が一般収容局ルータ優先パケット識別機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1（網使用料）1（適用）第26-2欄及び2（料金額）2-13第6欄において同じとします。）及び各月の送受信データ量（一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能により送受信するデータ（Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。）の量をいいます。以下同じとします。）とします。以下第69条及び第74条において同じとします。）を当社に通知することを要します。

第5章 協定の締結・解除等

（当社が行う協定の解除）

第45条 当社は、第60条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。

（トラヒック又は回線数等の通知）

第50条

1～2（略）

3 優先クラス通信機能を利用する協定事業者（当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）第8-11欄において同じとします。）は、当社が定める期日までに、別表3（様式）様式第24-4の書面により、見込み需要（各月末の契約数（協定事業者が端末系交換機能第10欄イ欄を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1（網使用料）1（適用）第8-11欄及び2（料金額）2-2第10欄イ欄において同じとします。）及び各月の送受信データ量（ルーティング伝送機能第2欄ウ欄により送受信するデータ（Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。）の量をいいます。以下同じとします。）とします。以下第69条及び第74条において同じとします。）を当社に通知することを要します。

(I P o E 接続に係る責務)

第50条の4 I P o E 接続を行っている協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。)は、I P o E 接続に関する協定等(I P 通信網とのI P o E 接続に係る機能により提供される接続機能に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下同じとします。)の締結等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと。
- (2) 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと。

第9章 接続の一時中断、停止及び中止

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります(表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。)

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 第50条の4(I P o E 接続に係る責務)の規定に違反している旨を総務大臣が認めたとき。	その違反の事由が解消された旨を総務大臣が認めるまでの間
(5) (略)	(略)

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

- (1)～(2) (略)
- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、D S L回線管理機能、D S L回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、I P 通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

- (4) ルーティング伝送機能第6欄又は第7欄の場合
前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの期間
2～5 (略)

(I P o E 接続に係る責務)

第50条の4 I P o E 接続を行っている協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。)は、電気通信事業者がI P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の提供を請求する場合において、I P o E 接続を開始するまでに次の各号に掲げる事項について整備し、公表するものとします。

- (1) I P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の概要
- (2) I P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の利用に係る問い合わせ窓口等の情報開示の手続き
- (3) I P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の提供を請求し当該請求への回答を受ける手続き

第9章 接続の一時中断、停止及び中止

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります(表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。)

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 削除	
(5) (略)	(略)

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

- (1)～(2) (略)
- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、D S L回線管理機能、D S L回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、I P 通信網回線管理機能、波長多重機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

- (4) 端末系交換機能第10欄イ欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄の場合
前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの期間
2～5 (略)

第3節 工事費及び手続費等の支払義務
(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線（端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。）、光信号中継回線（光信号中継伝送機能に係るものに限ります。）、光信号局内回線（光信号局内伝送機能に係るものに限ります。）又はルーティング伝送機能（閘門交換機接続ルーティング伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を除きます。）に係る回線（以下「IP通信網回線」といいます。）の設置の申込みの承諾を受けたとき。

第4節 料金の計算及び支払い
(網使用料の実績に基づく精算)

第74条 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）に規定するルーティング伝送機能第6欄又は第7欄について、その事業年度の見込み需要の実績値（以下この条において「当年度実績」といいます。）を把握したときは、第69条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算のための網使用料により計算した網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

2 送受信データ量の実績値は、当社の電気通信設備が優先パケット（技術的条件集別表26.5に規定する優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下同じとします。）を送受信した量とし、当社の機器により把握します。

第16章 雑則

(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)

第99条の8 当社は接続協議等に関する情報については、その情報を冊子により接続事業者へ公表するとともに、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。また、接続約款に規定された接続料並びに当社の通信用建物、管路、とう道及び電柱に接続に必要な装置等を設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

6 前項までの規定にかかわらず、接続申込者が負担すべき網使用料（料金表第1表第1（網使用料）に規定する中継系交換機能第4欄イ欄に係るものに限ります。）については、この約款において料金表第1表第2（網改造料）に規定する網改造料と同様に取り扱います。

第3節 工事費及び手続費等の支払義務
(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線（端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。）、光信号中継回線（光信号中継伝送機能に係るものに限ります。）、光信号局内回線（光信号局内伝送機能に係るものに限ります。）又はその他の機能第23欄、第24欄若しくはルーティング伝送機能第1欄オ欄に係る回線（以下「IP通信網回線」といいます。）の設置の申込みの承諾を受けたとき。

第4節 料金の計算及び支払い
(網使用料の実績に基づく精算)

第74条 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）に規定する端末系交換機能第10欄イ欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄について、その事業年度の見込み需要の実績値（以下この条において「当年度実績」といいます。）を把握したときは、第69条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算のための網使用料により計算した網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

2 送受信データ量の実績値は、当社の電気通信設備が優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットを送受信した量とし、当社の機器により把握します。

第16章 雑則

(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)

第99条の8 当社は、接続協議等に関する情報について、当該情報をまとめた一の集合物により、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

2 当社は、接続約款に規定された接続料並びに当社の通信用建物、管路、とう道及び電柱に接続に必要な装置等を設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報について、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

(優先クラス通信機能に係る情報の提供)

第99条の14 当社は、次の各号に規定する情報を協定事業者（接続申込者を含みます。）が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1) 優先クラス通信機能の利用開始可能時期に係る情報

(2) 第34条の14第3項に定める設定パターンの利用可能残数

料金表
通則

(消費税相当額の加算)

第 64 条(定額制の網使用料の支払義務)から第 68 条(手続費の支払義務)までの規定、第 95 条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。)に消費税相当額を加算した額とします。

第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)

(I P 通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)

第 102 条 接続申込者が、第 5 条(標準的な接続箇所)第 1 項の表中第 7 欄又は第 7-2 欄での接続の申込みと併せて I P 通信網県間区間伝送路の接続を申込みの場合において、 I P 通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第 11 条(事前調査の申込み)、第 12 条(事前調査の受付及び順番)、第 13 条(事前調査の回答)、第 21 条(接続申込み)、第 22 条(接続申込みの承諾)、第 38 条(標準的接続期間)、第 40 条(協定の単位)から第 46 条(協定の消滅)及び第 99 条の 8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)第 1 項の規定を準用します。

2 前項に規定する申込みがあった場合であって、 I P 通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答が第 5 条第 1 項の表中第 7 欄又は第 7-2 欄での接続に係る事前調査の回答より遅かったときは、第 21 条第 1 項及び第 3 項に規定する期限を、 I P 通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答を受けた後 1 ヶ月以内とします。

料金表
通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条(定額制の網使用料の支払義務)から第 68 条(手続費の支払義務)までの規定、第 95 条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。)に消費税相当額を加算した額とします。

(適用欄の取扱い)

2 接続申込者は、この料金表の適用によらない接続を要望する場合は、第 11 条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行うものとします。

第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)

(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2（料金額）2-8（第4欄及び第5欄を除きます。）又は2-11（第12欄から第20欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6)～(8)-10 (略)	(略)
(9)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	
(24)～(26) (略)	(略)

(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア 協定事業者は、2（料金額）2-8（第4欄及び第5欄を除きます。）又は2-11（第12欄から第20欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。 イ 2-2第9欄若しくは第10欄（イ欄を除きます。）、2-4第4欄（イ欄を除きます。）、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄（ウ欄を除きます。）に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7) 2-2第9欄ア欄及び第10欄ウ欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄 (4) 2-2第9欄イ欄及び第10欄ア欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄 (ウ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄ア欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄
(6)～(8)-10 (略)	(略)
(8)-11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2（料金額）2-2第10欄イ欄及び2-13第2欄ウ欄については、組み合わせて適用します。 イ 2-2第10欄イ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数（第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 ウ 2-13第2欄ウ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量（第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。
(9)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-11第23欄、第24欄若しくは2-13第1欄才欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	
(24)～(26) (略)	(略)

(26)-2 ルーティング伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続する一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能については、組み合わせて適用します。</p> <p>イ 一般収容局ルータ優先パケット識別機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数（第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>ウ 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量（第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p>
(27)～(31) (略)	(略)

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額
区 分	単位	料金額	備考	

(26)-2 削除	
(27)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	<p>ア 関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合に限りです。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成30年4月1日時点のIP通信網終端装置（IPoE方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成30年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>イ 前欄に規定する料金について、複数の協定事業者が同一の設置場所の区分でIP通信網終端装置を利用する場合は、各協定事業者と協議の上、その区分のIP通信網終端装置の利用状況に応じて、2（料金額）2-4第4欄に掲げる料金額について、料金表第1表第2（網改造料）1（適用）第2欄の規定を準用して按分した額を、各協定事業者に適用します。また、当社は、その具体的な按分方法及び各協定事業者に適用する按分後の額について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p>

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額
区 分	単位	料金額	備考	

(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	4,185 円
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	7,910 円

2-1-1-1の2~2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	4,204 円
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	8,999 円

2-1-1-1の2~2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア アイ以外のもの	1 装置ごとに月額	383,142円
		イ 専らIP電話の提供の用に供するもの	1 装置ごとに月額	465,054円
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット(最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。)等を識別する機能	ア SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに月額	1.95 円
		イ 優先クラスを識別するもの	1 契約数ごとに月額	2.16 円
		ウ アイ以外のもの	1 装置ごとに月額	7,909 円

2-3 (略)

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考		
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(4) 関門系 ルータ 交換機 能	関門系ルータ で接続する場 合における当 該関門系ルー タにより通信 の交換を行う 機能	ア 第5条(標準的な接続箇 所)第1項の表中第7欄で 接続するものうちP P○E方式で接続する場 合	1装置ご とに月額	175,453円	—	
		イ 第5条(標 準的な接続 箇所)第1項 の表中第7 欄で接続す るものう ちI P○E 方式で接続 する場合	月額	14,758,000 円	平成30年 4月1日 時点から I P○E 接続を利用 している 協定事業 者に適用 します。	
			千葉県内 の設置場 所において 接続する 場合	月額	2,900,583 円	平成30年 4月1日 以降当社 の準備が 整った時 点からI P○E接 続を利用 している 協定事業 者に適用 します。
			埼玉県内 の設置場 所において 接続する 場合	月額	3,041,250 円	平成30年 4月1日 以降当社 の準備が 整った時 点からI P○E接 続を利用 している 協定事業 者に適用 します。

		神奈川県内の設置場所において接続する場合	月額	3,085,000円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からIPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,250,000円	—

2-4の2 音声パケット変換機能

区 分		単 位	料金額	備考
音声パケット変換機能	1GSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0011631円	—

2-5~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	197,917円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	54,809円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	72,663円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	85,789円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	96,337円

2-5~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	173,889円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	60,436円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	80,161円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	94,679円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	106,357円

機能	県の区域における通信に係るものに限ります。)	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	116,615円	——
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	125,452円	
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	133,816円	
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	141,234円	
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	148,178円	
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	154,649円	
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	205,627円	
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	242,877円	
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	273,737円	
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,099円	
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	323,621円	
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	345,013円	
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	364,749円	
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	383,300円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	400,432円	
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	536,245円	
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	637,500円	
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	721,715円			
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	795,041円			
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	861,267円			
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	921,812円			
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	978,097円			
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,030,831円			
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080,962円			

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネット フレーム ム伝送 機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	151,915円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	201,490円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	237,975円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	267,320円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	293,095円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	315,300円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	336,315円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	354,950円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	372,395円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	388,650円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	516,690円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,220円
400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	687,685円		
500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	753,845円		

機能	県の区域における通信に係るものに限ります。)	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	105,596円	——
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	113,781円	
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	121,106円	
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	127,787円	
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	134,038円	
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	140,074円	
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	185,824円	
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	219,113円	
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	246,385円	
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	270,005円	
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,831円	
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	309,939円	
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	327,328円	
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	343,427円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	358,668円	
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	476,692円	
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	563,562円	
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	634,747円			
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	696,263円			
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	751,118円			
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	800,817円			
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	846,649円			
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	889,472円			
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	929,717円			

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フ レ ーム 伝 送 機 能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	160,722円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	213,190円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	251,813円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,882円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	310,176円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	334,322円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	355,951円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	375,692円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	394,174円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	412,026円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	547,755円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	646,979円
400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	728,581円		
500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	799,484円		

	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	812,865円
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	866,530円
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	916,030円
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	962,555円
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,005,510円
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,345,810円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,599,240円
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,809,830円
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,993,050円
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,158,420円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,309,510円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,449,890円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,581,345円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,706,255円

2-7 (略)

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	862,204円
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	919,890円
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	972,540円
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,021,414円
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,067,771円
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,430,636円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,702,241円
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,927,901円
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,125,240円
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,303,067円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,465,790円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,617,183円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,759,765円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,894,795円

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分		単 位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0,88805円	—

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 一般収容局ルータ接続ルータインタフェース送信機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閥門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,348,049円	—

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 一般 收容局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	一般收容 局ルータ における 1 IP通 信網收容 装置ごと に月額	1,196,836円	—
(2) 一般 中継局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	1ポート ごとに月 額	4,583,333円	—
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 削除			
(5) 閥門交 換機接続	1通信ご とに	0.83833円	—

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 一般 中継系 ルータ 交換伝 送機能	一般中継局ルータ等に より通信の交換又は伝 送を行う機能(優先パ ケットに係る交換及び 伝送を行う機能を含 む。)	ア 最優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	—
		イ 高優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	
		ウ 優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	
		エ ベストエフォ ートクラス	1 Mbit まで ごとに月額	

ルーティング伝送機能		1秒ごとに	0.0024261円	—
(6) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、一般収容局ルータにおいて、優先パケットを識別する機能	1契約数ごとに月額	2.01円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用し ます。
(7) 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、ISP接続用ルータと一般収容局ルータの間において、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能	1Mbitまでごとに月額	0.035668円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用し ます。

第2 網改造料

1 適用(略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	内 容	備考
(1)~(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能(IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続(PPPoE方式により行うものに限ります。)のためのインタフェースを付与する機能 イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	—

第2 網改造料

1 適用(略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	内 容	備考
(1)~(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能(IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置(ウに定めるもの以外)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェースを付与する機能 イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	—

	ウ IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能	
(54)～(61) (略)	(略)	(略)
(62) IP通信網とのIPoE接続に係る機能	IPoE接続を行うための機能	—————
(63)～(67) (略)	(略)	(略)
(68) 優先パケットの利用に係る機能	優先パケットを利用した通信を行うにあたり、協定事業者の契約者ごとの申込受付及び一般収容局ルータへの回線情報の設定並びに送受信データ量の把握を行う機能	IPoE接続を利用している協定業者に適用します。

別表1 接続により提供する機能
1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
端末系交換機能	加入者交換機（当社が別に定める簡易型交換機を含みます。）により相互接続通信の交換を行う機能	
(略)	(略)	(略)
中継系交換機能	市外中継交換機により相互接続通信の交換を行う機能	

別表2 (略)

別表3 様式
様式第1～第24-3 (略)

	ウ IP通信網終端装置（増設基準を設けないものに限り。）においてPPPoE接続を行うための機能	
(54)～(61) (略)	(略)	(略)
(62) IP通信網とのIPoE接続に係る機能	IPoE接続を行うための機能（料金表第1表第1（網使用料）2-4中継系交換機能のうち閉門系ルータ交換機能に係るもの（IPoE方式で接続する場合に限り。）を除きます。）	—————
(63)～(67) (略)	(略)	(略)
(68) 優先クラスの利用に係る機能	優先クラス通信機能を利用した通信を行うにあたり、協定事業者の契約者ごとの申込受付及び一般収容局ルータへの回線情報の設定並びに送受信データ量の把握を行う機能	IPoE接続を利用している協定業者に適用します。

別表1 接続により提供する機能
1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
端末系交換機能	加入者交換機（当社が別に定める簡易型交換機を含みます。）又は一般収容局ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
(略)	(略)	(略)
中継系交換機能	市外中継交換機又は閉門系ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	

別表2 (略)

別表3 様式
様式第1～第7-7 (略)
様式第8 (略)
様式第8別紙1～別紙4 (略)

様式第8別紙5（第34条の15関係）

優先クラス通信機能の利用に係る具体的内容

項目	具体的内容
1. 需要	
(1)サービス開始後3年間の提供予定回線数	1年後（ 年 月末）： 回線 2年後（ 年 月末）： 回線 3年後（ 年 月末）： 回線

様式第 24-4（第 50 条第 3 項関係）

一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る見込み需要通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 3 項の規定により、一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数（累計）	
4 月末		回線
5 月末		回線
6 月末		回線
7 月末		回線
8 月末		回線
9 月末		回線
10 月末		回線
11 月末		回線
12 月末		回線
1 月末		回線
2 月末		回線
3 月末		回線

(2)利用種別	音声 / データ
(3)音声利用の場合	1 契約あたりのチャネル数 : ch 1 チャネルあたりの平均利用帯域 : Mbit/s 呼率（1 チャネルあたりの月間通話時間） : 秒
2. 設定内容	
(1)通信宛先アドレス （ IPv6 アドレス / プレフィックス長）	IPv6 アドレス : プレフィックス長 : /
(2) 1 回線あたりの優先クラスの利用帯域	Mbit/s （ I P 通信網サービスの品目ごとに記載）

様式第 24-4（第 50 条第 3 項関係）

優先クラス通信機能に係る見込み需要通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 3 項の規定により、優先クラス通信機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数（累計）	
4 月末		回線
5 月末		回線
6 月末		回線
7 月末		回線
8 月末		回線
9 月末		回線
10 月末		回線
11 月末		回線
12 月末		回線
1 月末		回線
2 月末		回線
3 月末		回線

2. 平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit
7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 契約数（累計）は、一般収容局ルータ優先パケット識別機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

（網改造料に関する経過措置）

2 料金表第1表第2（網改造料）第53欄ウ欄の対象となるIP通信網終端装置は、PPPoE方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となるIP通信網終端装置は、ウ欄の対象となるIP通信網終端装置を除きます。

※二重下線部は、平成29年12月18日東相制第17-00083号にて認可申請中です。

※二重波下線部は、平成29年12月18日東相制第17-00083号にて認可申請中のもので、本申請（平成30年3月16日東相制第17-00122号）にて認可申請するものです。

2. 平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit
7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 契約数（累計）は、優先クラス通信機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額については平成30年4月1日に遡及して適用します。ただし、この改正規定のうち、料金表第1表第1（網使用料）2-4第4欄イ欄（東京都内の設置場所において接続する場合を除きます。）については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。